

4. 事業実施想定区域及びその周囲の概況

4. 事業実施想定区域及びその周囲の概況

4.1 自然的状況

4.1.1 気象の状況

福井地方気象台(位置は図 4.1-3参照)における気象の状況(10年平均値:平成20年~平成29年)は、表 4.1-1及び図 4.1-1に示すとおりである。

年平均気温は14.9℃で、日最高平均気温の最高が8月の32.2℃、日最低平均気温の最低が1月の0.2℃となっている。

年間降水量は2,393.3mmで、12月が357.0mmと最も多く、5月が128.5mmと最も少ない。

年平均風速は2.7m/秒で、春(3~5月)に2.9~3.0m/秒以上と強く、他の月は2.6~2.7m/秒となっている。年間最多風向は、南となっている。

平成29年の風況の状況は図 4.1-2に示すとおりであり、年平均風速は2.7m/秒となっている。また、南系の風が卓越しており、次いで北系の風が多い。

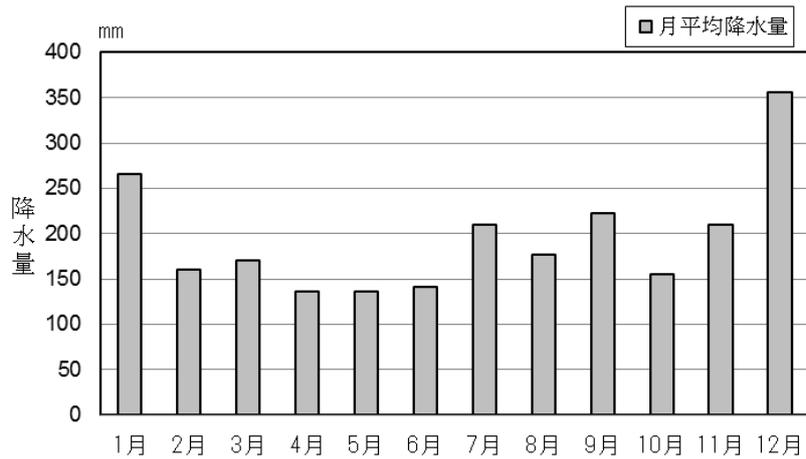
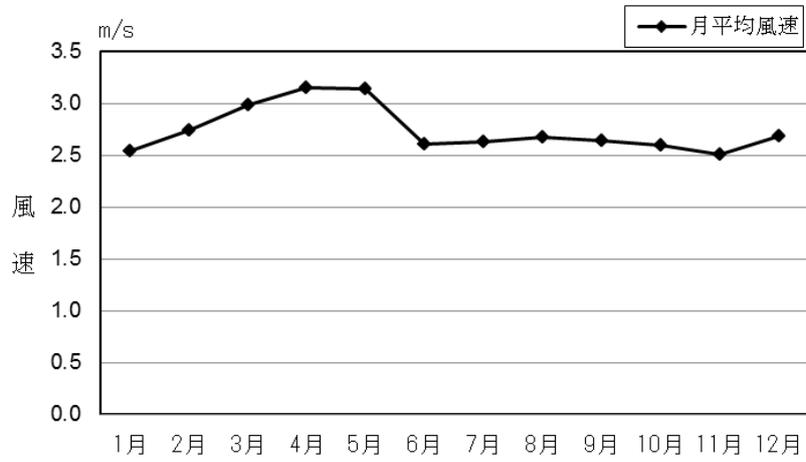
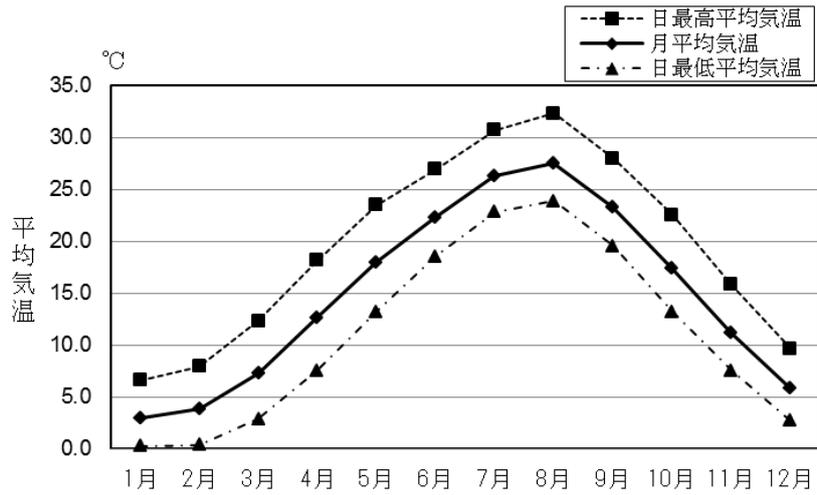
表 4.1-1 気象の状況

項目	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
	気	平均	2.9	3.6	7.3	12.8	18.2	22.2	26.7	27.5	23.0	17.4	11.2	5.6
温 (℃)	日最高平均	6.5	7.6	12.3	18.4	23.7	26.9	31.3	32.2	27.8	22.4	15.8	9.4	19.5
	日最低平均	0.2	0.3	2.9	7.7	13.4	18.4	23.1	23.9	19.2	13.3	7.5	2.5	11.0
平均降水量(mm)		275.5	167.6	163.5	145.6	128.5	126.7	214.6	183.1	236.5	174.0	221.0	357.0	2,393.3
平均風速(m/秒)		2.6	2.7	2.9	3.2	3.1	2.6	2.7	2.6	2.6	2.6	2.6	2.7	2.7
最多風向		南	南南西	南	南	南南西	北北西	南	南	北北西	北	南南西	南南西 南	南

※: 値は福井地方気象台における平成20年~平成29年の10年間の平均値(風向は最多出現風向)。

なお、降水量の年の値については、年間の降水量の合計の平均値。

出典:「過去の気象データ・ダウンロード」(気象庁ホームページ)をもとに作成



注：値は福井地方気象台における平成20年～平成29年の10年間の平均値
 出典：「過去の気象データ・ダウンロード」(気象庁ホームページ)

図 4.1-1 気象の状況

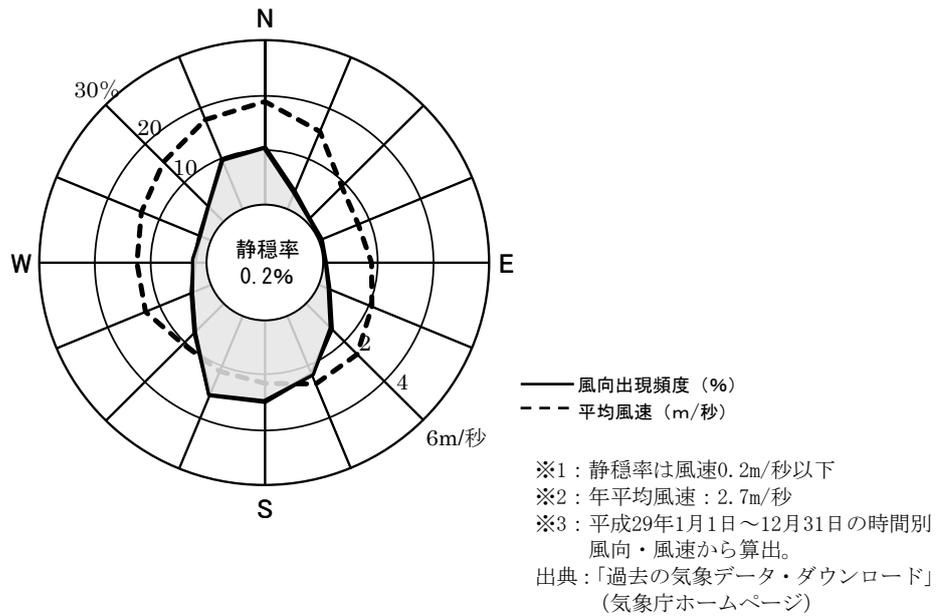


図 4.1-2 風況の状況（福井地方气象台：平成29年）

4.1.2 大気環境の状況

(1) 大気質の状況

1) 大気汚染常時監視測定局の位置及び測定項目

事業実施想定区域及びその周囲の大気汚染常時監視測定局の位置は図 4.1-3に、各測定局における測定項目は、表 4.1-2に示すとおりである。

最寄りの測定局は吉野測定局であり事業実施想定区域から南東約1.0kmの距離に位置している。

表 4.1-2 事業実施想定区域及びその周囲における大気汚染常時監視測定局及び測定項目

種別※2	番号※1	所在市町	測定局	用途地域※3	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化炭素	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	塩化水素	ダイオキシン類
一般局	1	福井市	福井	住	○	○	○	○		○	○		○
	2		センター	未		○	○			○			
自排局	3	福井市	自排福井	未		○	○	○	○		○		
クリーンセンター監視局	4	福井市	岡保	未	○	○	○					○	○
	5	永平寺町	吉野	未	○	○	○					○	
	6		松岡	未	○	○	○					○	

※1：表中の番号は、図4.1-3の番号と対応する。

※2：一般局：一般環境大気測定局 自排局：自動車排出ガス測定局 クリーンセンター監視局：福井市クリーンセンター監視局（以下、省略）

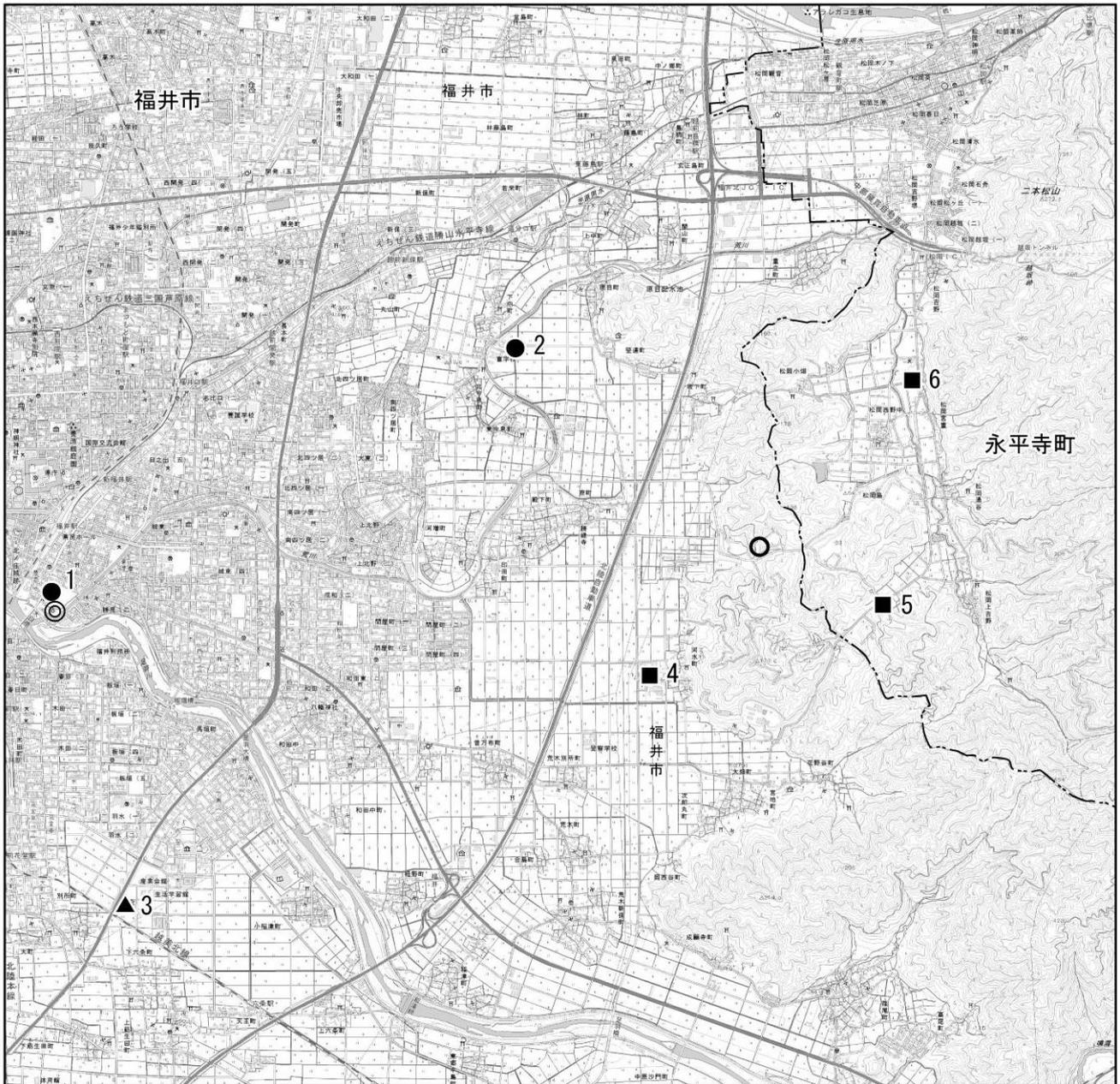
※3：住：第1種、第2種低層住居専用地域、第1種、第2種中高層住居専用地域、第1種、第2種住居地域及び準住居地域に該当する地域。

未：未指定地域及び無指定地域。

出典1：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

出典2：「平成28年度ダイオキシン類調査結果について」（福井県ホームページ）

出典3：「ふくいの環境（平成29年度版）」（福井市ホームページ）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 市町界
- ◎ 福井地方気象台
- 一般環境大気測定局
- ▲ 自動車排出ガス測定局
- 福井市クリーンセンター監視局

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集したものである。

1:50,000



出典1:「過去の気象データ・ダウンロード」(気象庁ホームページ)
 出典2:「ふくい環境(平成29年度版)」(福井市ホームページ)

図 4.1-3 気象観測所及び大気汚染常時監視測定局位置図

2) 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、一般局1局、クリーンセンター監視局3局で測定されている。

平成28年度の測定結果は表 4.1-3に示すとおりであり、各測定局の年平均値は0.000～0.002ppmの範囲にある。また、測定結果は、短期的評価、長期的評価ともにすべての測定局で環境基準を達成している。

平成24年度～平成28年度の年平均値の経年変化は表 4.1-4及び図 4.1-4に示すとおりであり、各局とも横ばい傾向である。

表 4.1-3 二酸化硫黄の測定結果(平成28年度)

種別	所在市町	番号 ※1	測定局	年平均値	短期的評価※2			長期的評価※2		
					1時間値が 0.1ppmを超 えた時間数	1日平均値 が0.04ppm を超えた日 数	環境 基準 達成 状況 ※3	1日平均値 の2%除外 値	1日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上 連続したこ との有無	環境 基準 達成 状況 ※3
					(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)	(有・無)	
一般局	福井市	1	福井	0.000	0	0	○	0.001	無	○
クリーン センター 監視局	福井市	4	岡保	0.002	0	0	○	0.004	無	○
	永平寺町	5	吉野	0.002	0	0	○	0.004	無	○
		6	松岡	0.002	0	0	○	0.004	無	○

※1：表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

※2：環境基準の達成状況の評価：

- ・短期的評価：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
- ・長期的評価：1年間の1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

※3：表中の「環境基準達成状況」の欄で、○：達成 ×：非達成 を示す。

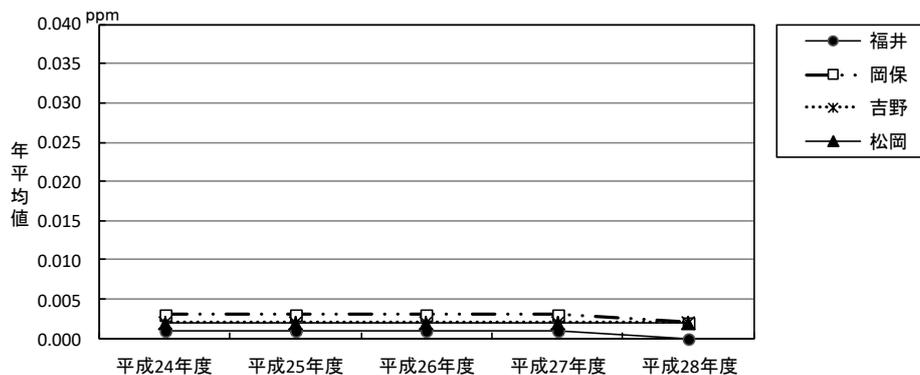
出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

表 4.1-4 二酸化硫黄の経年変化(平成24年度～平成28年度)

種別	所在市町	番号※	測定局	年平均値(ppm)				
				平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般局	福井市	1	福井	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000
クリーンセンター 監視局	福井市	4	岡保	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
	永平寺町	5	吉野	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
		6	松岡	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002

※：表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）



出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

図 4.1-4 二酸化硫黄の経年変化(平成24年度～平成28年度)

3) 二酸化窒素

二酸化窒素は、一般局2局、自排局1局、クリーンセンター監視局3局で測定されている。

平成28年度の測定結果は表 4.1-5に示すとおりであり、各測定局の年平均値は一般局では0.006～0.007ppmの範囲、自排局では0.015ppm、クリーンセンター監視局では0.002～0.005ppmの範囲にある。また、測定結果は、長期的評価についてすべての測定局で環境基準を達成している。

平成24年度～平成28年度の年平均値の経年変化は表 4.1-6及び図 4.1-5に示すとおりであり、概ね減少傾向である。

表 4.1-5 二酸化窒素の測定結果(平成28年度)

種別	所在市町	番号※1	測定局	年平均値 (ppm)	1日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 (日)	1日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数 (日)	1時間値 の 最高値 (ppm)	長期的評価※2	
								1日平均 値の年間 98%値 (ppm)	環境 基準 達成 状況 ※3
一般局	福井市	1	福井	0.006	0	0	0.042	0.015	○
		2	センター	0.007	0	0	0.043	0.017	○
自排局	福井市	3	自排福井	0.015	0	0	0.067	0.031	○
クリーン センター 監視局	福井市	4	岡保	0.005	0	0	0.032	0.013	○
	永平	5	吉野	0.002	0	0	0.024	0.005	○
	寺町	6	松岡	0.003	0	0	0.022	0.006	○

※1：表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

※2：環境基準の達成状況の評価：1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。

※3：表中の「環境基準達成状況」の欄で、○:達成 ×:非達成 を示す。

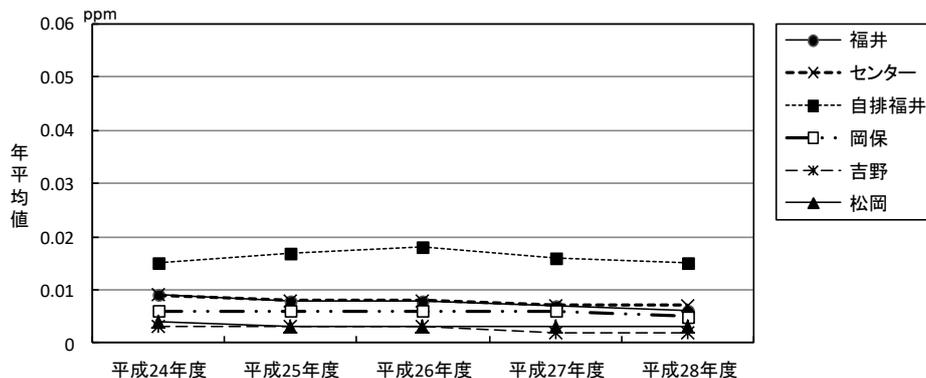
出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

表 4.1-6 二酸化窒素の経年変化(平成24年度～平成28年度)

種別	所在市町	番号※	測定局	年平均値(ppm)				
				平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般局	福井市	1	福井	0.009	0.008	0.008	0.007	0.006
		2	センター	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007
自排局	福井市	3	自排福井	0.015	0.017	0.018	0.016	0.015
クリーンセンター 監視局	福井市	4	岡保	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
	永平寺町	5	吉野	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
		6	松岡	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003

※：表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）



出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

図 4.1-5 二酸化窒素の経年変化(平成24年度～平成28年度)

4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、一般局2局、自排局1局、クリーンセンター監視局3局で測定されている。

平成28年度の測定結果は表 4.1-7に示すとおりであり、各測定局の年平均値は一般局では0.016～0.019 mg/m³の範囲、自排局では0.016 mg/m³、クリーンセンター監視局では0.012～0.014 mg/m³の範囲にある。また、測定結果は、短期的評価、長期的評価ともすべての測定局で環境基準を達成している。

平成24年度～平成28年度の年平均値の経年変化は表 4.1-8及び図 4.1-6に示すとおりであり、概ね減少傾向である。

表 4.1-7 浮遊粒子状物質の測定結果(平成28年度)

種別	所在市町	番号 ^{※1}	測定局	年平均値 (mg/m ³)	短期的評価 ^{※2}			長期的評価 ^{※2}		
					1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数合	1日平均値 が0.10mg/m ³ を超えた 日数	環境 基準 達成 状況 ^{※3}	1日平均値 の2%除外 値	1日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2日以上連続し たことの有無	環境 基準 達成 状況 ^{※3}
					(日)	(日)	(mg/m ³)	(有・無)		
一般局	福井市	1	福井	0.019	0	0	○	0.038	無	○
		2	センター	0.016	0	0	○	0.040	無	○
自排局	福井市	3	自排福井	0.016	0	0	○	0.037	無	○
クリーンセンター 監視局	福井市	4	岡保	0.014	0	0	○	0.034	無	○
		5	吉野	0.012	0	0	○	0.030	無	○
		6	松岡	0.012	0	0	○	0.031	無	○

※1：表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

※2：環境基準の達成状況の評価：

- ・短期的評価：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。
- ・長期的評価：1年間の1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。

※3：表中の「環境基準達成状況」の欄で、○：達成 ×：非達成 を示す。

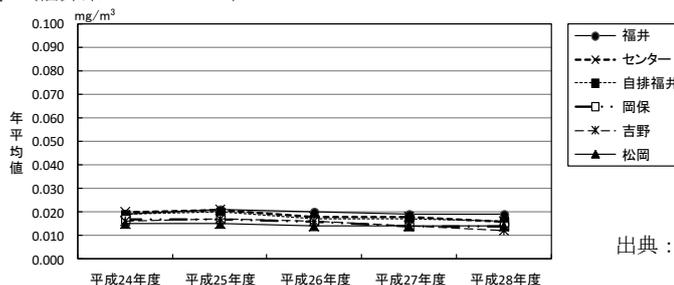
出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

表 4.1-8 浮遊粒子状物質の経年変化(平成24年度～平成28年度)

種別	所在市町	番号 [※]	測定局	年平均値(mg/m ³)				
				平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般局	福井市	1	福井	0.019	0.021	0.020	0.019	0.019
		2	センター	0.020	0.021	0.018	0.018	0.016
自排局	福井市	3	自排福井	0.019	0.020	0.017	0.017	0.016
クリーンセンター 監視局	福井市	4	岡保	0.017	0.017	0.016	0.014	0.014
		5	吉野	0.016	0.017	0.016	0.014	0.012
		6	松岡	0.015	0.015	0.014	0.014	0.012

※：表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）



出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

図 4.1-6 浮遊粒子状物質の経年変化(平成24年度～平成28年度)

5) 微小粒子状物質

微小粒子状物質は、一般局1局、自排局1局で測定されている。

平成28年度の測定結果は表 4.1-9に示すとおりであり、年平均値は一般局では12.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自排局では14.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっている。また、測定結果は、短期的基準、長期的基準とも両測定局で環境基準を達成している。

平成24年度～平成28年度の年平均値の経年変化は表 4.1-10及び図 4.1-7に示すとおりであり、一般局では減少傾向であるが、自排局では増加後28年度に減少している。

表 4.1-9 微小粒子状物質の測定結果(平成28年度)

種別	所在市町	番号 ^{※1}	測定局	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	短期基準 ^{※2}			長期基準 ^{※2}	
					1日平均値の 年間98パー センタイル 値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1日平均 値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え た日数 (日)	環境 基準 達成 状況 ^{※3}	年平 均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境 基準 達成 状況 ^{※3}
一般局	福井市	1	福井	12.0	29.9	2	○	12.0	○
自排局	福井市	3	自排福井	14.6	30.7	3	○	14.6	○

※1：表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

※2：環境基準の達成状況の評価：

- ・短期基準：1日平均値の年間98パーセンタイル値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
- ・長期基準：1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

※3：表中の「環境基準達成状況」の欄で、○：達成 ×：非達成 を示す。

環境基準との比較は、標準測定法との等価性を有する自動測定器で測定され、かつ、有効測定日数が250日以上の測定局で行う。なお、2測定局とも等価性を有している。

出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

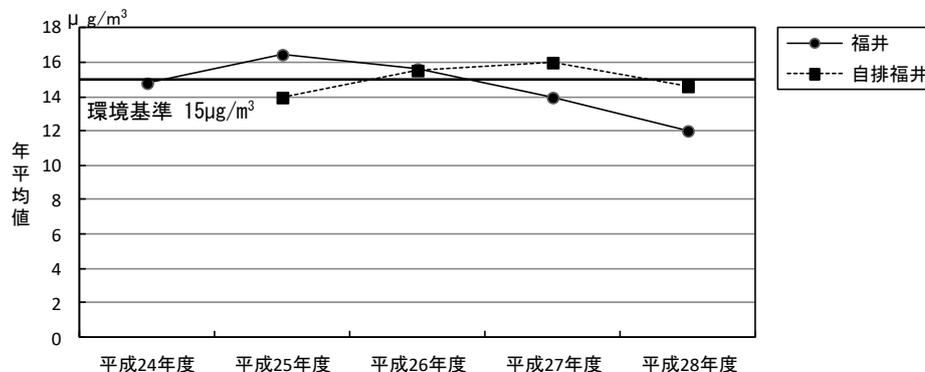
表 4.1-10 微小粒子状物質の経年変化(平成24年度～平成28年度)

種別	所在市町	番号 ^{※1}	測定局	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				
				平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般局	福井市	1	福井	14.8	16.5	15.6	14.0	12.0
自排局	福井市	3	自排福井 ^{※2}	—	14.0	15.5	16.0	14.6

※1：表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

※2：自排福井測定局は平成25年度から測定。

出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）



出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

図 4.1-7 微小粒子状物質の経年変化 (平成24年度～平成28年度)

6) 一酸化炭素

一酸化炭素は、自排局1局で測定されている。

平成28年度の測定結果は表 4.1-11に示すとおりであり、年平均値は0.2ppmとなっている。また、測定結果は、長期的評価、短期的評価とも環境基準を達成している。

平成24年度～平成28年度の年平均値の経年変化は表 4.1-12及び図 4.1-8に示すとおりであり、横ばい傾向である。

表 4.1-11 一酸化炭素の測定結果(平成28年度)

種別	所在市町	番号 ^{※1}	測定局	年平均値	短期的評価 ^{※2}			長期的評価 ^{※2}		
					8時間値が20ppmを超えた回数	1日平均値が10ppmを超えた日数	環境基準達成状況 ^{※3}	1日平均値の2%除外値	1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準達成状況 ^{※3}
					(ppm)	(回)	(日)	(ppm)	(有・無)	
自排局	福井市	3	自排福井	0.2	0	0	○	0.4	無	○

※1：表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

※2：環境基準の達成状況の評価：

・短期的評価：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値が20ppm以下であること。

・長期的評価：1年間の1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

※3：表中の「環境基準達成状況」の欄で、○：達成 ×：非達成 を示す。

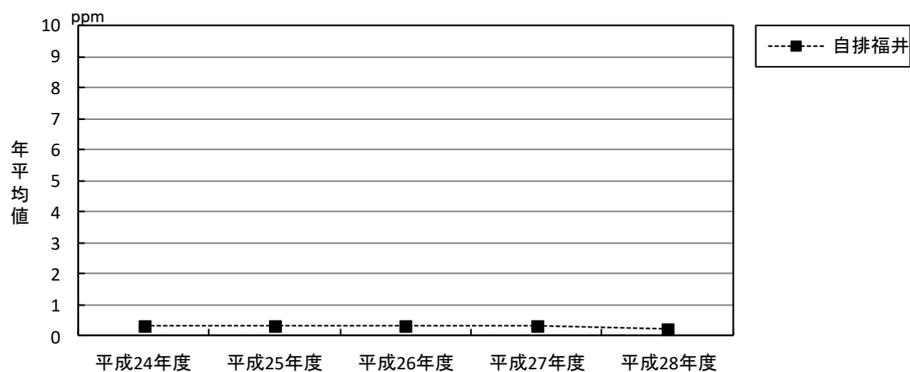
出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

表 4.1-12 一酸化炭素の経年変化(平成24年度～平成28年度)

種別	所在市町	番号 [※]	測定局	年平均値(ppm)				
				平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
自排局	福井市	3	自排福井	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2

※：表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）



出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

図 4.1-8 一酸化炭素の経年変化(平成24年度～平成28年度)

7) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、一般局2局で測定されている。

平成28年度の測定結果は表 4.1-13に示すとおりであり、年平均値は両測定局とも0.035ppmとなっている。また、測定結果は、両測定局とも短期的評価では環境基準を達成していない。

平成24年度～平成28年度の年平均値の経年変化は表 4.1-14及び図 4.1-9に示すとおりであり、両測定局ともほぼ横ばい傾向である。

なお、光化学オキシダントについて環境基準の達成状況が低いのは、当該地域の特性ではなく全国的な傾向である。

表 4.1-13 光化学オキシダントの測定結果(平成28年度)

種別	所在市町	番号 ^{※1}	測定局	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)	短期的評価 ^{※2}			昼間の1時間値が0.12ppm以上となった時間数及び日数		昼間の1時間値の最高値 (ppm)
					昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数及び日数		環境基準達成状況 ^{※3}	(時間)	(日)	
					(時間)	(日)				
一般局	福井	1	福井	0.035	333	54	×	0	0	0.094
		2	センター	0.035	359	60	×	0	0	0.098

※1：表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

※2：環境基準の達成状況の評価：昼間(5時～20時)の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であること。

※3：表中の「環境基準達成状況」の欄で、○:達成 ×:非達成 を示す。

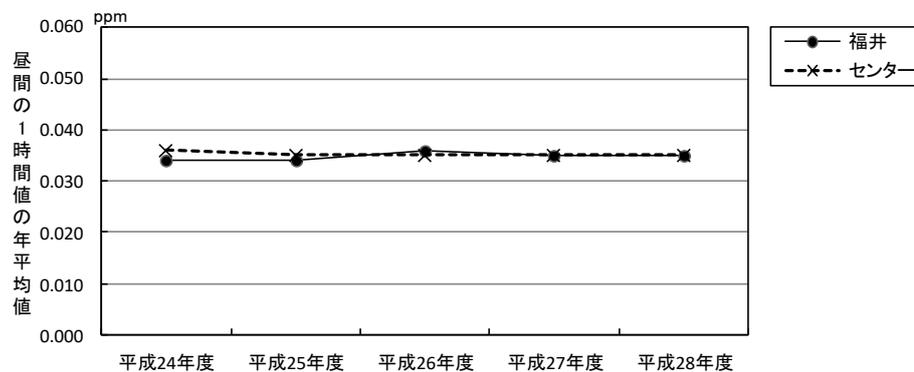
出典：「福井県大気汚染情報」(福井県ホームページ)

表 4.1-14 光化学オキシダントの経年変化(平成24年度～平成28年度)

種別	所在市町	番号 [※]	測定局	昼間の1時間値の年平均値(ppm)				
				平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般局	福井市	1	福井	0.034	0.034	0.036	0.035	0.035
		2	センター	0.036	0.035	0.035	0.035	0.035

※：表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

出典：「福井県大気汚染情報」(福井県ホームページ)



出典：「福井県大気汚染情報」(福井県ホームページ)

図 4.1-9 光化学オキシダントの経年変化(平成24年度～平成28年度)

8) 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素は、一般局1局、自排局1局で測定されている。

平成28年度の測定結果は表 4.1-15に示すとおりであり、年平均値は0.08～0.09ppmの範囲にある。また、測定結果は、指針との比較では一般局では指針を下回っているが、自排局で指針を上回っている。

平成24年度～平成28年度の年平均値の経年変化は表 4.1-16及び図 4.1-10に示すとおりであり、両測定局ともほぼ横ばい傾向である。

表 4.1-15 非メタン炭化水素の測定結果(平成28年度)

種別	所在市町	番号※1	測定局	年平均値	午前6～9時における年平均値	午前6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	午前6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数	指針との比較※2,3
				(ppmC)	(ppmC)	(日)	(日)	
一般局	福井市	1	福井	0.08	0.09	5	0	○
自排局	福井市	3	自排福井	0.09	0.11	18	1	×

※1：表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

※2：表中の「指針との比較」の欄で、○：達成 ×：非達成 を示す。

指針は、「光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」（昭和51年8月17日 環大企220号通知）。

※3：指針との比較：オキシダントの日最高1時間値の0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

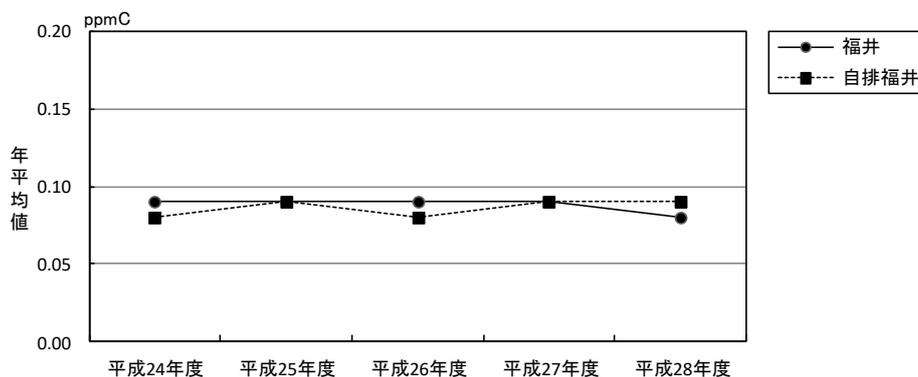
出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

表 4.1-16 非メタン炭化水素の経年変化(平成24年度～平成28年度)

種別	所在市町	番号※	測定局	年平均値 (ppmC)				
				平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般局	福井市	1	福井	0.09	0.09	0.09	0.09	0.08
自排局	福井市	3	自排福井	0.08	0.09	0.08	0.09	0.09

※：表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）



出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

図 4.1-10 非メタン炭化水素の経年変化(平成24年度～平成28年度)

9) 塩化水素

塩化水素は、クリーンセンター監視局3局で測定されている。

平成28年度の測定結果は表 4.1-17に示すとおりであり、年平均値は0.000となっている。また、測定結果は、すべての測定局で目標環境濃度を下回っている。

平成24年度～平成28年度の年平均値の経年変化は表 4.1-18及び図 4.1-11に示すとおりであり、各測定局ともほぼ横ばい傾向である。

表 4.1-17 塩化水素の測定結果(平成28年度)

種別	所在市町	番号※1	測定局	年平均値	1時間値の最高値	1日平均値の最高値	1時間値が0.02ppmを超えた時間数	目標環境濃度との比較 ※2,3
				(ppm)	(ppm)	(ppm)	(時間)	
クリーンセンター監視局	福井市	4	岡保	0.000	0.010	0.002	0	○
	永平寺町	5	吉野	0.000	0.011	0.002	0	○
		6	松岡	0.000	0.015	0.003	0	○

※1：表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

※2：表中の「目標環境濃度との比較」の欄で、○：達成 ×：非達成 を示す。

目標環境濃度は、環境庁大気保全局長通達（昭和52年6月16日 環大規第136号）による。

※3：目標環境濃度は排出口の塩化水素濃度の規制基準を定めた際に用いられた値（0.02ppm）。

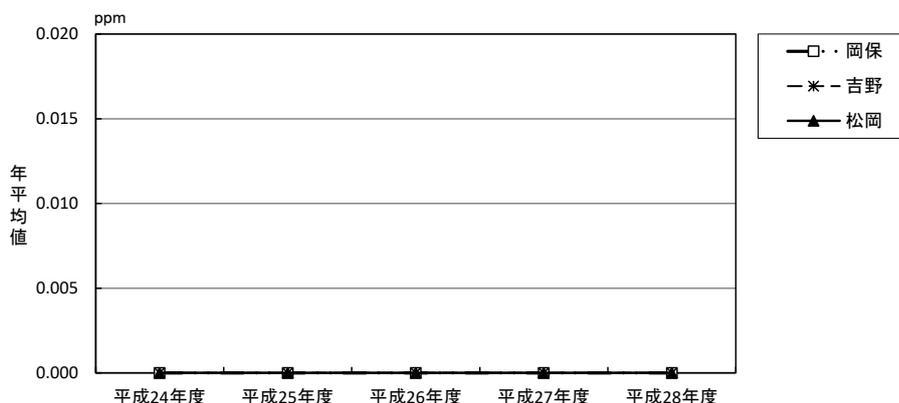
出典：福井県資料

表 4.1-18 塩化水素の経年変化(平成24年度～平成28年度)

種別	所在市町	番号※	測定局	年平均値 (ppm)				
				平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
クリーンセンター監視局	福井市	4	岡保	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	永平寺町	5	吉野	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		6	松岡	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

※：表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

出典：福井県資料



出典：福井県資料

図 4.1-11 塩化水素の経年変化(平成24年度～平成28年度)

10) ダイオキシン類

大気中のダイオキシン類は、平成28年度には福井県内の一般地域4地点、廃棄物焼却施設周辺5地点で測定されている。事業実施想定区域及びその周囲では豊島東公園内を対象に福井測定局でダイオキシン類が測定されている。

測定結果は表 4.1-19に示すとおりであり、0.022～0.037pg-TEQ/m³の範囲にあり、環境基準を下回っている。

平成24年度～平成28年度の年平均値の経年変化は表 4.1-20及び図 4.1-12に示すとおりであり、各測定局においていずれの年度も環境基準を下回っている。

表 4.1-19 ダイオキシン類の測定結果(平成28年度)

測定地点名	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m ³)	対象施設等
福井市豊島 (大気汚染常時監視 測定局 福井局)	平成28年5月25日～6月1日	0.022	定点(豊島東公園内)
	平成28年8月25日～9月1日	0.022	
	平成28年11月9日～11月16日	0.037	
	平成29年2月7日～2月14日	0.033	
	年平均値	0.029	
環境基準		0.6	—

※：福井局の位置は、図 4.1-3に示す。

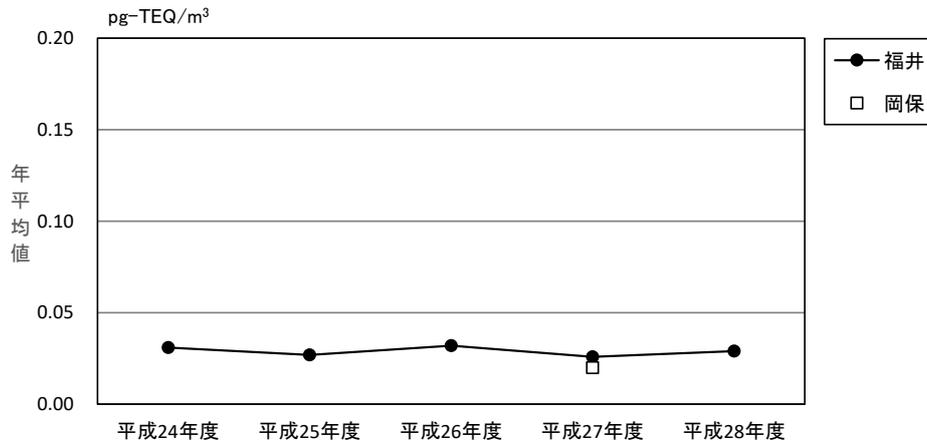
出典：「平成28年度ダイオキシン類調査結果について」(福井県ホームページ)

表 4.1-20 ダイオキシン類の経年変化(平成24年度～平成28年度)

種別	所在市町	番号※	測定局	年平均値 (pg-TEQ/m ³)				
				平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般局	福井市	1	福井	0.031	0.027	0.032	0.026	0.029
クリーンセンター 監視局	福井市	4	岡保	—	—	—	0.020	—

※：表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

出典：「平成24年度～平成28年度ダイオキシン類調査結果について」(福井県ホームページ)



出典：「平成24年度～平成28年度ダイオキシン類調査結果について」(福井県ホームページ)

図 4.1-12 ダイオキシン類の経年変化(平成24年度～平成28年度)

(2) 騒音の状況

1) 環境騒音

福井市では平成28年度に環境騒音の調査を行っているが、事業実施想定区域及びその周囲では行われていない。また、永平寺町では環境騒音の調査は行われていない。

なお、福井市内の2地点で測定された結果は、表 4.1-21に示すとおりであり、2地点とも昼間及び夜間の時間帯とも環境基準に適合している。

表 4.1-21 一般地域の騒音調査結果(平成28年度)

番号	測定地点	測定日	用途地域の区分	地域の類型	時間帯*	測定結果 (デシベル)	環境基準 (デシベル)	評価
1	西学園1丁目701 西学園公園	11月1日 ～11月2日	第一種低層 住居専用地域	A	昼間	42	55	適合
					夜間	37	45	適合
2	和田東2丁目301 和田東公園	11月11日 ～11月2日	準工業地域	C	昼間	46	60	適合
					夜間	43	50	適合

※：昼間の時間帯は6:00～22:00、夜間の時間帯は22:00～6:00である。

出典：「ふくいの環境（平成29年度版）」（福井市ホームページ）

2) 道路交通騒音

自動車騒音に係る環境基準の評価は、平成28年度には福井市では39区間、永平寺町では2区間で行われている。事業実施想定区域及びその周囲には23区間があり、その位置は図 4.1-13に示すとおりである。

調査結果は表 4.1-22に示すとおりであり、4区間で昼間及び夜間、1区間で夜間に環境基準を超過する区間があるが、その他の18区間では昼間・夜間とも達成率は100%となっている。

(3) 振動の状況

福井市及び永平寺町では振動に係る調査の報告はない。

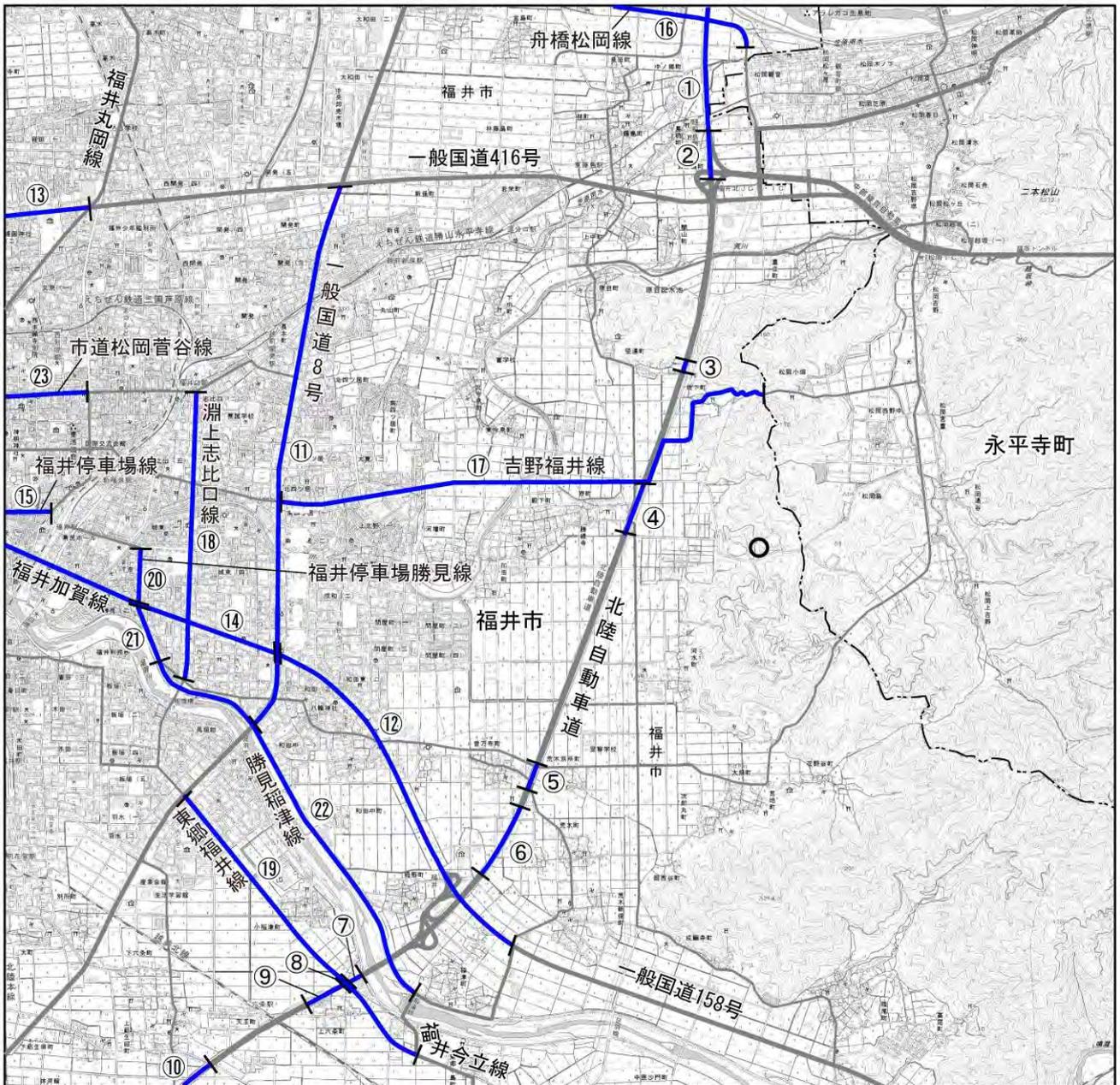
(4) 悪臭の状況

福井市及び永平寺町では悪臭に係る調査の報告はない。

表 4.1-22 自動車騒音調査結果(平成28年度)

番号※1	路線名	評価区間	評価対象	環境基準	環境基準
			住居等戸数	超過戸数	達成率
			(戸)	(戸)	(%)
①	北陸自動車道	福井市北野上町 ～中ノ郷町	1	0	100
				0	100
②	北陸自動車道	福井市中ノ郷町 ～重立町	6	0	100
				0	100
③	北陸自動車道	福井市坂下町 ～坂下町	3	0	100
				0	100
④	北陸自動車道	福井市寮町 ～寮町	1	0	100
				0	100
⑤	北陸自動車道	福井市荒木別所町 ～荒木新保町	2	0	100
				0	100
⑥	北陸自動車道	福井市荒木新保町 ～榎野町	1	0	100
				0	100
⑦	北陸自動車道	福井市上六条町 ～上六条町	1	0	100
				0	100
⑧	北陸自動車道	福井市上六条町 ～上六条町	1	0	100
				0	100
⑨	北陸自動車道	福井市上六条町 ～上六条町	4	0	100
				0	100
⑩	北陸自動車道	福井市上筋生田町 ～上筋生田町	2	0	100
				0	100
⑪	一般国道8号	福井市新保町 ～和田	485	22	95.5
				109	77.5
⑫	一般国道158号	福井市和田2丁目 ～稲津町	171	0	100
				0	100
⑬	一般国道416号	福井市二の宮5丁目 ～二の宮2丁目	376	3	99.2
				1	99.7
⑭	主要地方道 福井加賀線	福井市和田2丁目 ～中央1丁目	624	2	99.7
				1	99.8
⑮	福井停車場線	福井市大手3丁目 ～大手3丁目	32	0	100
				0	100
⑯	舟橋松岡線	福井市舟橋町 ～中ノ郷町	404	0	100
				0	100
⑰	吉野福井線	福井市坂下町 ～米松1丁目	273	0	100
				0	100
⑱	淵上志比口線	福井市勝見3丁目 ～志比口1丁目	530	0	100
				0	100
⑲	東郷福井線	福井市稲津町 ～下馬2丁目	102	0	100
				0	100
⑳	福井停車場 勝見線	福井市城東1丁目 ～勝見2丁目	152	0	100
				0	100
㉑	勝見稲津線	福井市勝見2丁目 ～勝見3丁目	111	0	100
				0	100
㉒	勝見稲津線	福井市勝見3丁目 ～稲津町	169	7	95.9
				8	95.3
㉓	市道松岡菅谷線	福井市松本3丁目 ～花月4丁目	771	0	100
				1	99.9

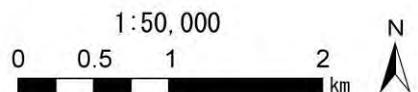
※：環境基準超過戸数及び環境基準達成率の上段は昼間(6:00～22:00)、下段は夜間(22:00～6:00)の結果を示している。
 出典：「環境GIS 自動車騒音の常時監視結果」(国立環境研究所ホームページ)



凡 例

- 事業実施想定区域
- 市町界
- |— 自動車騒音評価区間
- 高速自動車道、一般国道
- 主要地方道
- 一般県道

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集したものである。



出典：「環境GIS 自動車騒音の常時監視結果」（国立環境研究所ホームページ）

図 4.1-13 自動車騒音測定地点及び評価区間位置図

4.1.3 水象の状況

(1) 河川の状況

事業実施想定区域及びその周囲における河川の概要は表 4.1-23に、位置は図 4.1-14に示すとおりである。

事業実施想定区域は一級河川荒川の流域に含まれ、河川水は一級河川足羽川、一級河川日野川を経て、最終的に一級河川九頭竜川に流入する。

表 4.1-23 河川の状況

水系名	河川名	河川種別	管理	流路延長
九頭竜川	九頭竜川	一級河川	国	111.4km
	日野川の一部※	一級河川	国、県	65.5km
	足羽川	一級河川	県	57.0km
	荒川	一級河川	県	14.0km

※：日野川は図 4.1-14の範囲外に位置する。

出典1：「福井県統計年鑑」（福井県ホームページ）

出典2：「福井市内の河川について」（福井市ホームページ）

(2) 湖沼、海域の状況

事業実施想定区域及びその周囲には湖沼、海域は分布していない。

(3) 地下水の状況

事業実施想定区域及びその周囲には表 4.1-24及び図 4.1-14に示す湧水が分布している。

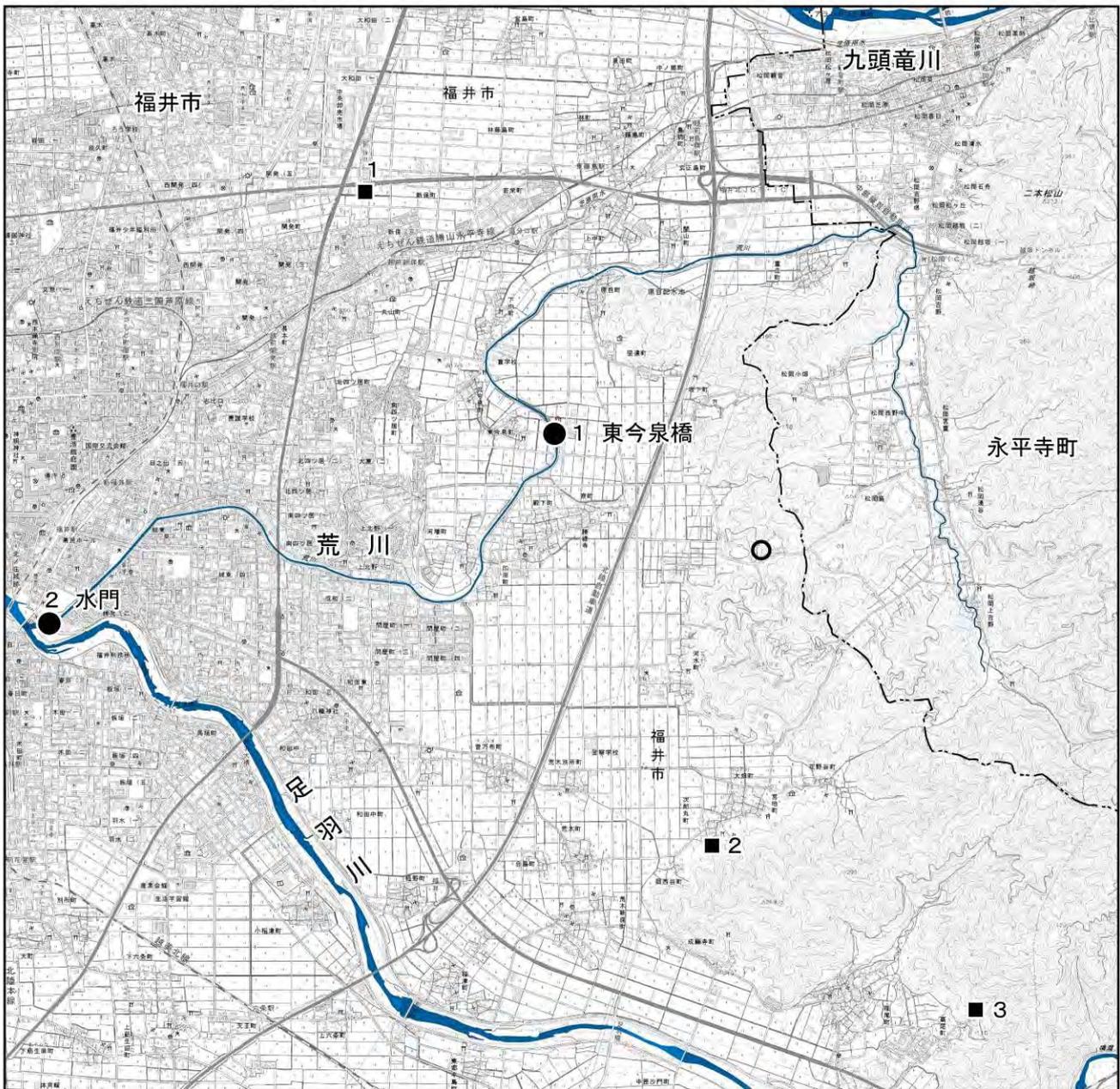
表 4.1-24 事業実施想定区域及びその周囲における湧水の状況

番号※	名称	所在地	概要等
1	新保町 邑の北伏流水	福井市新保	伏流水はきれいで冷たく豊富である。 丸山水源の歴史を知る上で、価値のある場所。
2	岡の泉	福井市次郎丸町	太古の昔から湧き出ている清水は、年中水量・水温が変わらず、周辺は夏は涼しく冬は湯気がたちこめている。 朝倉時代には岡西光寺や吉備神社の聖水として使われ、地区の農業では一町歩の稲を育てたり、農民の憩いの場として活用されている。 現在は、県内各地からまるやかな水を求めて水汲みにくる人達でにぎわっている。
3	亭(ちん)の水	福井市高尾町	薬師神社の湧水。市内でも有名な名水の一つ。 約2,000年前からあったが、戦国時代、朝倉孝景に招かれた谷野一柏という明で医学を修めた医者が、眼病に効く水として用いた。 現在は万病に効く水として重宝されている。 夏季には6坪ほどの泉ができるという。 現地までは看板も設置されており、観光等にも配慮されている。 また、町内の生活用水として活用されている。 また、近辺には谷(ダニ)の霊泉もある。 その湧水は、今まで涸れたことがなく、水辺に虫やヤモリ等も棲んでいる、2m程のちょっとした素敵な水辺(泉)である。 (一部、省略)

※：番号は図 4.1-14に対応する。

出典1：「福井県の代表的な湧水」（環境省ホームページ）

出典2：「大切にしたい水と緑の憩いマップ福井」（福井市環境パートナーシップ会議ホームページ）



凡例

- 事業実施想定区域
- 市町界
- 河川
- 湧水
- 水質及び底質（ダイオキシン類）調査地点

出典1：「福井県統計年鑑」（福井県ホームページ）
 出典2：「福井市内の河川について」（福井市ホームページ）
 出典3：「福井県の代表的な湧水」（環境省ホームページ）
 出典4：「大切にしたい水と緑の憩いマップ福井」（福井市環境パートナーシップ会議ホームページ）
 出典5：「平成27年度ダイオキシン類調査結果について」（福井県ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集したものである。

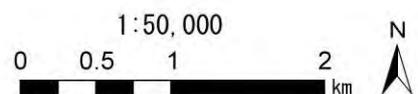


図 4.1-14 河川、湧水及び水質測定地点位置図

4.1.4 水環境の状況

(1) 水質の状況

1) 河川水質

事業実施想定区域及びその周囲の河川における水質の測定地点は、図 4.1-14に示したとおりであり、荒川の2地点で実施されている。

平成28年度の測定結果は、表 4.1-25に示すとおりである。

一般項目は地点1（東今泉橋）で大腸菌群数が環境基準を超過しているものの、その他の項目はすべて環境基準を満足している。

また、健康項目は2地点とも環境基準を満足しており、ダイオキシン類についても環境基準を満足している。

表 4.1-25 公共用水域の水質測定結果（平成28年度）

河川名称	九頭竜川水系						環境基準		
	荒川								
調査地点	1 東今泉橋			2 水門			A	B	
水域類型	A			B					
項目	平均	最小～最大	m/n ^{※1}	平均	最小～最大	m/n ^{※1}			
一般項目	pH	7.6	7.4～8.0	0/12	7.6	7.4～8.0	0/12	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下
	DO (mg/L)	10	8.7～12	0/12	9.7	7.4～12	0/12	7.5以上	5以上
	BOD (mg/L)	1.0(1.1) ^{※2}	0.5～1.5	0/12	0.9(1.0) ^{※2}	0.5～1.4	0/12	2以下	3以下
	COD (mg/L)	2.5	1.4～3.9	-/12	2.9	1.4～4.6	-/12	—	—
	SS (mg/L)	6	<1～17	0/12	6	<1～17	0/12	25以下	25以下
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	1.1×10 ⁴	4.9×10 ³ ～ 1.7×10 ⁴	2/2	9.0×10 ³	4.9×10 ³ ～ 1.3×10 ⁴	1/2	1,000 以下	5,000 以下
健康項目	カドミウム (mg/L)	—	—	—	<0.001	～<0.001	0/2	0.003以下	
	全シアン (mg/L)	—	—	—	<0.1	～<0.1	0/2	検出されないこと	
	鉛 (mg/L)	—	—	—	<0.002	～<0.002	0/2	0.01以下	
	六価クロム (mg/L)	—	—	—	<0.02	～<0.02	0/2	0.05以下	
	砒素 (mg/L)	—	—	—	<0.005	～<0.005	0/2	0.01以下	
	総水銀 (mg/L)	—	—	—	<0.0005	～<0.0005	0/2	0.0005以下	
	ジクロロメタン (mg/L)	—	—	—	<0.002	～<0.002	0/2	0.02以下	
	四塩化炭素 (mg/L)	—	—	—	<0.0002	～<0.0002	0/2	0.002以下	
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	—	—	—	<0.0004	～<0.0004	0/2	0.004以下	
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	—	—	—	<0.002	～<0.002	0/2	0.1以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	—	—	—	<0.004	～<0.004	0/2	0.04以下	
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	—	—	—	<0.0005	～<0.0005	0/2	1以下	
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	—	—	—	<0.0006	～<0.0006	0/2	0.006以下	
	トリクロロエチレン (mg/L)	—	—	—	<0.001	～<0.001	0/2	0.01以下	
	テトラクロロエチレン (mg/L)	—	—	—	<0.0005	～<0.0005	0/2	0.01以下	
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	—	—	—	<0.0002	～<0.0002	0/2	0.002以下	
	チウラム (mg/L)	—	—	—	<0.0006	～<0.0006	0/2	0.006以下	
	シマジン (CAT) (mg/L)	—	—	—	<0.0003	～<0.0003	0/2	0.003以下	
	チオベンカルブ (mg/L)	—	—	—	<0.002	～<0.002	0/2	0.02以下	
	ベンゼン (mg/L)	—	—	—	<0.001	～<0.001	0/2	0.01以下	
	セレン (mg/L)	—	—	—	<0.002	～<0.002	0/2	0.01以下	
	ふっ素 (mg/L)	—	—	—	<0.1	～<0.1	0/2	0.8以下	
	ほう素 (mg/L)	—	—	—	0.03	<0.02～0.03	0/2	1以下	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	—	—	—	0.43	0.31～0.33	0/2	10以下	
	(硝酸性窒素) (mg/L)	—	—	—	0.42	0.30～0.31	-/2	—	
	(亜硝酸性窒素) (mg/L)	—	—	—	0.01	<0.01～0.02	-/2	—	
	1,4-ジオキサン (mg/L)	—	—	—	<0.005	～<0.005	0/2	0.05以下	
要監視項目	イプロベンホス (mg/L)	—	—	—	<0.0008	～<0.0008	-/1	—	
	アンチモン (mg/L)	—	—	—	<0.001	～<0.001	-/1	—	
	全マンガン (mg/L)	—	—	—	0.04	～0.04	-/1	—	
水生生物保全項目	全亜鉛 (mg/L)	—	—	—	0.002	0.001～0.003	-/2	—	
	ノニルフェノール (mg/L)	—	—	—	<0.00006	～<0.00006	-/2	—	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 (mg/L)	—	—	—	0.0016	<0.0006～ 0.0031	-/2	—	
	クロロホルム (mg/L)	—	—	—	<0.003	～<0.003	-/1	—	
	フェノール (mg/L)	—	—	—	<0.005	～<0.005	-/1	—	
	ホルムアルデヒド (mg/L)	—	—	—	<0.01	～<0.01	-/1	—	
	4-t-オクチルフェノール (mg/L)	—	—	—	<0.00007	～<0.00007	-/1	—	
	アニリン (mg/L)	—	—	—	<0.002	～<0.002	-/1	—	
2,4-ジクロロフェノール (mg/L)	—	—	—	<0.0003	～<0.0003	-/1	—		
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	—	—	—	0.086	0.086	0/1	1		

※1：m/nは、環境基準に適合しない検体数/総検体数。

※2：BODの()内は75%値。

出典1：「ふくいの環境（平成29年度版）」（福井市ホームページ）

出典2：「平成28年度ダイオキシン類調査結果について」（福井県ホームページ）

2) 地下水水質

福井市及び永平寺町における地下水水質の平成28年度の測定結果は、表 4.1-26に示すとおりであり、調査したすべての地点ともすべての項目で環境基準を満足している。

なお、平成28年度に福井県全域の60 地点において、年1 回、環境基準項目27 項目延べ1,170 検体及び要監視項目3 項目延べ48 検体が測定されている。環境基準項目については4地点において一部の物質が環境基準以下の濃度で検出されており、要監視項目については6地点で全マンガンが検出されている。

表 4.1-26 地下水水質測定結果（平成28年度）

市町名 項目	福井市		永平寺町		環境基準	
	地点数	濃度範囲(mg/L)	地点数	濃度範囲(mg/L)		
環境基準項目	カドミウム	6	<0.001~0.003	0	—	0.003以下
	全シアン	6	<0.1	0	—	検出されないこと
	鉛	6	<0.005~0.009	0	—	0.01以下
	六価クロム	6	<0.04	0	—	0.05以下
	砒素	6	<0.005~0.005	0	—	0.01以下
	総水銀	6	<0.0005	0	—	0.0005以下
	P C B	6	<0.0005	0	—	検出されないこと
	ジクロロメタン	12	<0.002	2	<0.002	0.02以下
	四塩化炭素	12	<0.0002	2	<0.0002	0.002以下
	塩化ビニルモノマー	12	<0.0002~0.0005	2	<0.0002	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	12	<0.0004	2	<0.0004	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	12	<0.002	2	<0.002	0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン	12	<0.004	2	<0.004	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	12	<0.0005	2	<0.0005	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	12	<0.0006	2	<0.0006	0.006以下
	トリクロロエチレン	12	<0.001	2	<0.001	0.01以下
	テトラクロロエチレン※	12	<0.0005~0.0008	2	<0.0005	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン	12	<0.0002	2	<0.0002	0.002以下
	チウラム	6	<0.0006	0	—	0.006以下
	シマジン	6	<0.0003	0	—	0.003以下
	チオベンカルブ	6	<0.002	0	—	0.02以下
	ベンゼン	12	<0.001	2	<0.001	0.01以下
	セレン	6	<0.002	0	—	0.01以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸窒素	6	<0.02~1.1	0	—	10以下
	ふっ素	6	<0.1	0	—	0.8以下
	ほう素	6	<0.02~0.15	0	—	1以下
	1,4-ジオキサン	6	<0.005	0	—	0.05以下
要監視項目	イプロベンホス	6	<0.0008	—	—	0.008以下
	アンチモン	6	<0.001	—	—	0.02以下
	全マンガン	6	<0.02~0.39	—	—	0.2以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	1	0.062	—	—	1	

※：1地区でテトラクロロエチレンが環境基準以下で検出されたが、同物質による環境基準超過地区内のため、新たな汚染ではない。

出典1：「平成28年度（2016年）公共用水域及び地下水の水質の測定結果報告書」（福井県ホームページ）

出典2：「平成28年度ダイオキシン類調査結果について」（福井県ホームページ）

(2) 水底の底質の状況

事業実施想定区域及びその周囲の河川における底質（ダイオキシン類）の測定地点は、
図 4.1-14に示したとおりであり、荒川の1地点（水門）で実施されている。
測定結果は表 4.1-27に示すとおりであり、環境基準を下回っている。

表 4.1-27 底質（ダイオキシン類）の測定結果(平成28年度)

水系名	測定地点名	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)
荒川	水門	平成28年10月3日	0.40
環境基準			150

※：測定地点の位置は、図 4.1-14に示す。

出典：「平成28年度ダイオキシン類調査結果について」（福井県ホームページ）

4.1.5 土壌、地盤、地形及び地質の状況

(1) 土壌の状況

1) 土壌の分布

事業実施想定区域及びその周囲における土壌の分布状況は、図 4.1-15に示すとおりである。

平野部の氾濫原には、主に細粒グライ土や細粒強グライ土が分布し、扇状地には中粗粒灰色低地土、細粒灰色低地土などが分布している。

山地の尾根部には乾性褐色森林土壌が尾根筋に沿って樹枝状に分布し、斜面部分には乾性赤色系褐色森林土が分布している。また、福井市と永平寺町の境界に位置する傾斜の少ない山地には褐色森林土壌が分布している。

2) 土壌汚染

土壌汚染対策法（平成14年 法律第53号）に基づく事業実施想定区域及びその周囲での要措置区域等の指定状況は、表 4.1-28及び図 4.1-16に示すとおりであり、福井市坂下町に「形質変更時要届出区域」が1箇所指定されている。

表 4.1-28 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定状況

番号*	整理番号	指定年月日	指定番号	区域の所在地	区域の面積	指定に係る特定有害物質の種類
A	整-18-1	平成18年 11月1日	指-1	福井市坂下町7字 ほかの一部	5,393m ²	1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン

※：番号は図 4.1-16の番号に対応する。

出典：「土壌汚染対策法に基づく区域の指定情報」（福井市ホームページ）

また、ごみ処理施設周辺（福井市クリーンセンター周辺）を対象として事業実施想定区域及びその周囲で平成24年7月に実施されたダイオキシン類の測定結果は表 4.1-29に、測定地点の位置は図 4.1-16に示すとおりである。

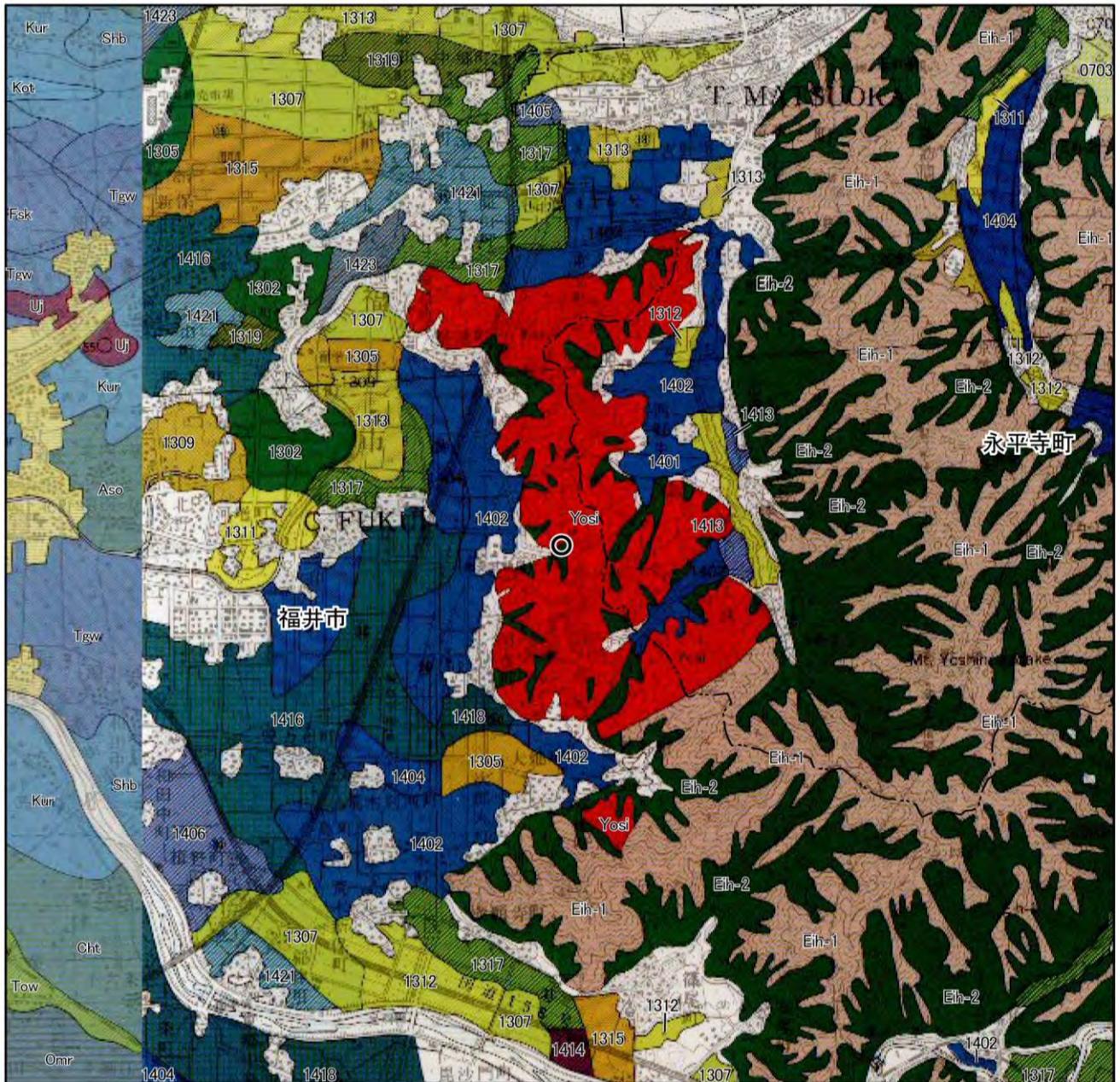
調査結果は、両地点とも環境基準（1,000pg-TEQ/g以下）を満足している。

表 4.1-29 土壌中のダイオキシン類の測定結果(平成24年度)

番号*	測定地点名	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)
1	吉野幼稚園（永平寺町松岡吉野26-21）	平成24年7月11日	0.013
2	岡保小学校（福井市河水町18-8）		0.025
環境基準			1,000

※：番号は図 4.1-16の番号に対応する。

出典：「平成24年度ダイオキシン類調査結果について」（福井県ホームページ）



凡例

○ 事業実施想定区域 - - - 市町界

【福井凡例】

台地及び低地の土壌	
細粒灰色低地土壌	グライ土壌
Tow 東和統	Shb 芝井統
細粒グライ土壌	Kur 鉄統
Fsk 富曾亀統	粗粒グライ土壌
Tgw 田川統	Kot 琴浜統
Cht 千年統	黒泥土壌
Aso 浅津統	Uj 上地統
Omr 大森統	その他
	未区分地

【永平寺凡例】

山地及び丘陵地の土壌		低地の土壌	
乾性褐色森林土壌	永平寺1統	細粒灰色低地土灰色系	四倉統
褐色森林土壌	永平寺2統	中粗粒灰色低地土灰色系	鴨島統
乾性赤色系褐色森林土壌	吉野統	中粗粒灰色低地土灰褐色系	加茂統
台地の土壌		細粒強グライ土	豊中統
細粒灰色台地土	0703 小向統	中粗粒強グライ土	1311 追子野木統
			1312 国領統
		礫質強グライ土	1313 諸橋統
			1315 金田統
			1317 安来統
			1319 納倉統
			1401 富曾亀統
			1402 田川統
			1404 東浦統
			1405 芝井統
			1406 滝尾統
			1413 竜北統
			1414 大洲統
			1416 幡野統
			1418 千年統
			1421 新山統
			1423 八幡統
			その他
			未区分地

色凡例区分



出典1:「土地分類基本調査図 土じょう図 福井」
(昭和46年3月、経済企画庁)

出典2:「土地分類基本調査図 土壌図 永平寺」
(昭和63年・平成元年、福井県)

1:50,000



図 4.1-15 土壌図



凡 例

- 事業実施想定区域
- 市町界
- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域
- 土壤中のダイオキシン類測定地点

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集したものである。

1:50,000



出典1:「土壤汚染対策法に基づく区域の指定情報」(福井市ホームページ)
 出典2:「平成24年度ダイオキシン類調査結果について」(福井県ホームページ)

図 4.1-16 土壤汚染に係る調査地点等位置図

(2) 地盤の状況

「平成28年度版 環境白書」(福井県ホームページ)によれば、福井平野における水準測量は昭和50年度からおおむね4年ごとに実施されており、昭和60年度から平成24年度において、年間1cm以上の地盤沈下が計測された地点はないとされている。特に平成24年度の測量結果では、約99%の地点が年間沈下量5mm未満になっている。

なお、事業実施想定区域及びその周囲に設定されている水準測量調査地点は図 4.1-17に、昭和51年度から平成24年度までの変動量は表 4.1-30に示すとおりである。

事業実施想定区域に近い地点8(水準点番号3259)及び地点11(水準点番号3260)における年間変動量は、両地点とも年間0.8mmの隆起となっている。

表 4.1-30 水準測量結果

番号※	水準点番号	水準点所在地(福井市)	変動量 (mm)														累計(S50-H24)(mm)	
			S51	S52	S53	S54	S54-S56	S56-S60	S60-S63	S63-H4	H4-H8	H8-H12	H12-H16	H16-H20	H20-H24	年間変動		
福井市南部地域(対象地域)																		
1	27	下馬町	△5	6	△3	△2	△2	17	△1	10	8	0	△7	5	△2	△0.5	24	
2	28	小稲津町	△5	2	△1	0	△3	11	0	0	5	△1	△3	2	△1	△0.3	6	
対象地域を除く福井市 北東部																		
3	115	大和田町								設置	9	2	1	6	△2	△0.5	16	
4	116	開発4丁目								設置	8	0	0	6	△1	△0.3	13	
5	111	四ツ井2丁目								設置	3	2	△6	0	亡失		(△1)	
6	5257	新保1丁目	2	7	△4	0	△7	13	0	3	1	△1	0	5	△2	△0.5	17	
7	5256	上中町	0	3	△4	△3	△2	6	△2	3	2	△9	3	3	△2	△0.5	△2	
8	3259	原目町	△1	3	△3	△1	△2	12	△5	3	3	△5	1	4	△3	△0.8	6	
9	106	成和2丁目							設置	5	8	6	△2	△1	5	△1	△0.3	20
10	120	問屋2丁目								設置	7	△5	△2	6	△4	△1.0	2	
11	3260	河水町	△5	3	△4	0	△2	11	△1	2	5	△7	△1	5	△3	△0.8	3	
12	24	和田東町	△6	8	△1	△5	△2	20	1	再設	1	△3	△1	4	△1	△0.3	15	
13	25	曾万布町	△9	3	△7	3	△8	13	再設	3	0	△3	△4	3	△2	△0.5	△8	
14	3261	荒木町	△8	△1	△5	1	△6	5	△3	1	2	△4	△2	3	△3	△0.8	△20	
15	29	稲津町	△5	0	△1	3	△5	6	1	2	5	△4	△1	4	△2	△0.5	3	

※：表中の番号は、図 4.1-17の番号と対応する。

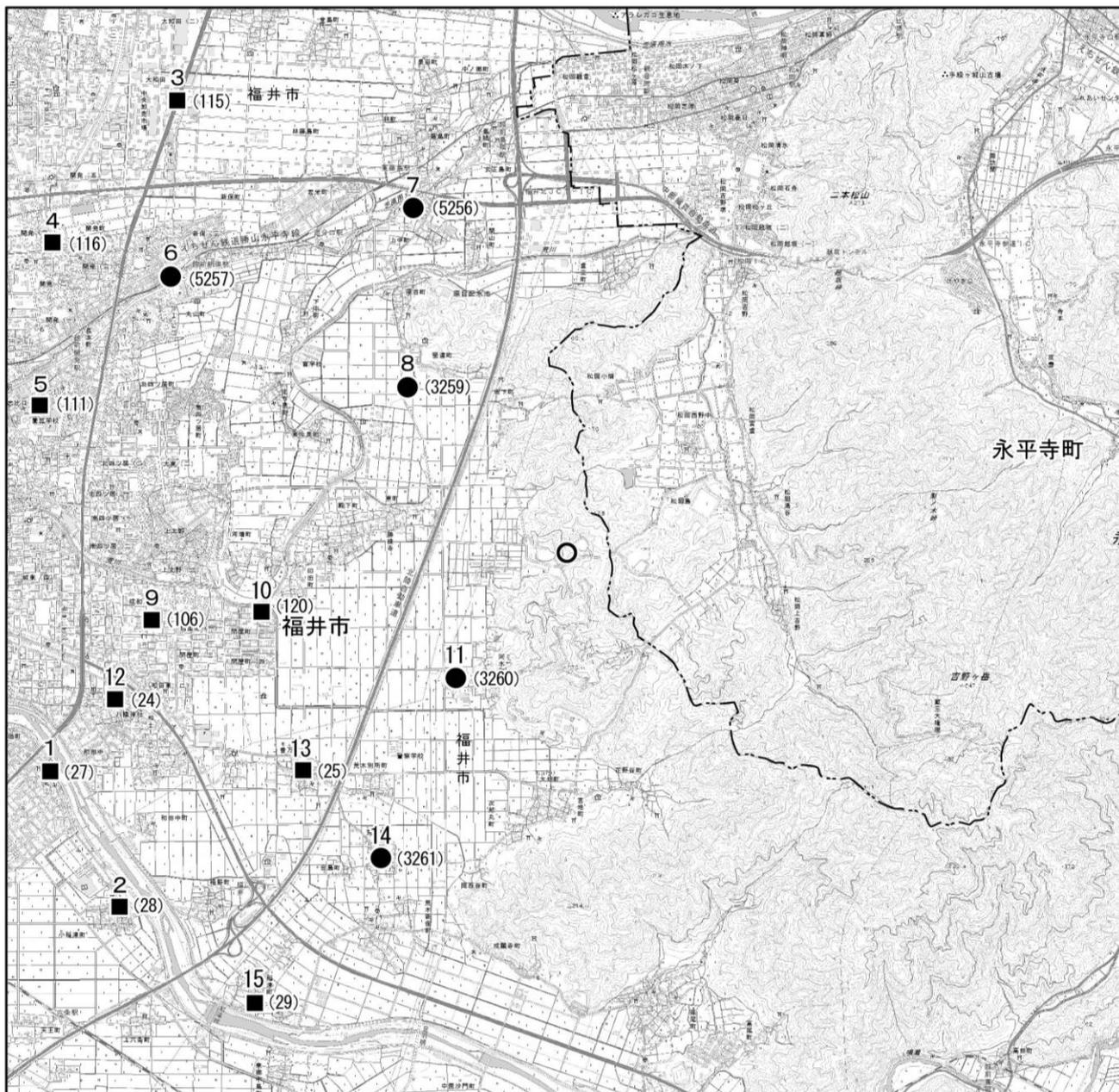
注1：△は隆起を示す。

注2：累計の()は最終測定年までの累計である。

注3：年間変動はH20～H24の変動量の年平均値である。

注4：対象地域とは、以前に地盤沈下が観測された地域を示している。

出典：「平成28年度版 環境白書」(福井県ホームページ)



凡例

- 事業実施想定区域
- 市町界
- 基本水準点
- 公共水準点

注：() 内の数字は水準点番号を示す。
 出典：「平成28年度版 環境白書」（福井県ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000
 地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永
 平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集
 したものである。

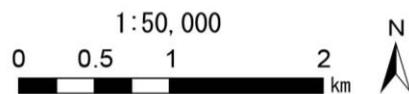


図 4.1-17 水準測量調査地点位置図

(3) 地形及び地質の状況

1) 地形の分布

事業実施想定区域及びその周囲における地形の分布状況は、図 4.1-18に示すとおりである。

低地部の九頭竜川及び足羽川沿いは傾斜の緩やかな扇状地が分布し、その間は氾濫原となっている。山地は傾斜が15～30度の一般斜面が広く分布している。

事業実施想定区域の地形は、山腹・山麓緩斜面（15度未満）となっている。

2) 表層地質の分布

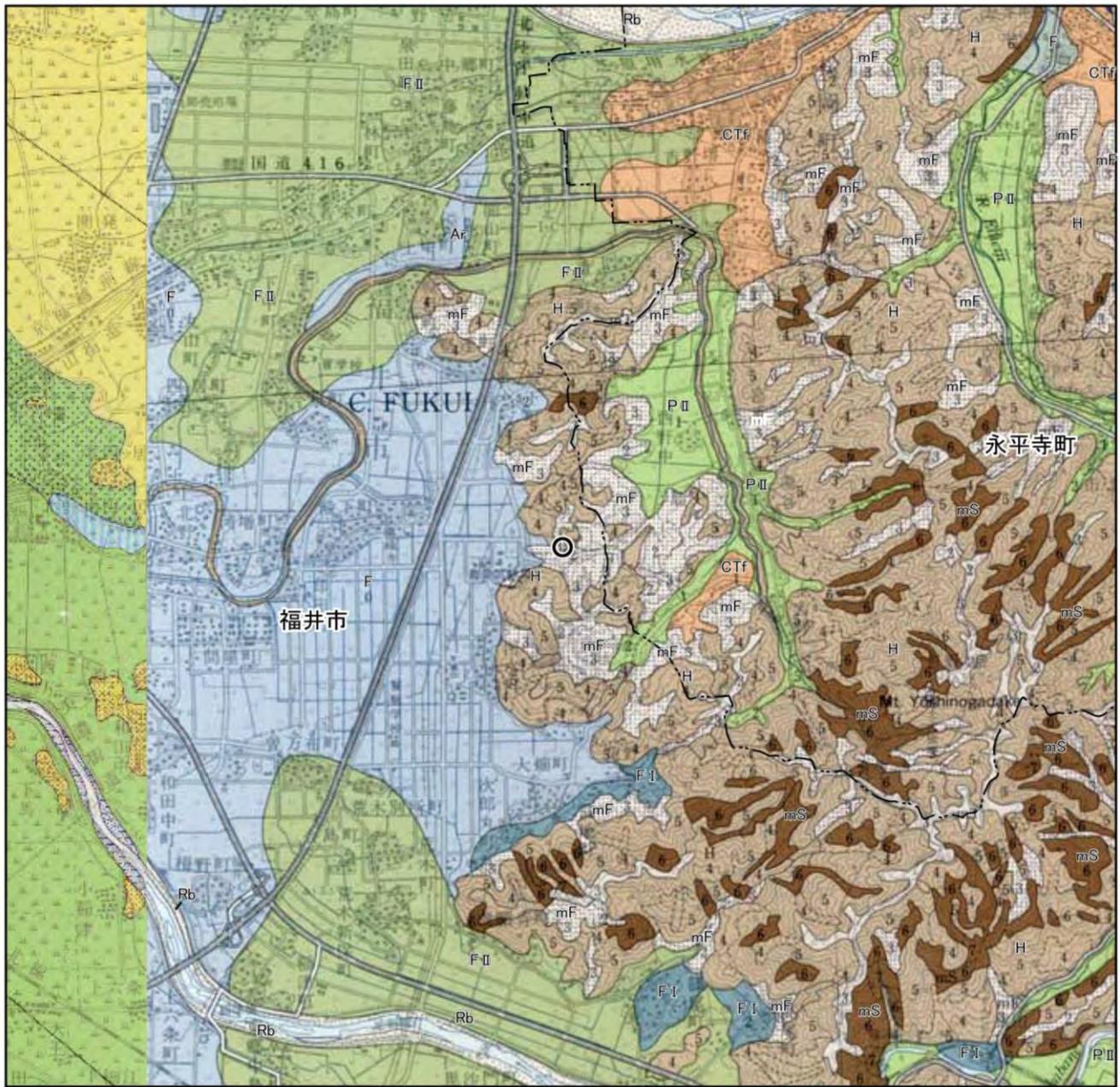
事業実施想定区域及びその周囲における表層地質の分布状況は、図 4.1-19に示すとおりである。

低地部の九頭竜川及び足羽川沿いの扇状地は未固結堆積物の礫・砂・泥が堆積し、その間の氾濫原は砂・泥が堆積している。山地は大部分が安山岩溶岩・石英安山岩溶岩・火砕岩となっている。

事業実施想定区域の表層地質は、安山岩溶岩・石英安山岩溶岩・火砕岩となっている。

3) 特異な地形・地質

事業実施想定区域及びその周囲には、「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）に基づく、地形・地質に係る名勝・天然記念物、「自然環境保全調査」（環境庁、昭和51年）によるすぐれた地形・地質及び特異な地形・地質、「日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版」（平成12年12月 小泉他）による保存すべき地形、「福井県のすぐれた自然データベース」（福井県ホームページ）によるすぐれた自然（地形・地質）は存在しない。



凡例

- 事業実施想定区域
- 市町界

色凡例区分



【福井凡例】

- 低地**
- 扇状地・勾配の急な谷底
 - 氾濫平野
 - 自然堤防
 - 異状の洪水時に冠水した部分
 - 旧河道

- 山地**
- mF 山腹・山麓緩斜面(15度未満)
 - H 一般斜面(15~30度)
 - mS 急斜面(30度以上)
- 段丘**
- CTf 河岸段丘低位面・旧扇状地

【永平寺凡例】

- 低地**
- P II 谷底平野 II (谷幅の狭いもの)
 - F I 扇状地 I (急)
 - F II 扇状地 II (緩)
 - F 氾濫原
 - Ar 旧河道
 - Rb 河原
 - 河川・ため池

出典1: 「土地分類基本調査図 地形分類図 福井」
(昭和46年3月、経済企画庁)

出典2: 「土地分類基本調査図 地形分類図 永平寺」
(昭和63年・平成元年、福井県)

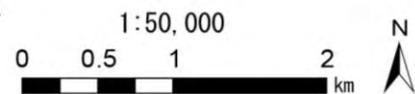
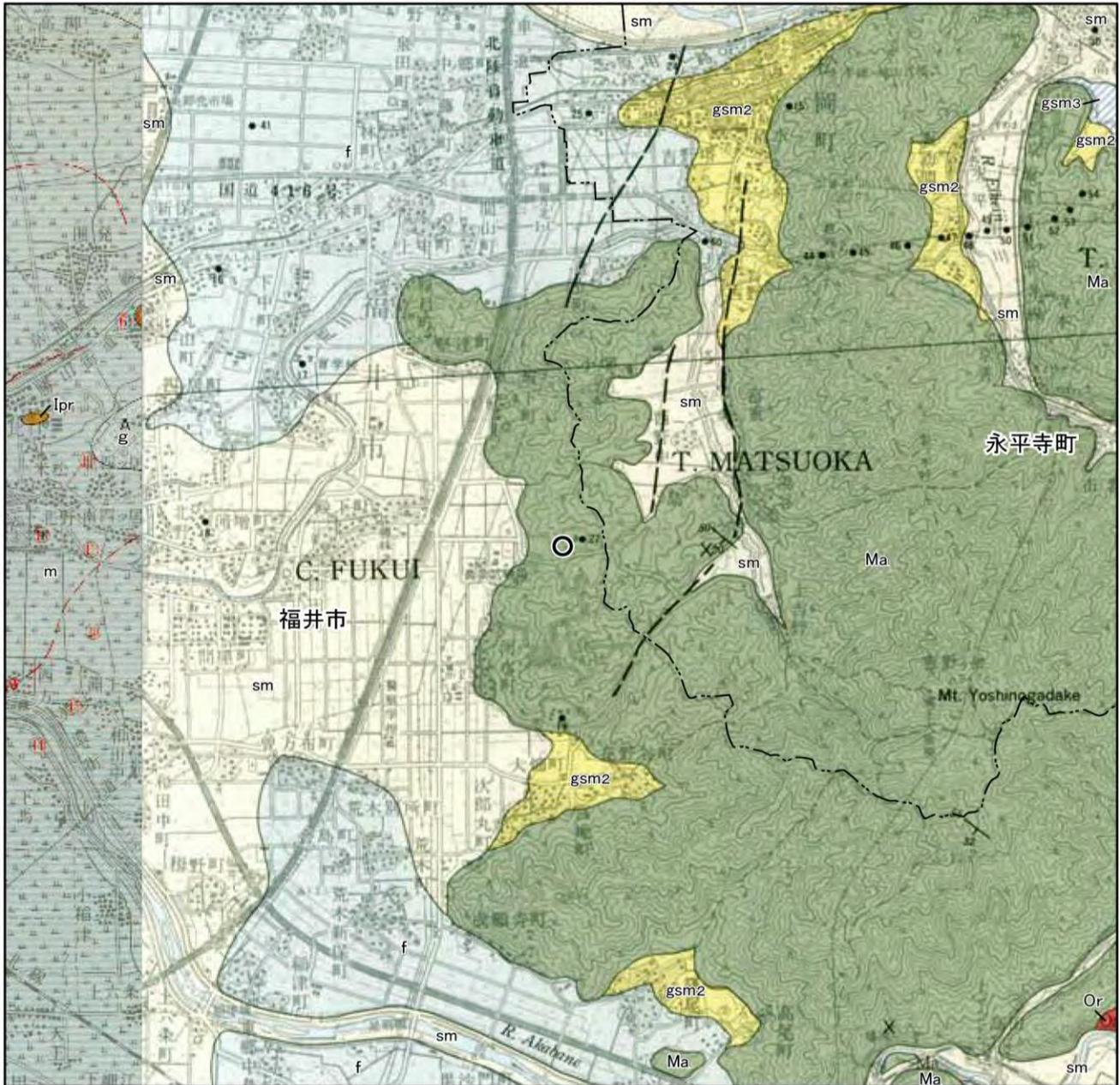


図 4.1-18 地形分類図



凡例

- 事業実施想定区域
- 市町界

【福井凡例】

- 未固結堆積物
- g 礫がら堆積物
 - m 泥がら堆積物
- 固結堆積物及び火山性岩石
- lpr 変質安山岩

【永平寺凡例】

- 未固結堆積物
- sm 砂・泥(低地・平野堆積物)
 - f 礫・砂・泥(扇状地堆積物)
 - gsm3 礫・砂・泥Ⅲ(段丘堆積物)
 - gsm2 礫・砂・泥Ⅱ(段丘堆積物・小扇状地堆積物)
- 固結堆積物及び火山性岩石
- Ma 安山岩溶岩・石英安山岩溶岩・火砕岩(古期安山岩-的川火山岩類)
 - Or 流紋岩溶岩・火砕岩(面谷流紋岩類)
- 断層

色凡例区分



出典1: 「土地分類基本調査図 表層地質図 福井」
(昭和46年3月、経済企画庁)

出典2: 「土地分類基本調査図 表層地質図 永平寺」
(昭和63年・平成元年、福井県)

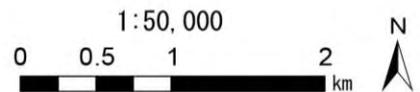


図 4.1-19 表層地質図

4.1.6 植物及び動物の状況

(1) 植物の状況

1) 植物の生育状況

植物相について既存資料調査を行い整理した。

確認した文献等は表 4.1-31に示すとおりである。

表 4.1-31 植物種の確認文献等

番号	文献名	整理の対象とした種
1	「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)	調査対象とした野生植物種のうち、文献、現地調査等により福井市、永平寺町で確認されている種
2	いきものログ(環境省生物多様性センターホームページ)	調査対象とした野生植物種のうち、1980年以降に福井市、永平寺町で確認されている種

2) 注目すべき種の状況

文献調査で確認された種について、表 4.1-32に示す国、福井県、福井市及び永平寺町が指定する選定根拠に基づき注目すべき種の指定状況を整理した。

重要な植物種は、表 4.1-33に示すとおり、福井市では226種、永平寺町では69種の注目すべき種が確認されている。

表 4.1-32 注目すべき植物種の選定基準

	選定基準	カテゴリー
①	「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号)	国指定特別天然記念物(国特) 国指定天然記念物(国天)
	「福井県文化財保護条例」(昭和34年 条例第39号)	県指定天然記念物(県天)
	「福井市文化財保護条例」(昭和25年 条例第24号)	福井市指定天然記念物(市天)
	「永平寺町文化財保護条例」(平成18年 条例第95号)	永平寺町指定天然記念物(町天)
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年 法律第75号)	国内希少野生動植物種(国内) 国際希少野生動植物種(国際) 特定国内希少野生動植物種(特定) 緊急指定種(緊急)
③	「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト(環境省レッドリスト2017)」 維管束植物(平成29年3月31日 環境省)	絶滅(EX) 野生絶滅(EW) 絶滅危惧ⅠA類(CR) 絶滅危惧ⅠB類(EN) 絶滅危惧Ⅱ類(VU) 準絶滅危惧(NT) 情報不足(DD) 地域個体群(LP)
④	「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)	県域絶滅(絶滅) 県域絶滅危惧Ⅰ類(Ⅰ類) 県域絶滅危惧Ⅱ類(Ⅱ類) 県域準絶滅危惧(準絶) 要注目(要注) 絶滅のおそれのある地域個体群(地域)

表 4.1-33(1) 注目すべき植物種の状況

番号	科名	種名	選定基準				確認地	
			①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
1	ヒカゲノカズラ	ミズスギ				要注	○	
2	イワヒバ	タチクラマゴケ				要注	○	○
3		ヒモカズラ				準絶		○
4	トクサ	ミズドクサ				Ⅱ類	○	
5	ハナヤスリ	アカハナワラビ				要注	○	
6		ナガホノナツノハナワラビ				準絶	○	
7		コハナヤスリ				Ⅱ類	○	○
8	コバノイシカグマ	オウレンシダ				要注	○	
9	ミズワラビ	エチゼンシノブ				Ⅰ類	○	
10	シシラン	タキミシダ			EN	Ⅰ類	○	○
11	イノモトソウ	マツザカシダ				要注	○	
12	シシガシラ	コモチシダ				準絶	○	
13	オンダ	カナワラビ				Ⅰ類	○	
14		ナガバヤブソテツ				要注	○	○
15		ヒロハヤブソテツ				Ⅱ類	○	
16		マルバベニシダ				要注	○	○
17		ヌカイタチシダモドキ				Ⅱ類	○	
18	メシダ	トゲカラクサイヌワラビ				Ⅰ類	○	
19		ヘラシダ				要注	○	
20	ウラボシ	ヒメサジラン				要注	○	
21	サンショウモ	サンショウモ			VU	Ⅰ類	○	
22	アカウキクサ	オオアカウキクサ			EN	Ⅰ類	○	
23	スギ	コウヤマキ				要注	○	
24	ヒノキ	ハイネズ				Ⅱ類	○	
25	イチイ	キャラボク				準絶		○
26	ブナ	ツクバネガシ				要注	○	
27	ヤドリギ	マツグミ				Ⅱ類	○	
28	タデ	ホソバイヌタデ			NT	Ⅱ類	○	
29		サデクサ				Ⅰ類	○	
30		ネバリタデ				要注	○	
31		ニオイタデ				要注	○	
32		ノダイオウ			VU	Ⅰ類	○	○
33	ナデシコ	ハマナデシコ				準絶	○	
34		ハマハコベ				Ⅰ類	○	
35	アカザ	ホソバハマアカザ				要注	○	
36		カワラアカザ				要注	○	
37	ヒユ	ヤナギイノコヅチ				要注	○	○
38	キンポウゲ	アズマイチゲ				要注	○	
39		アズマシロカネソウ				準絶	○	
40		オキナグサ			VU	絶滅	○	
41		バイカモ				準絶		○
42		マンセンカラマツ			EN	Ⅰ類	○	○

【重要な種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：特別天然記念物、国天：天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天：天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2017」（環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類（CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類）、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」（平成28年3月 福井県）
絶滅：県域絶滅、Ⅰ類：県域絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類：県域絶滅危惧Ⅱ類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目
地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注1：科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成29年（財）ダム水源地環境整備センター）に従った。
注2：公表による悪影響が懸念される種については未記載となっている。

表 4.1-33(2) 注目すべき植物種の状況

番号	科名	種名	選定基準				確認地	
			①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
43	スイレン	ジュンサイ				準絶	○	
44		コウホネ				準絶	○	
45	マツモ	マツモ				Ⅱ類	○	○
46	ドクダミ	ハンゲショウ				準絶	○	
47	ウマノスズクサ	ウマノスズクサ				準絶	○	○
48		フタバアオイ				要注	○	
49	オトギリソウ	ヒメオトギリ				Ⅱ類	○	○
50	モウセンゴケ	モウセンゴケ				要注	○	○
51	ケシ	キケマン				準絶	○	
52	アブラナ	イワハタザオ				要注	○	
53		ミズタガラシ				準絶	○	
54		オオユリワサビ				Ⅱ類	○	
55		ユリワサビ				Ⅰ類	○	
56	ベンケイソウ	ミツバベンケイソウ				準絶	○	
57		ミヤママンネングサ				準絶		○
58	ユキノシタ	タチネコノメソウ				準絶		○
59		タコノアシ			NT	Ⅰ類	○	
60		ヤブサンザシ				準絶	○	
61		ウチワダイモンジソウ				準絶	○	
62	バラ	カワラサイコ				Ⅰ類	○	
63		シロミノヤブヘビイチゴ				Ⅰ類	○	
64		ハマナス				Ⅱ類	○	
65		コジキイチゴ				要注	○	
66		カライトソウ				準絶		○
67		ワレモコウ				Ⅱ類	○	
68		ユキヤナギ				要注	○	
69		コゴメウツギ				Ⅱ類	○	
70		マメ	モメンヅル				要注	
71	サイカチ					Ⅰ類		○
72	ニワフジ					要注	○	○
73	エゾノレンリソウ					Ⅰ類	○	
74	ケハギ					Ⅱ類		○
75	ツルフジバカマ					要注	○	○
76	エビラフジ					要注	○	
77	トウダイグサ	トウダイグサ				準絶	○	
78		ニシキソウ				準絶	○	
79	ミカン	フユザンショウ				Ⅱ類	○	
80	ムクロジ	モクゲンジ				Ⅱ類	○	
81	ニシキギ	イワウメヅル				Ⅱ類	○	
82		ニシキギ				準絶	○	○
83	クロウメモドキ	エゾノクロウメモドキ				要注	○	
84	ジンチョウゲ	ナニワズ				準絶	○	

【重要な種の選定基準】

①「文化財保護法」 国特：特別天然記念物、国天：天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト2017」（環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類（CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類）、VU：絶滅危惧Ⅱ類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」（平成28年3月 福井県）

絶滅：県域絶滅、Ⅰ類：県域絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類：県域絶滅危惧Ⅱ類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目

地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注1：科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成29年（財）ダム水源地環境整備センター）に従った。

注2：公表による悪影響が懸念される種については未記載となっている。

表 4.1-33(3) 注目すべき植物種の状況

番号	科名	種名	選定基準				確認地	
			①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
85	スマレ	カラスシキミ				要注		○
86		アカネスミレ				要注	○	
87		イソスミレ			VU	Ⅱ類	○	
88		ヒゴスミレ				要注	○	
89	ミゾハコベ	ミゾハコベ				要注	○	
90		エゾミソハギ				Ⅱ類	○	○
91		ミズマツバ			VU	準絶	○	○
92	アカバナ	ウスゲチョウジタデ			NT	Ⅱ類	○	
93		ミズユキノシタ				要注	○	○
94	アリノトウグサ	ホザキノフサモ				要注	○	○
95	セリ	セリモドキ				準絶	○	
96		ハマボウフウ				準絶	○	
97		ハナウド				Ⅰ類	○	○
98		オオバチドメ				Ⅱ類	○	
99		カノツメソウ				準絶	○	
100	イチヤクソウ	ウメガサソウ				準絶	○	
101		シヤクジョウソウ				Ⅱ類	○	
102	ツツジ	ウラジロヨウラク				Ⅱ類		○
103		アラゲナツハゼ				要注		○
104	サクラソウ	ギンレイカ				Ⅱ類	○	○
105		クサレダマ				Ⅰ類	○	
106	カキノキ	リュウキュウマメガキ				要注	○	○
107	マチン	アイナエ				Ⅱ類	○	
108	リンドウ	リンドウ				準絶	○	
109	キョウチクトウ	チョウジソウ			NT	Ⅰ類	○	
110	ガガイモ	フナバラソウ			VU	Ⅰ類	○	
111		スズサイコ			NT	Ⅱ類	○	
112		コバノカモメヅル				準絶	○	
113		シロバナカモメヅル				準絶	○	
114		ココモメヅル				Ⅱ類		○
115	アカネ	キバナカワラマツバ				Ⅱ類	○	
116		オオキヌタソウ				要注	○	○
117	クマツヅラ	クマツヅラ				Ⅰ類	○	
118	アワゴケ	アワゴケ				要注	○	
119		ミズハコベ				Ⅱ類	○	
120	シソ	ミズネコノオ			NT	Ⅰ類	○	
121		ミズトラノオ			VU	Ⅰ類	○	
122		メハジキ				準絶	○	○
123		キセワタ			VU	Ⅰ類	○	
124		タテヤマウツボグサ				準絶		○
125		ハイタムラソウ				Ⅰ類	○	
126		ヒメナミキ				Ⅰ類	○	

【重要な種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：特別天然記念物、国天：天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天：天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2017」（環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類（CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類）、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」（平成28年3月 福井県）
絶滅：県域絶滅、Ⅰ類：県域絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類：県域絶滅危惧Ⅱ類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目
地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注1：科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成29年（財）ダム水源地環境整備センター）に従った。

注2：公表による悪影響が懸念される種については未記載となっている。

表 4.1-33(4) 注目すべき植物種の状況

番号	科名	種名	選定基準				確認地	
			①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
127	シソ	デワノタツナミソウ				準絶	○	
128	ナス	オオマルバノホロシ				準絶	○	
129	ゴマノハグサ	アブノメ				準絶	○	
130		オオアブノメ			VU	I類	○	
131		シソクサ				II類	○	
132		シオガマギク				要注	○	
133		ヒナノウスツボ				要注	○	
134		エゾヒナノウスツボ				I類	○	
135		オオヒナノウスツボ				要注	○	
136		ヒヨクソウ				要注	○	
137		エチゴトラノオ				II類	○	
138		カワヂシャ			NT	II類	○	○
139	ゴマ	ヒシモドキ			EN	絶滅	○	
140	ハマウツボ	ナンバンギセル				要注	○	
141		ハマウツボ			VU	I類	○	
142	タヌキモ	イヌタヌキモ			NT	準絶	○	
143	オオバコ	トウオオバコ				要注	○	
144	スイカズラ	カンボク				準絶	○	
145	レンブクソウ	レンブクソウ				準絶	○	
146	オミナエシ	オミナエシ				I類	○	○
147	マツムシソウ	ナベナ				I類	○	○
148	キキョウ	ヒメシヤジン				II類	○	
149		キキョウ			VU	I類	○	○
150		ヒナギキョウ				要注	○	○
151	キク	ワカサハマギク			NT	II類	○	
152		フジバカマ			NT	I類	○	○
153		アキノハハコグサ			EN	I類	○	○
154		カセンソウ				準絶	○	
155		コオニタビラコ				I類	○	○
156		ネコノシタ				II類	○	
157		オモダカ	サジオモダカ				I類	○
158	マルバオモダカ				VU	絶滅	○	
159	アギナシ				NT	II類	○	
160	トチカガミ	ヤナギスブタ				準絶	○	○
161		クロモ				II類	○	
162		トチカガミ			NT	I類	○	
163		ミズオオバコ			VU	II類	○	
164	ヒルムシロ	ヒルムシロ				II類	○	
165		センニンモ				II類	○	
166		ササバモ				準絶	○	
167		ホソバミズヒキモ				II類	○	○
168	アマモ	エビアマモ			NT	要注	○	

【重要な種の選定基準】

①「文化財保護法」 国特：特別天然記念物、国天：天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト2017」(環境省)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類(CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類)、VU：絶滅危惧II類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)

絶滅：県域絶滅、I類：県域絶滅危惧I類、II類：県域絶滅危惧II類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目

地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注1：科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(平成29年 (財)ダム水源地環境整備センター)に従った。

注2：公表による悪影響が懸念される種については未記載となっている。

表 4.1-33(5) 注目すべき植物種の状況

番号	科名	種名	選定基準				確認地	
			①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
169	イバラモ	ホッサモ				Ⅱ類	○	
170		イトトリゲモ			NT	Ⅱ類	○	
171		イバラモ				Ⅰ類		○
172	ユリ	ヒメニラ				Ⅱ類	○	
173		ヤマラッキョウ				Ⅰ類	○	
174		ヒロハノアマナ			VU	Ⅰ類	○	
175		キバナノアマナ				Ⅰ類	○	○
176		ノカンゾウ				Ⅱ類	○	
177		キチジョウソウ				準絶	○	
178		オモト				準絶	○	
179		マルバサンキライ				Ⅰ類	○	
180		サクライソウ			EN	Ⅰ類		○
181		ミズアオイ	ミズアオイ			NT	Ⅰ類	○
182	アヤメ	ヒオウギ				Ⅰ類	○	
183		ノハナショウブ				Ⅱ類	○	○
184		カキツバタ			NT	Ⅱ類	○	
185	イグサ	ハナビゼキショウ				準絶		○
186		ドロイ				要注	○	
187		タチコウガイゼキショウ				準絶	○	
188		イヌイ				Ⅰ類	○	
189		アサギスズメノヒエ				要注	○	
190	ホシクサ	ホシクサ				準絶	○	○
191		イヌノヒゲ				要注	○	
192	イネ	オガルカヤ				Ⅱ類	○	○
193		エチゼンインヨウ				Ⅰ類	○	
194		テンキグサ				要注	○	
195		トキワスキ				Ⅱ類	○	○
196		アイアシ				Ⅱ類	○	
197		セイタカヨシ				要注	○	
198		メガルカヤ				Ⅰ類	○	
199		サトイモ	ショウブ				要注	○
200	ヒロハテンナンショウ					要注	○	○
201	ミズバショウ					要注	○	
202	オオハング					Ⅱ類	○	
203	ミクリ	ミクリ			NT	Ⅱ類	○	○
204		ナガエミクリ			NT	準絶	○	
205	ガマ	コガマ				準絶	○	
206	カヤツリグサ	コウキヤガラ				準絶	○	
207		イトテンツキ			NT	要注	○	
208		チャシバダ				要注		○
209		タニガワダ				要注		○
210		ヤガミスダ				Ⅱ類	○	
211		タチスダ				要注	○	

【重要な種の選定基準】

①「文化財保護法」 国特：特別天然記念物、国天：天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト2017」（環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類（CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類）、VU：絶滅危惧Ⅱ類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」（平成28年3月 福井県）

絶滅：県域絶滅、Ⅰ類：県域絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類：県域絶滅危惧Ⅱ類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目

地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注1：科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成29年（財）ダム水源地環境整備センター）に従った。

注2：公表による悪影響が懸念される種については未記載となっている。

表 4.1-33(6) 注目すべき植物種の状況

番号	科名	種名	選定基準				確認地	
			①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
212	カヤツリグサ	キノクニスゲ			NT	Ⅱ類	○	
213		ノゲヌカスゲ				要注	○	○
214		シラコスゲ				準絶	○	
215		シオクグ				準絶	○	
216		センダイスゲ				要注	○	
217		ヒメモエギスゲ				要注	○	
218		ヒメアオガヤツリ				準絶	○	
219		シロガヤツリ				準絶	○	
220		ヒメガヤツリ				要注	○	
221		ヒメハリイ				I類	○	
222		イソヤマテンツキ				要注	○	
223		ビロードテンツキ				I類	○	
224		イヌノハナヒゲ				要注	○	
225		フトイ				要注	○	
226		タイワンヤマイ				準絶	○	
227		マツカサススキ				I類	○	
228		ラン	エビネ			NT	Ⅱ類	○
229	ナツエビネ				VU	Ⅱ類	○	○
230	キエビネ				EN	I類	○	
231	ギンラン					Ⅱ類	○	
232	キンラン				VU	Ⅱ類	○	○
233	カキラン					要注	○	○
234	クロヤツシロラン					Ⅱ類	○	
235	アケボノシュスラン					要注	○	
236	ミズトンボ				VU	Ⅱ類	○	
237	ホクリクムヨウラン					Ⅱ類	○	
238	セイタカスズムシソウ					I類	○	
239	ジガバチソウ					I類	○	
240	クモキリソウ					要注	○	○
241	スズムシソウ					I類	○	
242	コ克蘭					Ⅱ類	○	
243	ウチョウラン				VU	I類		○
244	コケイラン					要注	○	
245	ジンバイソウ					要注	○	○
246	ヒトツボクロ					I類	○	○
合計	87科	246種	0種	0種	46種	246種	226種	69種

【重要な種の選定基準】

①「文化財保護法」 国特：特別天然記念物、国天：天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト2017」（環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類（CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類）、VU：絶滅危惧Ⅱ類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」（平成28年3月 福井県）

絶滅：県域絶滅、Ⅰ類：県域絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類：県域絶滅危惧Ⅱ類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目

地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注1：科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成29年（財）ダム水源地環境整備センター）に従った。

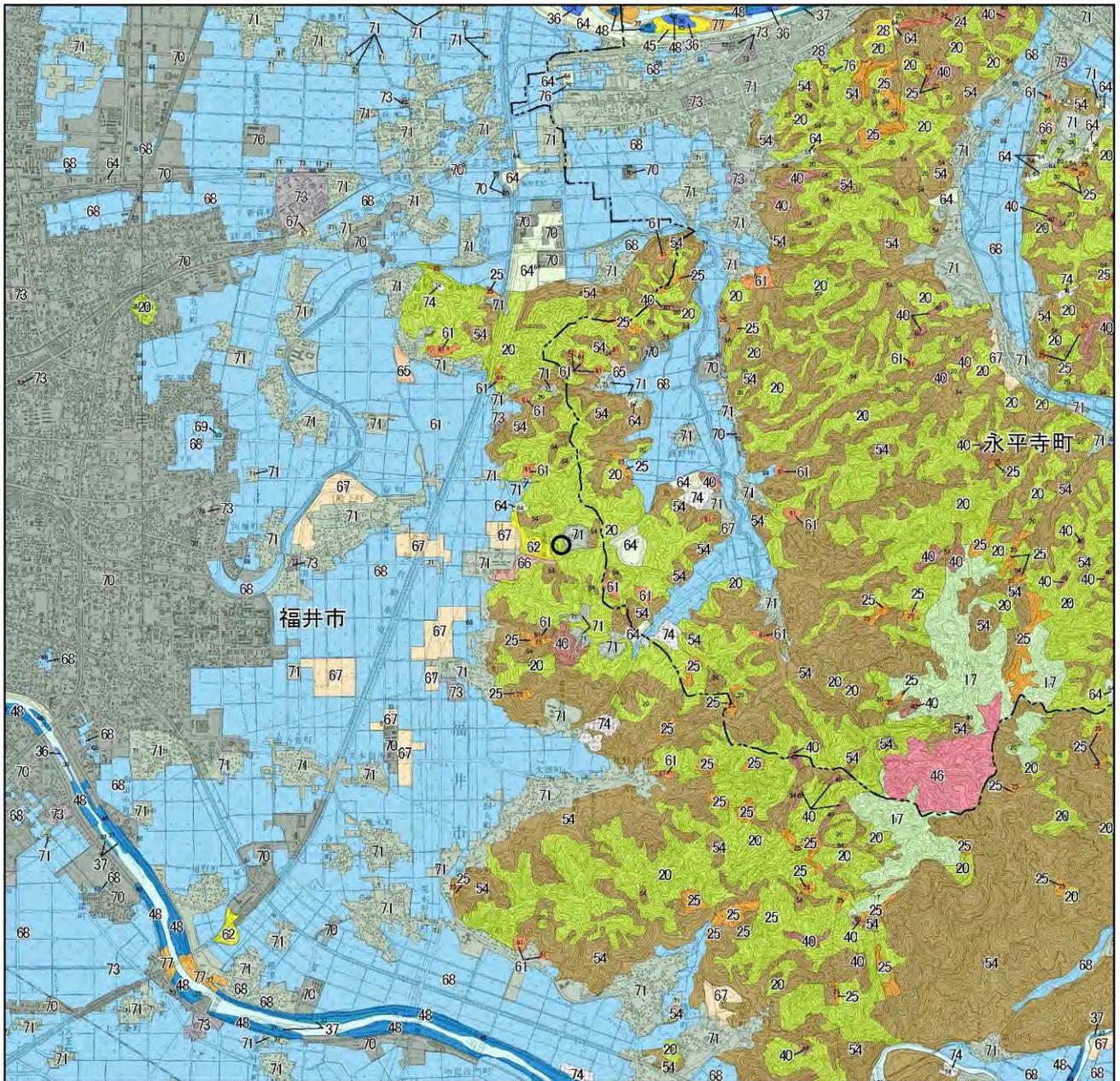
注2：公表による悪影響が懸念される種については未記載となっている。

3) 植生の状況

事業実施想定区域及びその周囲は、福井市の中央を流れる足羽川と、福井市と永平寺町の北方を東西に流れる九頭竜川に挟まれた地域で、西側には福井市の市街地が続き、東側は山地が広がっている。

事業実施想定区域及びその周囲の植生の状況は図 4.1-20に示すとおりであり、低地の大部分は「放棄水田雑草群落」が広がり、西側には「市街地」や「緑の多い住宅地」が分布している。また中央部分から東側の山地は、「ユキグニミツバツツジーコナラ群集」の中に、沢筋の斜面を中心に「スギ・ヒノキ・サワラ植林」が樹枝状に分布している。また、川によって開析された谷底平野には「放棄水田雑草群落」が分布している。

事業実施想定区域は「ユキグニミツバツツジーコナラ群集」が分布している。



凡 例

- | | | | |
|---|----------|-------|-----|
| ○ | 事業実施想定区域 | ----- | 市町界 |
|---|----------|-------|-----|
-
- | | | | | | |
|----|------------------|----|--------------|----|----------|
| 17 | オオバクロモジミズナラ群集 | 46 | 伐採跡地群落(VII) | 68 | 水田雑草群落 |
| 20 | ユキグニミツバツツジコナラ群集 | 48 | ヨシクラス | 69 | 放棄水田雑草群落 |
| 24 | アカマツ群落 | 54 | スギ・ヒノキ・サワラ植林 | 70 | 市街地 |
| 25 | 落葉広葉低木群落 | 61 | 竹林 | 71 | 緑の多い住宅地 |
| 28 | ススキ群(V) | 62 | ゴルフ場・芝地 | 73 | 工場地帯 |
| 36 | ヤナギ高木群落(VI) | 64 | 路傍・空地雑草群落 | 74 | 造成地 |
| 37 | ヤナギ低木群落(VI) | 65 | 放棄畑雑草群落 | 76 | 開放水域 |
| 40 | ユキグニミツバツツジアカマツ群集 | 66 | 果樹園 | 77 | 自然裸地 |
| 45 | ススキ群(VII) | 67 | 畑雑草群落 | | |

出典：「1/2.5万 現存植生図「越前森田」「丸岡」「福井」「永平寺」
 (環境省生物多様性センター 自然環境Web-GIS)

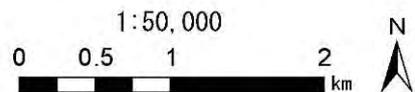


図 4.1-20 現存植生図

(2) 動物の状況

1) 動物の生息状況

動物相について既存資料調査を行い整理した。

参考とした文献等は表 4.1-34に示すとおりである。

表 4.1-34 動物種の確認文献等

番号	文献名	整理の対象とした種
1	「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)	調査対象とした野生植物種のうち、文献、現地調査等により福井市、永平寺町で確認されている種
2	いきものログ(環境省生物多様性センターホームページ)	調査対象とした野生植物種のうち、1980年以降に福井市、永平寺町で確認されている種

2) 注目すべき種の状況

文献調査で確認された種について、表 4.1-35に示す国、福井県、福井市及び永平寺町が指定する選定根拠に基づき注目すべき種の指定状況を整理した。

表 4.1-35 注目すべき動物種の選定基準等

	選定基準	カテゴリー
①	「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号)	国指定特別天然記念物(国特) 国指定天然記念物(国天)
	「福井県文化財保護条例」(昭和34年 条例第39号)	県指定天然記念物(県天)
	「福井市文化財保護条例」(昭和25年 条例第24号)	福井市指定天然記念物(市天)
	「永平寺町文化財保護条例」(平成18年 条例第95号)	永平寺町指定天然記念物(町天)
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年 法律第75号)	国内希少野生動植物種(国内) 国際希少野生動植物種(国際) 特定国内希少野生動植物種(特定) 緊急指定種(緊急)
③	「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト(環境省レッドリスト2017)」 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類 (平成29年3月31日 環境省)	絶滅(EX) 野生絶滅(EW) 絶滅危惧ⅠA類(CR) 絶滅危惧ⅠB類(EN) 絶滅危惧Ⅱ類(VU) 準絶滅危惧(NT) 情報不足(DD) 絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
④	「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)	県域絶滅(絶滅) 県域絶滅危惧Ⅰ類(Ⅰ類) 県域絶滅危惧Ⅱ類(Ⅱ類) 県域準絶滅危惧(準絶) 要注目(要注) 絶滅のおそれのある地域個体群(地域)

(a) 哺乳類

文献調査で確認された注目すべき哺乳類は、表 4.1-36に示すとおり5種である。
福井市で5種が確認されている。

表 4.1-36 注目すべき哺乳類の状況

番号	目名	科名	種名	選定基準				確認地	
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
1	コウモリ	ヒナコウモリ	モモジロコウモリ				準絶	○	
2			ユビナガコウモリ				準絶	○	
3			テングコウモリ				II類	○	
4	リス	リス	ムササビ				要注	○	
5		ネズミ	カヤネズミ				準絶	○	
計	2目	3科	5種	0種	0種	0種	5種	5種	0種

【重要な種の選定基準】

①「文化財保護法」 国特：特別天然記念物、国天：天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト2017」(環境省)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 (CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類)、VU：絶滅危惧Ⅱ類、

NT：準絶滅危惧、DD:情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)

絶滅：県域絶滅、Ⅰ類：県域絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類：県域絶滅危惧Ⅱ類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目

地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注1：科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(平成29年 (財)ダム水源環境整備センター)に従った。

注2：公表による悪影響が懸念される種については未記載となっている。

(b) 鳥類

文献調査で確認された注目すべき鳥類は、表 4.1-37に示すとおり88種である。福井市では86種、永平寺町では18種が確認されている。

表 4.1-37(1) 注目すべき鳥類の状況

番号	目名	科名	種名	選定基準				確認地		
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町	
1	キジ	キジ	ウズラ			VU	II類	○		
2	カモ	カモ	マガン	国天		NT	II類	○		
3			コハクチョウ				準絶	○		
4			オオハクチョウ				準絶	○		
5			オシドリ				DD	II類	○	
6			シマアジ					準絶	○	
7			トモエガモ				VU	II類	○	
8			アカツクシガモ				DD	要注	○	
9			ホオジロガモ					要注	○	
10			カワアイサ					要注	○	○
11			ウミアイサ					準絶	○	
12			カイツブリ	カイツブリ	カンムリカイツブリ				要注	○
13	コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ	国特	国内	CR	I類	○		
14	カツオドリ	ウ	ヒメウ			EN	要注	○		
15	ペリカン	サギ	ヨシゴイ			NT	I類	○		
16			オオヨシゴイ				CR	I類	○	
17			ミゾゴイ				VU	I類	○	
18			ササゴイ					II類	○	
19			チュウサギ				NT	準絶	○	○
20			コサギ					II類	○	○
21			クロサギ					準絶	○	
22				トキ	トキ	国特	国内	EW	絶滅	○
23	ツル	クイナ	クイナ				要注	○		
24			ヒクイナ				NT	I類	○	
25	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	II類	○		
26	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ				要注	○	○	
27	チドリ	チドリ	タゲリ				準絶	○		
28			イカルチドリ					準絶	○	
29			コチドリ					要注	○	○
30			シロチドリ				VU	I類	○	
31			メダイチドリ			国際		要注	○	
32			セイタカシギ	セイタカシギ			VU	準絶	○	
33		シギ	ヤマシギ				準絶	○		
34			アオシギ				準絶	○		
35			オオジシギ				NT	II類	○	
36			オグロシギ					準絶	○	

【重要な種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：特別天然記念物、国天：天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天：天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2017」（環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類（CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類）、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」（平成28年3月 福井県）
絶滅：県域絶滅、I 類：県域絶滅危惧 I 類、II 類：県域絶滅危惧 II 類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目
地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注1：科及び種の順番は、「日本鳥類目録 改訂第7版」（平成24年 日本鳥学会）に従った。

注2：公表による悪影響が懸念される種については未記載となっている。

表 4.1-37(2) 注目すべき鳥類の状況

番号	目名	科名	種名	選定基準				確認地			
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町		
37	チドリ	シギ	ダイシャクシギ				要注	○			
38			ホウロクシギ		国際	VU	II類	○			
39			ツルシギ				VU	準絶	○		
40			コアオアシシギ					準絶	○		
41			アオアシシギ					要注	○		
42			タカブシギ				VU	要注	○	○	
43			ソリハシシギ					要注	○		
44			イソシギ					要注	○	○	
45			オバシギ			国際		要注	○		
46			ミュビシギ					要注	○		
47			オジロトウネン					要注	○		
48			ウズラシギ					要注	○		
49			ハマシギ				NT	要注	○		
50			エリマキシギ					要注	○		
51			タマシギ	タマシギ			VU	I類	○		
52			ツバメチドリ	ツバメチドリ			VU	要注	○		
53			カモメ	ウミネコ				地域	○		
54				コアジサシ			VU	I類	○		
55			ウミスズメ	ウミガラス		国内	CR	要注	○		
56				ウミスズメ			CR	要注	○		
57			タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	準絶	○	
58				タカ	チュウヒ		国内	EN	II類	○	
59					ツミ				準絶	○	
60					オオタカ			NT	I類	○	○
61					サシバ			VU	準絶	○	○
62					クマタカ		国内	EN	I類	○	○
63	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク				準絶	○	○		
64			コノハズク				準絶		○		
65			アオバズク				II類	○			
66			トラフズク				準絶	○	○		
67			コミミズク				準絶	○			
68	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				準絶	○	○		
69			ヤマセミ				I類	○			
70		ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	I類	○			
71	キツツキ	キツツキ	アリスイ				準絶	○			
72			オオアカゲラ				準絶	○			
73	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ				要注	○			
74			ハヤブサ		国内	VU	II類	○			
75	スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ		国内	EN	I類	○			
76		サンショウクイ	サンショウクイ			VU	要注	○	○		
77		カササキヒタキ	サンコウチョウ				要注	○			
78		モズ	チゴモズ			CR	I類	○			
79		カラス	オナガ				要注	○			

【重要な種の選定基準】

- ① 「文化財保護法」 国特：特別天然記念物、国天：天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天：天然記念物
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③ 「環境省レッドリスト2017」（環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類（CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類）、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④ 「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」（平成28年3月 福井県）
絶滅：県域絶滅、I類：県域絶滅危惧I類、II類：県域絶滅危惧II類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目
地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注1：科及び種の順番は、「日本鳥類目録 改訂第7版」（平成24年 日本鳥学会）に従った。

注2：公表による悪影響が懸念される種については未記載となっている。

表 4.1-37(3) 注目すべき鳥類の状況

番号	目名	科名	種名	選定基準				確認地	
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
80	スズメ	カラス	カササギ				要注	○	
81		ツバメ	コシアカツバメ				準絶	○	○
82		セッカ	セッカ				要注	○	
83		ムクドリ	コムクドリ				準絶	○	
84		ヒタキ	マミジロ				要注		○
85			コサメビタキ				準絶	○	
86		イワヒバリ	カヤクグリ				要注	○	
87		ホオジロ	ホオアカ				要注	○	○
88			ノジコ			NT	II類	○	
計	16目	35科	88種	3種	10種	37種	88種	86種	18種

【重要な種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：特別天然記念物、天：天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2017」（環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類（CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類）、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」（平成28年3月 福井県）
絶滅：県域絶滅、Ⅰ類：県域絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類：県域絶滅危惧Ⅱ類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目
地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注1：科及び種の順番は、「日本鳥類目録 改訂第7版」（平成24年 日本鳥学会）に従った。

注2：公表による悪影響が懸念される種については未記載となっている。

(c) 爬虫類

文献調査で確認された注目すべき爬虫類は、表 4.1-38に示すとおり5種である。
福井市では5種、永平寺町では3種が確認されている。

表 4.1-38 注目すべき爬虫類の状況

番号	目名	科名	種名	選定基準				確認地	
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ			NT	準絶	○	○
2		スッポン	ニホンスッポン			DD	準絶	○	○
3	有鱗目	タカチホヘビ	タカチホヘビ				要注	○	
4		ナミヘビ	シロマダラ				要注	○	
5			ヒバカリ				要注	○	○
計	2目	4科	5種	0種	0種	2種	5種	5種	3種

【重要な種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：特別天然記念物、国天：天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天：天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2017」(環境省)
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 (CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類)、VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)
絶滅：県域絶滅、Ⅰ類：県域絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類：県域絶滅危惧Ⅱ類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目
地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注1：科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(平成29年 (財)ダム水源地環境整備センター)に従った。
注2：公表による悪影響が懸念される種については未記載となっている。
注3：海域に生息する爬虫類は除外している。

(d) 両生類

文献調査で確認された注目すべき両生類は、表 4.1-39に示すとおり4種である。
福井市では4種、永平寺町では3種が確認されている。

表 4.1-39 注目すべき両生類の状況

番号	目名	科名	種名	選定基準				確認地	
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
1	有尾目	サンショウウオ	ヒダサンショウウオ			NT	準絶	○	○
2		イモリ	アカハライモリ			NT	要注	○	○
3	無尾目	ヒキガエル	アズマヒキガエル				要注	○	
4		アカガエル	トノサマガエル			NT	要注	○	○
計	2目	4科	4種	0種	0種	3種	4種	4種	3種

【重要な種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：特別天然記念物、国天：天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天：天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2017」(環境省)
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 (CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類)、VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)
絶滅：県域絶滅、Ⅰ類：県域絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類：県域絶滅危惧Ⅱ類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目
地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注1：科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(平成29年 (財)ダム水源地環境整備センター)に従った。
注2：公表による悪影響が懸念される種については未記載となっている。

(e) 魚類

文献調査で確認された注目すべき魚類は、表 4.1-40に示すとおり22種である。

福井市では20種、永平寺町では17種が確認されている。

九頭竜川におけるカマキリの生息地は「アラレガコ生息地」として国の天然記念物に指定されている。

表 4.1-40 注目すべき魚類の状況

	目名	科名	種名	選定基準				確認地	
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ南方種			VU	II類	○	○
2			カワヤツメ			VU	II類	○	○
3	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN	I類	○	○
4	コイ	コイ	ヤリタナゴ			NT	要注	○	○
5			イチモンジタナゴ			CR	I類		○
6			ミナミアカヒレタビラ			CR	I類	○	
7		ドジョウ	ドジョウ			DD	要注	○	○
8			アジメドジョウ			VU	II類	○	○
9			ナガレホトケドジョウ			EN	I類		○
10			ナマズ	アカザ	アカザ			VU	II類
11	サケ	サケ	イワナ				II類	○	
12			サケ				準絶	○	○
13			サクラマス			NT	II類	○	○
14			ヤマメ			NT	II類	○	○
15	ダツ	メダカ	キタノメダカ (メダカ北日本集団)			VU	II類	○	○
16	カサゴ	カジカ	カマキリ(アユカケ)*	国天		VU	II類	○	○
17			カジカ大卵型				準絶	○	○
18			カジカ中卵型				II類	○	○
19	スズキ	カワアナゴ	カワアナゴ			NT	要注	○	
20		ハゼ	シマウキゴリ				要注	○	
21			ジュズカケハゼ種群				II類	○	○
22			クロヨシノボリ				II類	○	
計	8目	10科	22種	1種	0種	15種	22種	20種	17種

【重要な種の選定基準】

①「文化財保護法」 国特：特別天然記念物、国天：天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト2017」(環境省)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類 (CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類)、VU：絶滅危惧II類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)

絶滅：県域絶滅、I類：県域絶滅危惧I類、II類：県域絶滅危惧II類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目

地域：絶滅のおそれのある地域個体群

※：九頭竜川におけるカマキリの生息地は「アラレガコ生息地」として国の天然記念物に指定されている。

注1：科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(平成29年 (財)ダム水源地環境整備センター)に従った。

注2：公表による悪影響が懸念される種については未記載となっている。

(f) 昆虫類

文献調査で確認された注目すべき昆虫類は、表 4.1-41に示すとおり106種である。
福井市では97種、永平寺町では43種が確認されている。

表 4.1-41(1) 注目すべき昆虫類の状況

番号	目名	科名	種名	選定基準				確認地	
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
1	トンボ	イトトンボ	ホソミイトトンボ				準絶	○	
2			モートンイトトンボ			NT	準絶	○	○
3			ムスジイトトンボ					要注	○
4		カワトンボ	アオハダトンボ			NT	準絶	○	
5		ムカシトンボ	ムカシトンボ				要注	○	○
6		ヤンマ	ネアカヨシヤンマ			NT	II類	○	
7			アオヤンマ			NT	準絶	○	
8			マドラヤンマ			NT	要注	○	
9		サナエトンボ	キヒロサナエ			NT	準絶	○	○
10			ホンサナエ				準絶	○	○
11			ナゴヤサナエ			VU	要注	○	
12		エゾトンボ	トラフトンボ				準絶	○	
13			エゾトンボ				要注	○	
14		トンボ	ハッチョウトンボ				要注	○	○
15			マイコアカネ				II類	○	
16			ミヤマアカネ					要注	○
17	カマキリ	カマキリ	ウスバカマキリ			DD	要注	○	
18	カワゲラ	トワダカワゲラ	ミネトワダカワゲラ				要注	○	
19	バッタ	バッタ	アカハネバッタ		国内	CR	絶滅		○
20			ヤマトマドラバッタ				準絶	○	
21			カワラバッタ					I類	○
22	カメムシ	ツチカメムシ	シロヘリツチカメムシ			NT	準絶		○
23		コオイムシ	タガメ			VU	I類	○	○
24	アミガサ	ウスバカゲロウ	コカスリウスバカゲロウ				準絶	○	
25	チョウ	スカシバガ	アシナガモモトスカシバ			VU	要注	○	
26		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン			VU	II類	○	
27			オオムラサキ			NT	準絶	○	
28		アゲハチョウ	ギフチョウ			VU	準絶	○	○
29		ツトガ	ハマゴウノメイガ				準絶	○	
30		スズメガ	スキバホウジャク			VU	要注	○	○
31		ヒトリガ	マエアカヒトリ			NT	要注	○	
32		ヤガ	コシロシタバ			NT	要注	○	
33			アオモンギンセダカモクメ			NT	II類		○
34	キシタアツバ				NT	要注	○		
35	ハエ	ガガンボ	アヤヘリガガンボ				要注	○	
36			ウスキンマヘリガガンボ					要注	○

【重要な種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：特別天然記念物、国天：天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天：天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2017」（環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類（CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類）、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」（平成28年3月 福井県）
絶滅：県域絶滅、I類：県域絶滅危惧I類、II類：県域絶滅危惧II類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目
地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注1：科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成29年（財）ダム水源地環境整備センター）に従った。
注2：公表による悪影響が懸念される種については未記載となっている。

表 4.1-41(2) 注目すべき昆虫類の状況

番号	目名	科名	種名	選定基準				確認地	
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
37	ハエ	ガガンボ	ヒメハスオビガガンボ				要注	○	
38		ハルカ	ハマダラハルカ			DD	要注	○	
39		カ	トワダオオカ				要注	○	
40	コウチュウ	オサムシ	セアカオサムシ			NT	準絶	○	○
41			オオサカアオゴミムシ			DD	要注	○	
42			オオトックリゴミムシ			NT	要注	○	
43			アスワメクラチビゴミムシ				要注	○	
44		ハンミョウ	カワラハンミョウ			EN	I類	○	
45			アイヌハンミョウ			NT	要注	○	○
46			ホソハンミョウ			VU	準絶	○	
47			マガタマハンミョウ				要注		○
48		ゲンゴロウ	クロゲンゴロウ			NT	準絶	○	○
49			ゲンゴロウ			VU	I類	○	
50			シャープゲンゴロウモドキ		国内	CR	I類	○	
51			シマゲンゴロウ			NT	I類	○	
52			コマルケシゲンゴロウ			NT	I類		○
53			ケシゲンゴロウ			NT	要注	○	○
54			キベリクロヒメゲンゴロウ			NT	要注	○	
55			キベリマメゲンゴロウ			NT	要注	○	○
56		ミズスマシ	オオミズスマシ			NT	II類	○	○
57			コミズスマシ			EN	要注	○	
58			ミズスマシ			VU	準絶	○	
59	コオナガミズスマシ				VU	要注	○	○	
60	コガシラミズムシ	クビボソコガシラミズムシ			DD	準絶	○		
61	ガムシ	スジヒラタガムシ			NT	要注	○	○	
62		コガムシ			DD	準絶	○	○	
63		ガムシ			NT	準絶	○		
64		シジミガムシ			EN	要注	○		
65	クワガタムシ	オオクワガタ			VU	II類	○		
66	コガネムシ	アカマダラハナムグリ			DD	要注	○		
67	タマムシ	オオムツボシタマムシ				要注	○		
68		サビナカボソタマムシ				要注	○		
69		シナノキチビタマムシ				要注		○	
70	テントウムシ	オシマヒメテントウ				準絶	○		
71	カミキリムシ	スネケブカヒロコバネカミキリ				要注	○		
72		キュウシュウチビトラカミキリ				要注	○		
73		アサカミキリ			VU	要注	○		
74	ゾウムシ	タカハシトゲゾウムシ				要注	○		
75	ハチ	カギバラバチ	ザウターカギバラバチ				II類	○	
76		シリアゲコバチ	オキナワシリアゲコバチ				準絶	○	○
77		セイボウ	ミヤマツヤセイボウ			DD	I類	○	
78		アリ	ケブカツヤオオアリ			DD	II類	○	
79			トゲアリ			VU	要注	○	

【重要な種の選定基準】

①「文化財保護法」 国特：特別天然記念物、国天：天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト2017」（環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類（CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類）、VU：絶滅危惧II類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」（平成28年3月 福井県）

絶滅：県域絶滅、I類：県域絶滅危惧I類、II類：県域絶滅危惧II類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目

地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注1：科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成29年（財）ダム水源地環境整備センター）に従った。

注2：公表による悪影響が懸念される種については未記載となっている。

表 4.1-41(3) 注目すべき昆虫類の状況

番号	目名	科名	種名	選定基準				確認地	
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
80	ハチ	ドロバチ	ハグロフタオビドロバチ				II類	○	○
81			フカイオオドロバチ				準絶	○	○
82		スズメバチ	チャイロスズメバチ				要注	○	○
83		クモバチ	キオビクモバチ				要注	○	
84			スギハラクモバチ				要注	○	○
85			フタモンクモバチ				要注	○	○
86			アオスジクモバチ				要注	○	
87		ツチバチ	ウチダハラナガツチバチ				要注	○	○
88		ギングチバチ	キュビギングチ			DD	II類	○	○
89			ガロアギングチ			DD	要注	○	○
90			タケウチギングチ				II類	○	
91			ササキリギングチ			NT	要注	○	○
92			アカオビケラトリバチ				準絶	○	
93			ニトベギングチ				DD	II類	○
94		ドロバチモドキ	ニッポンアワフキバチ			DD	要注	○	
95			ヤマトスナハキバチ			DD	要注	○	
96			ニッポンハナダカバチ			VU	準絶	○	
97			キアシハナダカバチモドキ			VU	I類	○	
98		アリマキバチ	カラトイスカバチ			DD	II類	○	
99		アナバチ	フジジガバチ			NT	II類	○	○
100			フクイアナバチ			NT	準絶	○	○
101		ヒメハナバチ	コガタホオナガヒメハナバチ				II類	○	
102		ミツバチ	クロマルハナバチ			NT	要注	○	○
103			イカズチキマダラハナバチ				要注	○	
104		ミツバチ	ナミルリモンハナバチ				要注	○	○
105		ハキリバチ	クズハキリバチ			DD	要注		○
106	マイマイツツハナバチ				DD	II類	○	○	
計	10目	51科	106種	0種	2種	64種	106種	97種	43種

【重要な種の選定基準】

- ① 「文化財保護法」 国特：特別天然記念物、国天：天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天：天然記念物
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③ 「環境省レッドリスト2017」（環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類（CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類）、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④ 「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」（平成28年3月 福井県）
絶滅：県域絶滅、I類：県域絶滅危惧I類、II類：県域絶滅危惧II類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目
地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注1：科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成29年（財）ダム水源地環境整備センター）に従った。
注2：公表による悪影響が懸念される種については未記載となっている。

(g) 貝類

文献調査で確認された注目すべき貝類は、表 4.1-42及び表 4.1-43に示すとおり淡水産貝類が12種、陸産貝類が18種である。

淡水産貝類は福井市では11種、永平寺町では8種が、陸産貝類は福井市では17種、永平寺町では5種が確認されている。

表 4.1-42 注目すべき貝類の状況（淡水産）

番号	目名	科名	種名	選定基準				確認地	
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
1	アマオブネガイ	アマオブネガイ	イシマキガイ				準絶	○	
2	新生腹足	タニシ	マルタニシ			VU	準絶	○	○
3			オオタニシ			NT	要注	○	○
4	汎有肺	モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ			DD	要注	○	
5			モノアラガイ			NT	準絶	○	○
6		ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ			DD	要注		○
7			ヒラマキガイモドキ			NT	要注	○	○
8	イシガイ	カワシンジュガイ	カワシンジュガイ			VU	絶滅	○	
9		イシガイ	トンガリササノハガイ			NT	I類	○	
10			カタハガイ			VU	II類	○	○
11			マツカサガイ			NT	II類	○	○
12	マルスタレガイ	シジミ	マシジミ			VU	II類	○	○
計	5目	7科	12種	0種	0種	11種	12種	11種	8種

【重要な種の選定基準】

①「文化財保護法」 国特：特別天然記念物、国天：天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト2017」（環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類（CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類）、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」（平成28年3月 福井県）

絶滅：県域絶滅、I類：県域絶滅危惧I類、II類：県域絶滅危惧II類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目

地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注1：科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成29年（財）ダム水源地環境整備センター）に従った。

注2：公表による悪影響が懸念される種については未記載となっている。

表 4.1-43 注目すべき貝類の状況（陸産）

番号	目名	科名	種名	選定基準				確認地		
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町	
1	新生腹足	イツマデガイ	ニクイロシブキツボ			NT	I類	○		
2	ヘソカドガイ	カワサシショウガイ	ヘソカドガイ				絶滅	○		
3			オオウスイロヘソカドガイ				I類	○		
4	汎有肺	モノアラガイ	ナガオカモノアラガイ			NT	I類	○	○	
5	有肺	キセルガイ	トノサマガセル			NT	II類	○		
6	マイマイ	オマジマイマイ	オオミケマイマイ			VU	II類	○		
7			クチベニマイマイ				要注	○注3		
8			ツルガマイマイ				要注	○	○	
9			ミヤマヒダリマキマイマイ			VU	II類		○	
10		ベッコウマイマイ	オオヒラベッコウ			DD	要注	○		
11			スジキビ			NT	要注	○		
12			ヒメハリマキビ			NT	要注	○		
13			タカキビ			NT	要注	○		
14			オオウエキビ			DD	II類	○		
15			ナンバンマイマイ	ケハダビロウドマイマイ			NT	II類	○	
16		コシタカコベソマイマイ				NT	要注	○	○	
17		ヤマタカマイマイ				NT	要注	○	○	
18		ニナ	イツマデガイ	イツマデガイ			NT	要注	○	
計		6目	8科	18種	0種	0種	14種	18種	17種	5種

【重要な種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：特別天然記念物、国天：天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天：天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2017」（環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類（CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類）、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」（平成28年3月 福井県）
絶滅：県域絶滅、I類：県域絶滅危惧I類、II類：県域絶滅危惧II類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目
地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注1：科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成29年（財）ダム水源地環境整備センター）等に従った。

注2：公表による悪影響が懸念される種については未記載となっている。

注3：過去に記録があるが絶滅したと考えられる市町。

(3) 重要な種の分布及びその生息・生育状況、注目すべき生息地及び重要な群落の分布状況

「福井県すぐれた自然データベース（植生、動物編）」（福井県ホームページ）によると、事業実施想定区域及びその周囲に設定されたメッシュ（約2km四方）で確認されたすぐれた自然（動植物）は、表 4.1-44及び図 4.1-21に示すとおり、九頭竜川流域に「九頭竜川中流域の付着藻群落」、「九頭竜川のカマキリ（アラレガコ）」、「九頭竜川中～下流域河川敷（昆虫類）」、「九頭竜川中流域（鳥獣の重要な生息地）」が、足羽川流域に「足羽川中流域（鳥獣の重要な生息地）」が分布している。また、ホンサナエ、フクイアナバチ、ダイミョウセリ、キュビギングチ、マツカサガイの生息地が分布している。

事業実施想定区域が位置するメッシュ（No. 474）では、福井市河水町東山でホンサナエ、松岡町（現永平寺町）西野中でフクイアナバチが確認されている。

表 4.1-44 すぐれた自然一覧

メッシュ 番号※2	名 称	分 類 1	分 類 2	選定理由	区分※	位 置
550	セアカオサムシ	昆虫類	コウチュウ目オサムシ科	希少種	A	福井市:舟橋
551	カラトイスカバチ	昆虫類	ハチ目アリマキバチ科	希少種	A	福井市:町屋町、開発町
552	タガメ	昆虫類	カメムシ目コオイムシ科	希少種	A	福井市:勝見
515	足羽川中流域	鳥獣の重要な生息地	—	渡り鳥の渡来地または中継地、猛禽類の多様な地域	B	福井市
472	九頭竜川中流域の付着藻群落	付着藻群落	—	生物的多様性(種類)を保持している生育地	B	松岡町(現永平寺町):志比境
	九頭竜川のカマキリ(アラレガコ)	淡水魚類	カサゴ目カジカ科	個体レベルで貴重な種の生息地	A	福井市:九頭竜川中流域
	アオモンギンセダカモクメ	昆虫類	チョウ目ヤガ科	希少種	B	松岡町(現永平寺町):下合月九頭竜川河川敷
	九頭竜川中～下流域河川敷	昆虫類	—	生物学的な多様性(種数)を保持している自然	A	福井市、松岡町(現永平寺町)
	九頭竜川中流域	鳥獣の重要な生息地	—	渡り鳥の渡来地または中継地、猛禽類の多様な地域	B	福井市、松岡町(現永平寺町)
474	ホンサナエ	昆虫類	トンボ目サナエトンボ科	希少種	A	福井市:河水町東山
	フクイアナバチ	昆虫類	ハチ目アナバチ科	希少種	A	松岡町(現永平寺町):西野中
475	ホンサナエ	昆虫類	トンボ目サナエトンボ科	希少種	A	福井市:河水町東山
	ダイミョウセセリ	昆虫類	チョウ目セセリチョウ科	分布限界種	B	福井市:宮地
476	足羽川中流域	鳥獣の重要な生息地	—	渡り鳥の渡来地または中継地、猛禽類の多様な地域	B	福井市
436	九頭竜川中流域の付着藻群落	付着藻群落	—	生物的多様性(種類)を保持している生育地	B	永平寺町:下浄法寺
	九頭竜川のカマキリ(アラレガコ)	淡水魚類	カサゴ目カジカ科	個体レベルで貴重な種の生息地	A	福井市:九頭竜川中流域
	フジジガバチ	昆虫類	ハチ目アナバチ科	希少種	A	松岡町(現永平寺町):松岡公園
	九頭竜川中～下流域河川敷	昆虫類	—	生物学的な多様性(種数)を保持している自然	A	松岡町(現永平寺町)
437	マツカサガイ	陸産・淡水産貝類	イシガイ目イシガイ科	生態的に貴重な種	A	永平寺町:諏訪間
439	キュビギングチ	昆虫類	ハチ目ギングチバチ科	希少種	A	松岡町(現永平寺町):吉野

※1: 区分 A: 全国レベルで重要、または県レベルで特に重要なもの
B: 県レベルで重要なもの

※2: メッシュ番号は、図4.1-21のメッシュ番号に対応する。

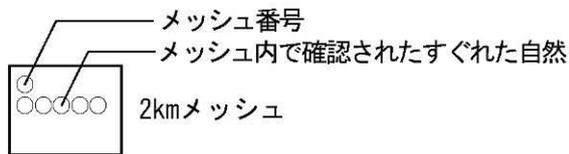
出典:「福井県すぐれた自然データベース」(福井県ホームページ)



凡例

○ 事業実施想定区域

----- 市町界



この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集したものである。

1:50,000



出典：「福井県すぐれた自然データベース」（福井県ホームページ）

図 4.1-21 すぐれた自然位置図

4.1.7 景観の状況

(1) 眺望点の状況

事業実施想定区域及びその周囲における主要な眺望点は、表 4.1-45及び図 4.1-22に示すとおりである。

最寄りの眺望点は東山公園展望台で事業実施想定区域から南側約600mの位置に存在する。

表 4.1-45 主要な眺望点の概要

番号※	名称	概要	出典
A	東山公園展望台	東山公園の展望台には車で行ける。福井市全域を見渡せる。	1
B	二本松山古墳	国指定の史跡。古墳の頂上から九頭竜川が見え、天気の良い日には日本海を望める。	2
C	手繰ヶ城山古墳	北陸で2番目の大きさの古墳である。国指定の史跡。古墳の頂上からは福井平野、坂井平野が一望できる。	2

※：表中の番号は、図 4.1-22のアルファベット（大文字）と対応する。

出典1：「都市地図 福井県 1 福井市」（昭文社）

出典2：「福井の文化財」（福井県ホームページ）

(2) 景観資源の状況

事業実施想定区域及びその周囲における主要な景観資源は、表 4.1-46及び図 4.1-22に示すとおりである。

また、「福井市景観基本計画 四季彩織りなす風景都市～住みたくなる心地よい景観をめざして～」(福井市ホームページ) にあげられている景観資源は、表 4.1-47及び図 4.1-22に示すとおりである。

事業実施想定区域の南側約600mに東山公園が分布している。

表 4.1-46 主要な景観資源の概要

番号※	名称	種別	概要	出典
1	鳴滝	滝	足羽川（あすわがわ）支流の谷にかかる滝。滝のそばには不動明王が祀られている。	1
2	九頭竜川	河川	延長116km、雄大な清流と鮎つりののどかな風景が見られる九頭竜川の中流域は、古来より福井の穀倉地帯を支える利水の要衝となっている。	2
3	永平寺口駅舎	建築物	永平寺の玄関口であるえちぜん鉄道の永平寺口駅は大正3年建設と古く、レトロな外観を有している。現在でも利用されているこの駅舎は、永平寺への観光客でにぎわった往時をしのばせる貴重な建築物である。	2
4	第3足羽川橋梁	鉄道橋	大きく蛇行する足羽川に、何度も鉄橋で川を渡っていく越美北線。一乗谷駅から美山駅間は7つの鉄道橋があり、杉の山林や足羽川の流に調和した美しい景観となっている。	2
5	真杉家のタラヨウ	樹木	県指定の天然記念物。樹齢1000年。JR越美北線越前高田駅の下り左前方約30mにあり、そこから樹幹が一望できる。本樹は真杉家の旧屋敷にあり、そこを覆うように太い枝を広げている。	3
6	お館の椿	樹木	永平寺町指定の天然記念物。樹齢350年。かつて松岡町には、親藩福井藩の支藩・松岡藩（5万石）が設置され、藩主の館や侍屋敷が建てられていた。お館の椿は、館の西門の庭に植えられていたと伝えられている。	3

※：表中の番号は、図 4.1-22の番号と対応する。

出典1：「第3回自然環境保全基礎調査 福井県自然環境情報図」（平成元年 環境庁）

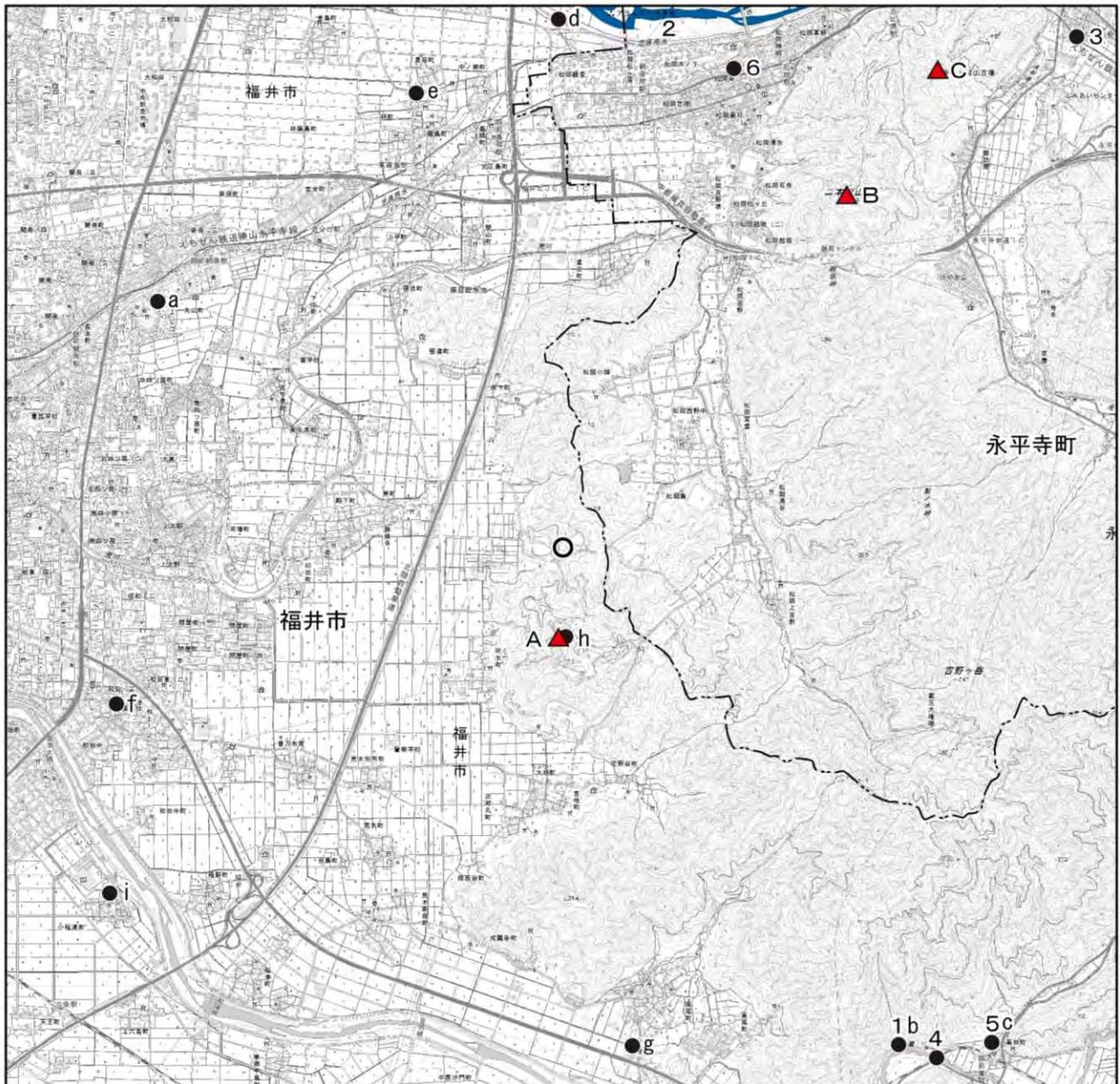
出典2：「福井ふるさと百景」（福井県ホームページ）

出典3：「ふくいの名木・名花」（福井県ホームページ）

表 4.1-47 福井市景観基本計画による景観資源

項目	番号*	名称
自然・風土等	a	丸山
	b	鳴滝
	c	真杉家のタラヨウ
歴史・文化・ 風物等	d	元覚堤
	e	東超勝寺・西超勝寺
	f	和田八幡宮神橋
	g	篠尾廃寺跡塔心礎
公共空間・ 建築物等	h	東山公園
	i	県立図書館

※：表中の番号は、図 4.1-22のアルファベット（小文字）と対応する。
 出典：「福井市景観基本計画 四季彩織りなす風景都市～住みたくなる心地よい景観をめざして～」(福井市ホームページ)



凡 例

- 事業実施想定区域
- 市町界
- 川 河 川
- ▲ 主要な眺望点
- 主要な景観資源

出典1:「都市地図 福井県 1 福井市」(昭文社)
 出典2:「福井の文化財」(福井県ホームページ)
 出典3:「第3回自然環境保全基礎調査 福井県自然環境情報図」(平成元年 環境庁)
 出典4:「福井ふるさと百景」(福井県ホームページ)
 出典5:「福井市景観基本計画 四季彩織りなす風景都市～住みたくなる心地よい景観をめざして～」(福井市ホームページ)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集したものである。

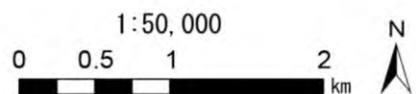


図 4.1-22 眺望点及び景観資源分布図

4.1.8 自然との触れ合いの活動の場の状況

事業実施想定区域及びその周囲における自然との触れ合いの活動の場は、表 4.1-48及び図 4.1-23に示すとおりである。

東山公園が事業実施想定区域に隣接して存在する。

表 4.1-48 自然との触れ合いの活動の場の概要

番号 ^{※2}	名称	種別	概要	出典
1	九頭竜川	河川	延長116km、雄大な清流と鮎つりののどかな風景が見られる九頭竜川の中流域は、古来より福井の穀倉地帯を支える利水の要衝となっている。	1
2	東山公園	公園	福井市東部の山に道路を整備して頂上付近を小さな公園状に整備してある。展望台と芝生広場があり福井市街が一望できる。ふもとは福井市東山健康運動公園がある。	2
3	松岡公園	公園	松岡地区一円を見下ろす小高い丘の上にある公園。約500本の桜の木があり、桜の名所でもある。夜にはぼんぼりが灯り、夜桜見学もできる。	3
4	手繰ヶ城山古墳	古墳	手繰ヶ城山古墳は、北陸で2番目の大きさである。国指定の史跡。古墳の頂上からは福井平野、坂井平野が一望できる。	4
5	二本松山古墳コース (松岡古墳群)	散策コース	松岡公園にある春日山古墳を起点とした散策コース ^{※1} ①春日山古墳－②乃木山古墳－③三峰山城跡－④石舟山古墳－⑤鳥越山古墳－⑥二本松山古墳を巡ることができる。	4

※1：二本松山古墳コース（松岡古墳群）の概要にある丸付き番号は、図 4.1-23の番号と対応する。

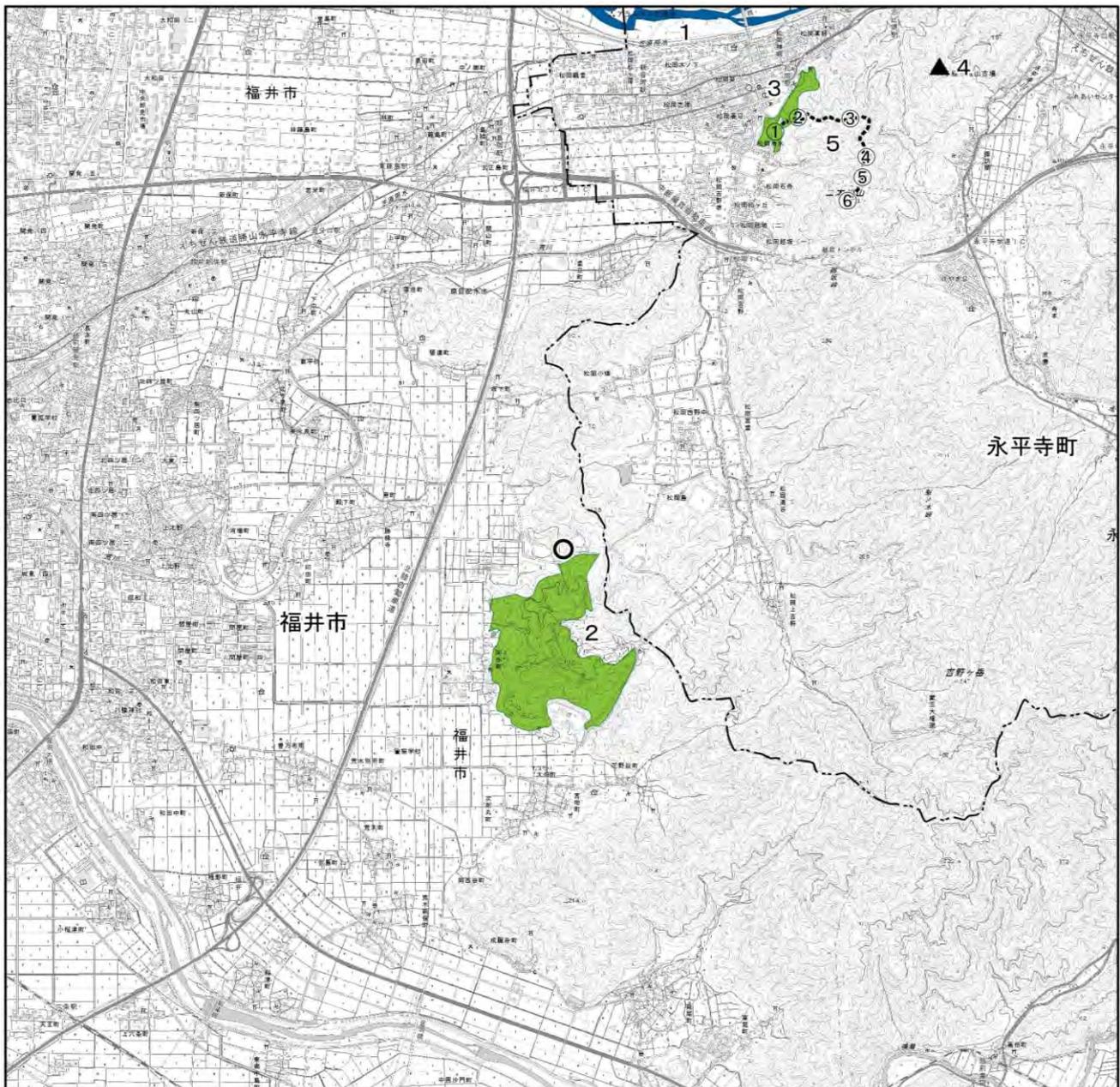
※2：番号は、図4.1-23の番号と対応する。

出典1：「福井ふるさと百景」（福井県ホームページ）

出典2：「都市地図 福井県 1 福井市」（昭文社）

出典3：「永平寺町ガイドマップ」（永平寺町ホームページ）

出典4：「古代の宝箱 松岡古墳群」（まっおか散策マップホームページ）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 市町界
- ~~~~~ 河 川
- 公 園
- ▲ 古 墳
-○..... 散策コース

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集したものである。

- 出典1:「福井ふるさと百景」(福井県ホームページ)
- 出典2:「都市地図 福井県 1 福井市」(昭文社)
- 出典3:「永平寺町ガイドマップ」(永平寺町ホームページ)
- 出典4:「古代の宝箱 松岡古墳群」(まつおか散策マップホームページ)

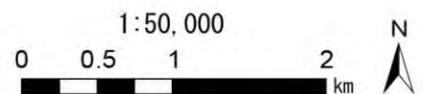


図 4.1-23 自然との触れ合いの活動の場の分布図

4.2 社会的状況

4.2.1 人口の状況

(1) 人口・世帯数

福井市、永平寺町及び福井県の人口及び世帯数は、表 4.2-1に示すとおりである。

平成29年10月1日現在の人口は、福井市が264,520人、永平寺町が19,463人、福井県が778,329人となっている。最近10年間では、福井市は3,653人（1.4%）、永平寺町は1,006人（4.9%）、福井県は34,150人（4.2%）の減少となっている。

また、平成29年10月1日現在の世帯数は、福井市が101,983世帯、永平寺町が7,313世帯、福井県が284,100世帯となっている。最近10年間では、福井市は5,906世帯（6.1%）、永平寺町は445世帯（6.5%）、福井県は9,283世帯（3.4%）の増加となっている。

表 4.2-1 人口・世帯数の状況

市町県 年	福井市		永平寺町		福井県	
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
平成20年	268,173	96,077	20,469	6,868	812,479	274,817
平成21年	267,398	96,945	20,356	6,871	808,589	275,759
平成22年	266,796	97,446	20,647	7,217	806,314	275,599
平成23年	266,540	98,320	20,543	7,243	803,216	277,218
平成24年	266,052	98,089	20,395	7,245	799,127	276,183
平成25年	265,450	98,930	20,219	7,264	794,492	277,510
平成26年	264,902	100,673	20,080	7,293	789,633	279,774
平成27年	265,904	99,872	19,883	7,276	786,740	279,687
平成28年	265,246	100,930	19,701	7,297	782,232	281,612
平成29年	264,520	101,983	19,463	7,313	778,329	284,100

注：数値は各年10月1日現在

出典1：「平成20～29年 福井県統計年鑑」（福井県ホームページ）

出典2：「福井県の人口と世帯(推計）」（福井県ホームページ）

(2) 人口動態

福井市、永平寺町及び福井県の平成28年度の人口動態の状況は、表 4.2-2に示すとおりである。

自然動態は福井市、永平寺町、福井県とも減少となっている。社会動態は福井市は増加、福井県及び永平寺町は減少となっている。人口動態全体としていずれも減少となっている。

表 4.2-2 人口動態の状況（平成28年度）

市町県	自然動態（人）			社会動態（人）				増減 (人)	
	出生	死亡	自然増減	県内転入	県外転入	県内転出	県外転出		社会増減
福井市	2,267	2,972	-705	2,634	4,939	2,295	5,186	92	-613
永平寺町	122	251	-129	287	226	337	246	-70	-199
福井県	6,140	9,464	-3,324	8,761	12,514	8,761	13,615	-1,101	-4,425

注：平成28年度の各数値は、下記出典の平成28年4月～平成29年3月の月別数値を集計。

出典：「福井県の人口と世帯(推計）」（福井県ホームページ）

4.2.2 産業の状況

(1) 就業人口

福井市、永平寺町及び福井県の平成27年の産業別就業者数の状況は、表 4.2-3に示すとおりである。

産業別就業者数の割合は、福井市では第1次産業が2.2%、第2次産業が25.4%、第3次産業が69.6%であり、業種では卸売業、小売業が17.6%で最も多い。永平寺町では第1次産業が3.4%、第2次産業が26.3%、第3次産業が67.8%であり、業種では製造業が17.8%で最も多い。福井県では第1次産業が3.7%、第2次産業が30.7%、第3次産業が63.8%であり、業種では製造業が21.7%で最も多い。

表 4.2-3 産業別就業者数（平成27年）

分類	業種	福井市		永平寺町		福井県	
		就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)
第1次産業	農業, 林業	2,764	2.1	356	3.4	13,790	3.5
	漁業	60	0.0	2	0.0	1,036	0.3
	小計	2,824	2.2	358	3.4	14,826	3.7
第2次産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	22	0.0	3	0.0	100	0.0
	建設業	10,657	8.2	882	8.5	35,912	9.0
	製造業	22,253	17.1	1,849	17.8	86,590	21.7
	小計	32,932	25.4	2,734	26.3	122,602	30.7
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	627	0.5	67	0.6	4,788	1.2
	情報通信業	2,639	2.0	151	1.4	5,611	1.4
	運輸業, 郵便業	5,265	4.1	415	4.0	15,749	3.9
	卸売業, 小売業	22,922	17.6	1,602	15.4	60,800	15.2
	金融業, 保険業	4,136	3.2	240	2.3	9,254	2.3
	不動産業, 物品賃貸業	1,949	1.5	100	1.0	4,009	1.0
	学術研究, 専門・技術サービス業	3,993	3.1	272	2.6	11,187	2.8
	宿泊業, 飲食サービス業	7,060	5.4	501	4.8	21,067	5.3
	生活関連サービス業, 娯楽業	4,719	3.6	274	2.6	13,244	3.3
	教育, 学習支援業	6,918	5.3	661	6.3	18,458	4.6
	医療, 福祉	17,236	13.3	1,638	15.7	50,759	12.7
	複合サービス事業	1,258	1.0	123	1.2	4,818	1.2
	サービス業(他に分類されないもの)	6,945	5.3	650	6.2	21,414	5.4
公務(他に分類されるものを除く)	4,708	3.6	370	3.6	13,518	3.4	
小計	90,375	69.6	7,064	67.8	254,676	63.8	
分類不能の産業		3,757	2.9	258	2.5	7,065	1.8
合計		129,888	100.0	10,414	100.0	399,169	100.0

注：構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳数の合計が一致しない場合がある。

出典：「平成27年国勢調査」（福井県ホームページ）

(2) 出荷額

1) 工業

福井市、永平寺町及び福井県の平成28年の工業の状況は、表 4.2-4に示すとおりである。

製造品出荷額等は、福井市では4,007億円、永平寺町では168億円、福井県では2兆393億円となっている。

表 4.2-4 工業の状況（平成28年）

項目 市町県	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
福井市	736	18,102	40,068,882
永平寺町	55	998	1,678,948
福井県	2,570	72,469	203,926,074

注：数値は平成28年6月1日現在

出典：「福井県統計年鑑」（福井県ホームページ）

2) 商業

福井市、永平寺町及び福井県の平成26年の商業の状況は、表 4.2-5に示すとおりである。

年間商品販売額は、福井市では1兆1,261億円、永平寺町では146億円、福井県では1兆8,431億円となっている。

表 4.2-5 商業の状況（平成26年）

項目 市町県	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
福井市	3,381	26,727	1,126,128
永平寺町	152	774	14,623
福井県	8,568	57,297	1,843,056

注：数値は平成26年7月1日現在

出典：「福井県統計年鑑」（福井県ホームページ）

4.2.3 交通の状況

(1) 交通網

事業実施想定区域及びその周囲の主要な道路及び鉄道の状況は、図 4.2-1に示すとおりである。主要な道路については、北陸自動車道、中部縦貫自動車道、一般国道8号、一般国道158号、一般国道416号、主要地方道福井加賀線、主要地方道福井丸岡線、主要地方道福井今立線等が通っている。

また、鉄道については、JR北陸本線、JR越美北線（九頭竜線）、えちぜん鉄道勝山永平寺線、えちぜん鉄道三国芦原線、福井鉄道福武線が通っている。

(2) 自動車交通量

事業実施想定区域及びその周囲の道路の自動車交通量は、表 4.2-6に示すとおりである。

12時間交通量は、主要な道路では北陸自動車道（区間番号40）で19,293台、一般国道8号（区間番号10060）で29,505台、一般国道158号（区間番号10480）で23,485台、一般国道416号（区間番号11195）で20,644台となっている。また、事業実施想定区域に近い一般県道吉野福井線（区間番号60400）で10,754台、一般県道篠尾出作線（区間番号61300）で8,657台となっている。

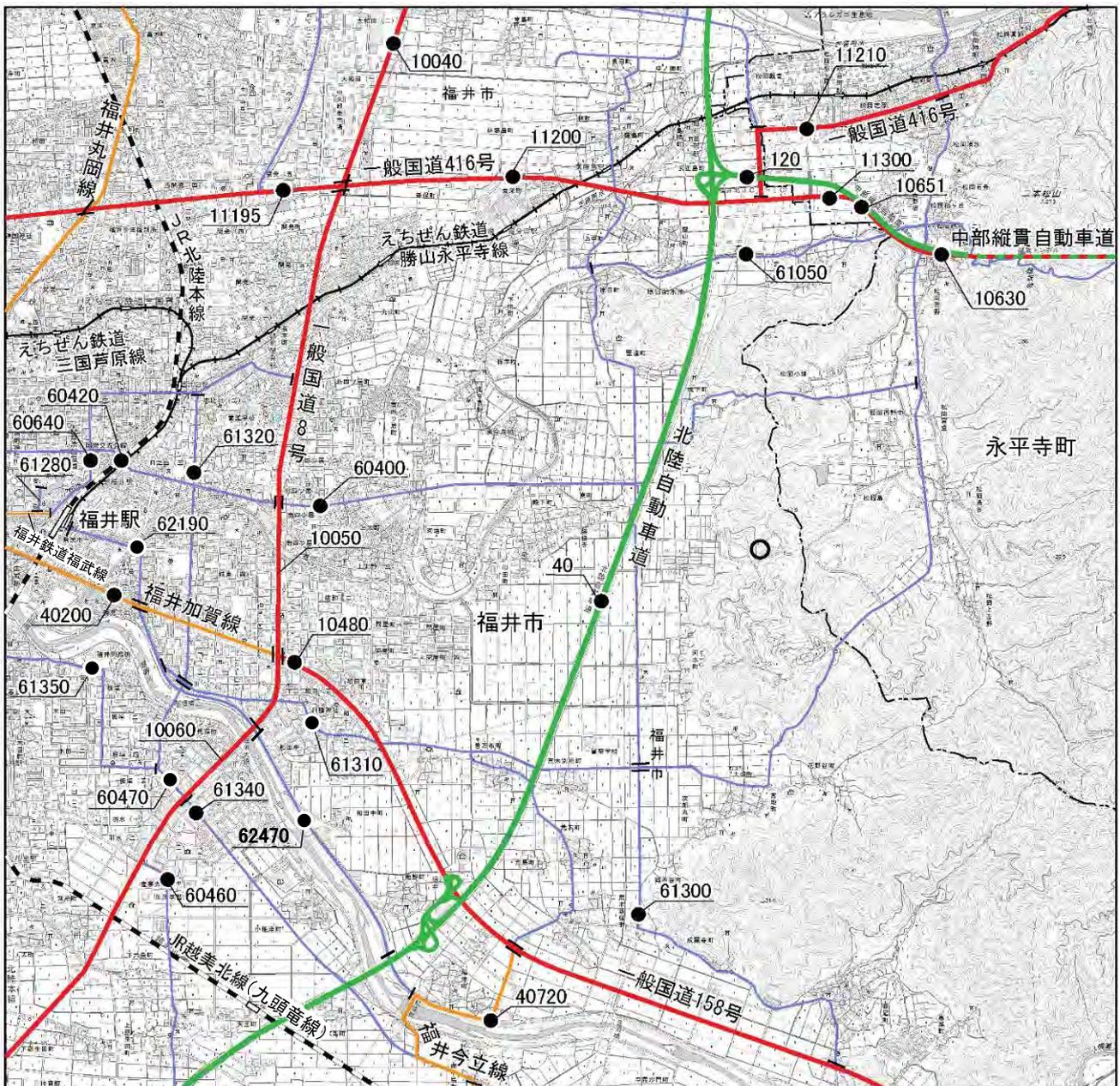
表 4.2-6 自動車交通量調査結果（平成27年度）

区間番号	路線名	観測地点名	交通量（台）		大型車混入率（%）
			12時間	24時間	
40	北陸自動車道	福井北JCT～一般国道158号福井IC	19,293	27,826	27.1
120	北陸自動車道	北陸自動車道～一般国道158号	7,375	9,272	18.6
10040	一般国道8号	福井市新保	27,330 [※]	36,622 [※]	12.9 [※]
10050	一般国道8号	—	27,435 [※]	36,763 [※]	15.8 [※]
10060	一般国道8号	—	29,505 [※]	39,537 [※]	14.9 [※]
10480	一般国道158号	福井市成和一丁目	23,485	32,644	6.4
10630	一般国道158号	越坂	12,779	16,273	8.9
10651	一般国道158号（中部縦貫道）	松岡	1,091	1,244	15.5
11195	一般国道416号	福井市開発町	20,644	28,282	7.8
11200	一般国道416号	福井市新保町	18,507	25,355	10.5
11210	一般国道416号	吉田郡永平寺町松岡春日一丁目	8,562	11,302	4.0
11300	一般国道416号BP	吉田郡永平寺町松岡吉野塚	9,697	12,800	9.2
40200	福井加賀線	福井市勝見2丁目	20,559	28,166	6.0
40720	福井今立線	福井市稲津町	5,367	6,977	7.7
60400	吉野福井線	福井市南四ツ居1丁目	10,754	14,303	6.8
60420	吉野福井線	福井市日の出4丁目	18,102	24,619	5.2
60460	徳光福井線	福井市下六条町	5,814	7,558	5.6
60470	徳光福井線	—	5,970 [※]	7,761 [※]	3.3 [※]
60640	福井停車場米松線	福井市大手1丁目	9,996	13,395	7.2
61050	京善原目線	福井市重立町	7,473	9,565	9.4
61280	御本丸大手町線	—	3,794 [※]	4,894 [※]	4.1 [※]
61300	篠尾出作線	福井市荒木新保町	8,657	11,341	12.3
61310	篠尾出作線	—	9,723 [※]	12,834 [※]	16.0 [※]
61320	淵上志比口線	福井市四ツ居2丁目	8,484	11,199	3.2
61340	東郷福井線	福井市下馬町	5,837	7,646	6.2
61350	東郷福井線	—	7,361 [※]	9,643 [※]	6.8 [※]
62190	福井停車場勝見線	—	3,794 [※]	4,894 [※]	4.1 [※]
62470	勝見稲津線	—	3,811 [※]	4,916 [※]	4.1 [※]

※：交通量、大型車混入率、混雑度の斜体は推定値

出典1：「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」（国土交通省ホームページ）

出典2：「平成27年度道路交通センサス 交通量図」（福井県ホームページ）

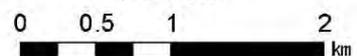


凡例

- 事業実施想定区域
- 市町界
- 区間番号
- 自動車交通量測定地点
- トンネル 高速自動車国道
- トンネル 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- JR
- えちぜん鉄道

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集したものである。

1:50,000



出典1:「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」(国土交通省ホームページ)

出典2:「平成27年度道路交通センサス 交通量図」(福井県ホームページ)

図 4.2-1 交通網及び自動車交通量調査地点位置図

4.2.4 土地利用の状況

(1) 土地利用の現況

福井市、永平寺町及び福井県の平成29年の土地利用の現況は、表 4.2-7及び図 4.2-2に示すとおりである。

福井市は、山林が約1/2を占め、次いで田、宅地の順に多くの面積を占めている。永平寺町は、山林が約2/3を占め、次いで田となっている。福井県は、山林が最も多いが、雑種地、その他も多くの面積を占めている。

表 4.2-7 地目別土地面積（平成29年）

市町県		地目	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地 その他	総面積
福井市	面積(ha)		8,004.5	931.1	4,826.7	17,203.9	183.0	3,638.2	34,787.4
	割合(%)		23.0	2.7	13.9	49.5	0.5	10.5	100.0
永平寺町	面積(ha)		1,030.5	87.1	395.9	4,014.0	48.0	569.5	6,145.0
	割合(%)		16.8	1.4	6.4	65.3	0.8	9.3	100.0
福井県	面積(ha)		39,716.3	5,585.6	17,620.1	100,588.5	2,635.8	96,610.8	262,757.1
	割合(%)		15.1	2.1	6.7	38.3	1.0	36.8	100.0

注1：数値は平成29年1月1日現在

注2：構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳数の合計が一致しない場合がある。

出典：「福井県統計年鑑」（福井県ホームページ）

(2) 用途地域の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲の用途地域の指定状況は図 4.2-3に示すとおりである。また、福井市、永平寺町及び福井県の平成28年の用途地域別面積は表 4.2-8に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその近辺には用途地域は指定されておらず、市街化調整区域となっている。

表 4.2-8 用途地域面積（平成28年）

市町県		用途地域	第一種 低層住 居専用 地域	第二種 低層住 居専用 地域	第一種 中高層 住居専 用地域	第二種 中高層 住居専 用地域	第一種 住居 地域	第二種 住居 地域	近隣商 業地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業専 用地域	合計
福井市	面積(ha)		492	-	828	237	1,191	72	314	133	1,187	191	40	4,685
	割合(%)		10.5	-	17.7	5.1	25.4	1.5	6.7	2.8	25.3	4.1	0.9	100.0
永平寺町	面積(ha)		20	-	7.1	-	97	-	7.0	-	-	58	-	189
	割合(%)		10.6	-	3.8	-	51.3	-	3.7	-	-	30.7	-	100.0
福井県	面積(ha)		1,298	7.6	2,561	334	4,016	100	791	545	3,278	982	1,243	15,156
	割合(%)		8.6	0.1	16.9	2.2	26.5	0.7	5.2	3.6	21.6	6.5	8.2	100.0

注1：数値は平成28年2月29日現在

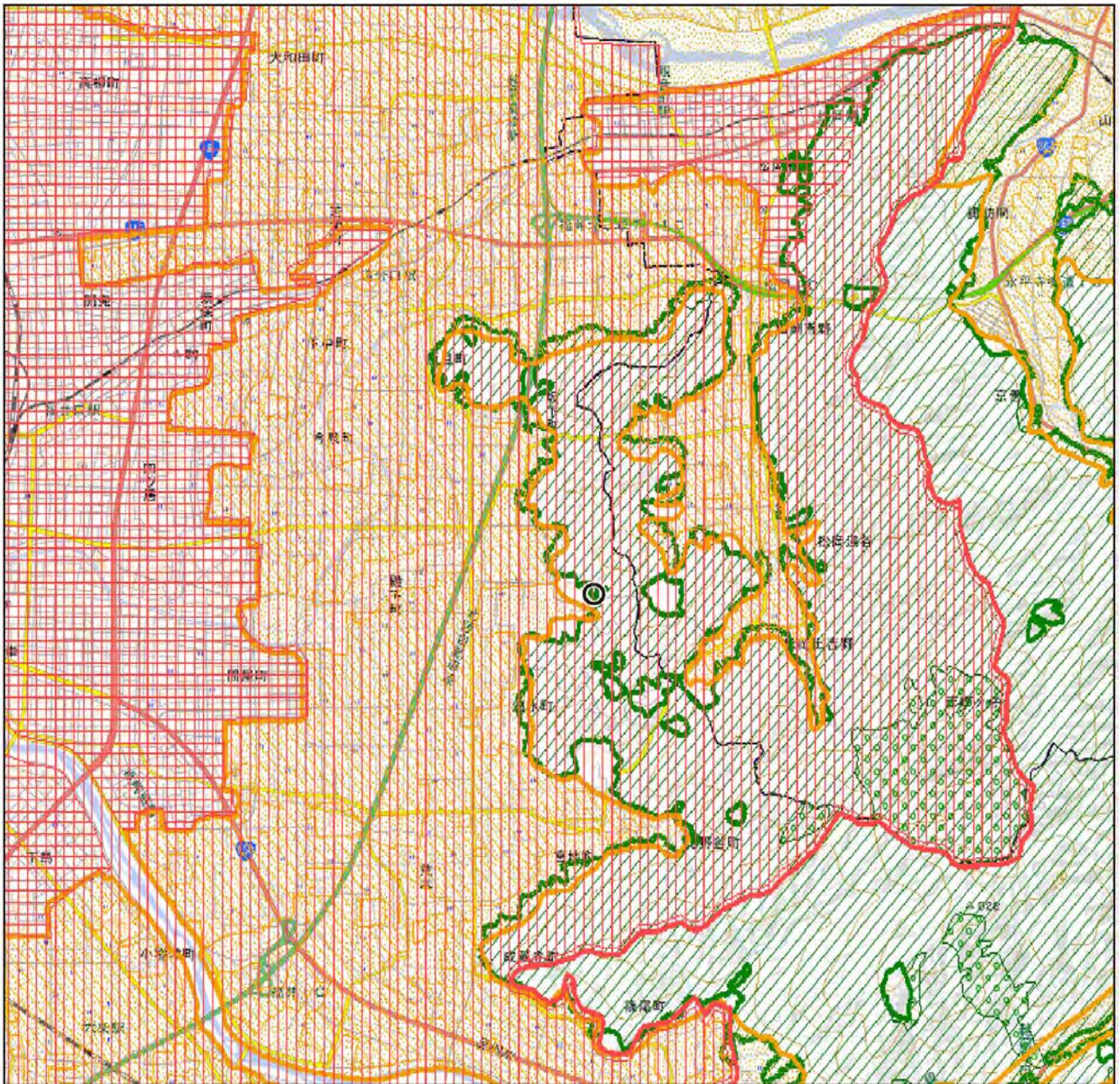
注2：構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳数の合計が一致しない場合がある。

出典：「福井県の都市計画」（福井県ホームページ）

(3) 住宅の配置の状況

事業実施想定区域及びその周囲の住宅の配置状況は、図 4.2-4に示すとおりである。

最寄りの集落は、事業実施想定区域から南西約800m離れた位置に分布している。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 市町界
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)」
(国土交通省ホームページ)

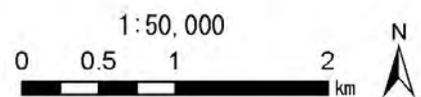
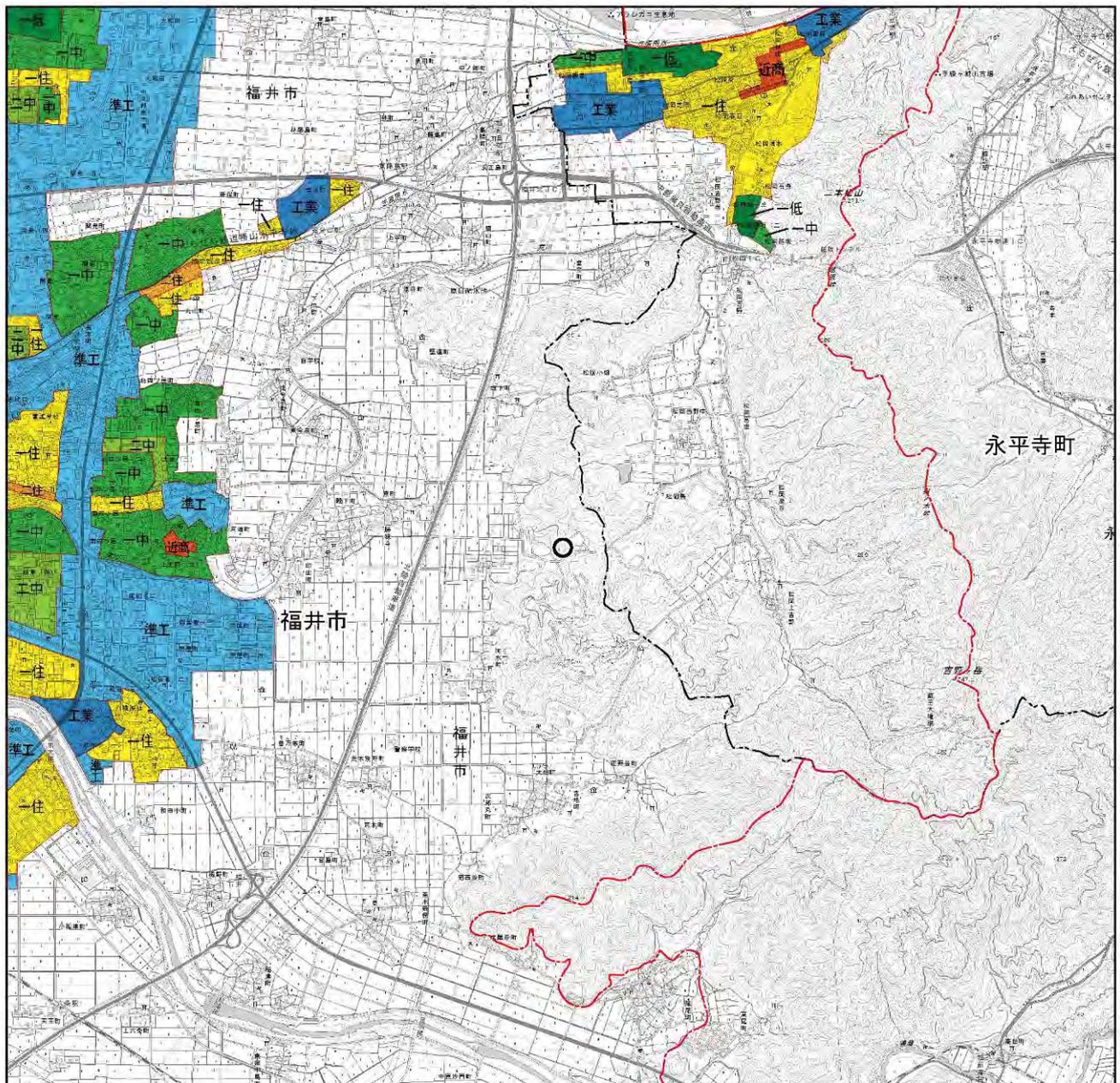


図 4.2-2 土地利用現況図



凡 例

- 事業実施想定区域
- 市町界
- 一低 第一種低層住居専用地域
- 一低中 第一種中高層住居専用地域
- 二中 第二種中高層住居専用地域
- 一住 第一種住居地域
- 二住 第二種住居地域
- 近商 近隣商業地域
- 準工業 準工業地域
- 工業 工業地域
- 都市計画区域

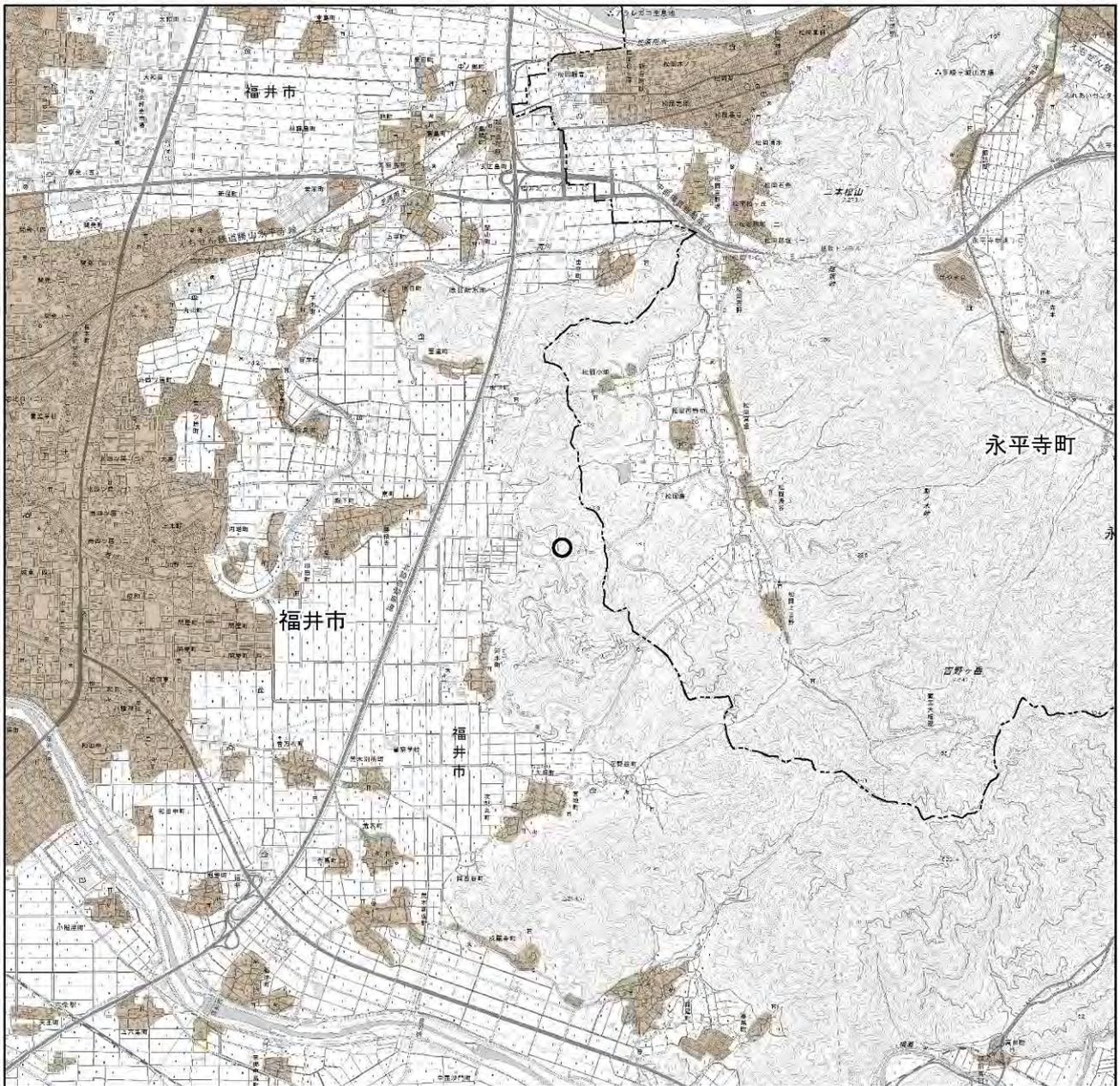
この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集したものである。

1:50,000



出典：「福井都市計画総括図」（平成29年3月 福井市）、
「永平寺都市計画総括図」（平成19年3月 福井県永平寺町）をもとに作成

図 4.2-3 用途地域図



凡 例

- 事業実施想定区域
- 市町界
- 集 落

この地図は国土地理院発行の1:25,000
 地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永
 平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集
 したものである。

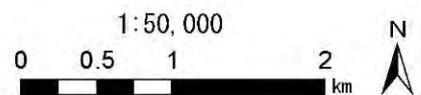


図 4.2-4 住宅の配置の状況

4.2.5 水利用の状況

(1) 上水・工業用水・農業用水の利水状況

1) 上水の利用状況

福井市、永平寺町及び福井県の平成26年度における水道水の水源別の供給量の状況は、表 4.2-9に示すとおりである。

福井市の水源は、表流水、深井戸水、浅井戸水の順に多く、これらの水源で約95%を占めている。永平寺町はほとんどが深井戸水となっている。福井県全体では深井戸水、浄水受水がそれぞれ約30%を占めている。

なお、事業実施想定区域周辺の水道水は、九頭竜川浄水場（北野下町）から原目配水池（原目町）を經由して配水している。

表 4.2-9 水道水の水源別の供給量の状況（平成26年度）

市町県	項目	水道水源						合計
		表流水	伏流水	浅井戸水	深井戸水	浄水受水	その他	
福井市	給水量(千 m^3 /年)	13,569	5	8,457	11,586	1,267	309	35,194
	割合(%)	38.6	0.0	24.0	32.9	3.6	0.9	100
永平寺町	給水量(千 m^3 /年)	121	—	—	2,829	—	—	2,950
	割合(%)	4.1	—	—	95.9	—	—	100
福井県	給水量(千 m^3 /年)	19,116	241	17,373	34,730	32,333	1,039	104,832
	割合(%)	18.2	0.2	16.6	33.1	30.8	1.0	100

注1：数値は平成27年3月31日現在

注2：構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳数の合計が一致しない場合がある。

出典：「薬事・生活衛生・食品衛生事業概要（平成28年度版）」（福井県ホームページ）

また、福井市、永平寺町及び福井県の平成27年度における上水道の整備状況は、表 4.2-10に示すとおりである。

給水普及率は、福井市では99.8%、永平寺町では99.5%、県全体では96.8%となっている。

表 4.2-10 上水道の整備状況（平成27年度）

市町県	項目	事業数	計画給水人口(人)	給水区域現在人口(人)	現在給水人口(人)	給水普及率*(%)	1人1日吸水量		施設能力(m^3 /日)
							平均(1)	最大(1)	
福井市	1	259,250	259,047	258,597	99.8	365	490	161,992	
永平寺町	1	19,500	19,080	18,980	99.5	425	620	18,047	
福井県	16	747,708	731,033	707,628	96.8	375	512	518,287	

※：給水普及率=現在給水人口/給水区域現在人口×100

注：数値は平成28年3月31日現在

出典：「薬事・生活衛生・食品衛生事業概要（平成28年度版）」（福井県ホームページ）

2) 工業用水の利用状況

福井市内では、江上町の九頭竜川の表流水及び地下水を利用した「福井臨海工業用水道事業」（契約水量33,993 m^3 /日）が行われており、テクノポート福井、九頭竜川右岸区域に供給している。なお、永平寺町は工業用水の取水は行われていない。

3) 農業用水の利用状況

事業実施想定区域及びその周囲では「国営九頭竜川下流農業水利事業」が行われており、九頭竜川の水が水田に供給されている。

(2) 漁業権の設定状況

事業実施想定区域及びその周囲における足羽川水系には表 4.2-11に示すように漁業権が設定されている。事業実施想定区域及びその周囲における漁業権の設定区域の状況は、図 4.2-5に示すとおりである。

表 4.2-11 漁業権の設定状況

免許番号	漁業権者の名称	所在地	漁業種類第五種
内共第5号	足羽川漁業協同組合	福井県福井市市波町第25号11番地の1	あゆ、こい、ふな、いわな、やまめ、にじます

注：河川の位置は図 4.1-14に示す。

出典：「川と湖のルール&マナー」(福井県ホームページ)



図 4.2-5 漁業権の設定状況

4.2.6 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況

事業実施想定区域及びその周囲における環境の保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況は、表 4.2-12及び図 4.2-6に示すとおりである。

事業実施想定区域の最寄りの施設は南西約1.2kmに位置する岡保幼稚園及び岡保小学校が分布している。

表 4.2-12(1) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（教育施設）

種別	番号*	施設名	区分	所在地
幼稚園	1	岡保幼稚園	市立	福井市河水町18-8
	2	酒生幼稚園	市立	福井市成願寺町5-1
	3	小鳩幼稚園	私立	福井市志比口2-25-25
	4	松岡幼稚園	町立	永平寺町松岡神明3丁目129番地
	5	吉野幼稚園	町立	永平寺町松岡吉野第26号21番地
小学校	6	和田小学校	市立	福井市和田1-2-1
	7	円山小学校	市立	福井市北四ツ居3-15-17
	8	啓蒙小学校	市立	福井市開発1-1008
	9	中藤小学校	市立	福井市高柳3-3001
	10	岡保小学校	市立	福井市河水町18-8
	11	東藤島小学校	市立	福井市藤島町44-8
	12	酒生小学校	市立	福井市成願寺町5-1
	13	松岡小学校	町立	永平寺町松岡神明3丁目132番地
	14	吉野小学校	町立	永平寺町松岡吉野第26号3番地
中学校	15	志比南小学校	町立	永平寺町市野々第1号11番地
	16	成和中学校	市立	福井市城東3-10-1
	17	大東中学校	市立	福井市北今泉町10-6-2
高等学校	18	松岡中学校	町立	永平寺町松岡吉野塚第61号10番地1
	19	福井農林高等学校	県立	福井市新保町49-1
盲学校	20	盲学校	県立	福井市原目町39-8
特別支援学校	21	福井東特別支援学校	県立	福井市四ツ井2-8-1

※：表中の番号は、図 4.2-6の数字と対応する。

出典1：「中学校一覧」「小学校一覧」「幼稚園一覧」（福井市ホームページ）

出典2：「永平寺町オープンデータ（学校・保育）」（永平寺町ホームページ）

出典3：「平成29年度 県立学校一覧」（福井県ホームページ）

出典4：「福井県内私立幼稚園一覧」（福井県ホームページ）

表 4.2-12(2) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（医療施設※2）

記号※1	施設名	区分	所在地
a	福井県立病院	都道府県	福井市四ツ井2-8-1
b	福井県済生会病院	社会福祉法人	福井市和田中町舟橋7-1
c	福井循環器病院	特定医療法人	福井市新保2丁目228
d	福井愛育病院	医療法人	福井市新保2丁目301
e	安川病院	特定医療法人	福井市大和田2丁目108
f	大森整形外科リウマチ科	医療法人	福井市北四ツ居3-14-12
g	野村内科医院	医療法人	福井市上中町36-8
h	齋藤眼科	医療法人	福井市御幸3-15-13
i	まつむら眼科クリニック	(個人)	福井市上北野1-25-19

※1：表中の記号は、図 4.2-6のアルファベットと対応する。

※2：医療施設は、入院設備を持つもののみ記載。

出典：「地域医療情報システム」（日本医師会ホームページ）

表 4.2-12(3) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（社会福祉施設：保育所）

種 別	記号※	施設名	区 分	所在地
保育所	ア	上北野保育園	市立	福井市上北野1丁目22-46
	イ	啓蒙保育園	市立	福井市開発1丁目1910
	ウ	東藤島こども園	市立	福井市藤島町46-13-1
	エ	岡保保育園	私立	福井市河水町18-10
	オ	認定こども園竹里	私立	福井市成和1丁目303
	カ	あさひこども園	私立	福井市梅野町2-53
	キ	和田こども園	私立	福井市和田3丁目907
	ク	三心えんざん認定こども園	私立	福井市今泉町25-16-1
	ケ	認定こども園木の実	私立	福井市北四ツ居1丁目30-15
	コ	若草（福井認定こども園）	私立	福井市城東2丁目10-13
	サ	松岡西幼児園	町立	永平寺町松岡葵3丁目120
	シ	なかよし幼児園	町立	永平寺町松岡吉野塚第15号37
	ス	なかよし幼児園分園まつおか園	町立	永平寺町松岡神明3丁目129
	セ	なかよし幼児園分園よしの園	町立	永平寺町松岡吉野第26号21
	ソ	志比南幼児園	町立	永平寺町市野々第2号19-1

※：表中の記号は、図 4.2-6のカタカナと対応する。

出典1：「平成30年度 福井市特定教育・保育施設一覧」（福井市ホームページ）

出典2：「永平寺町オープンデータ（学校・保育）」（永平寺町ホームページ）

表 4.2-12(4) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（社会福祉施設：介護老人保健施設等）

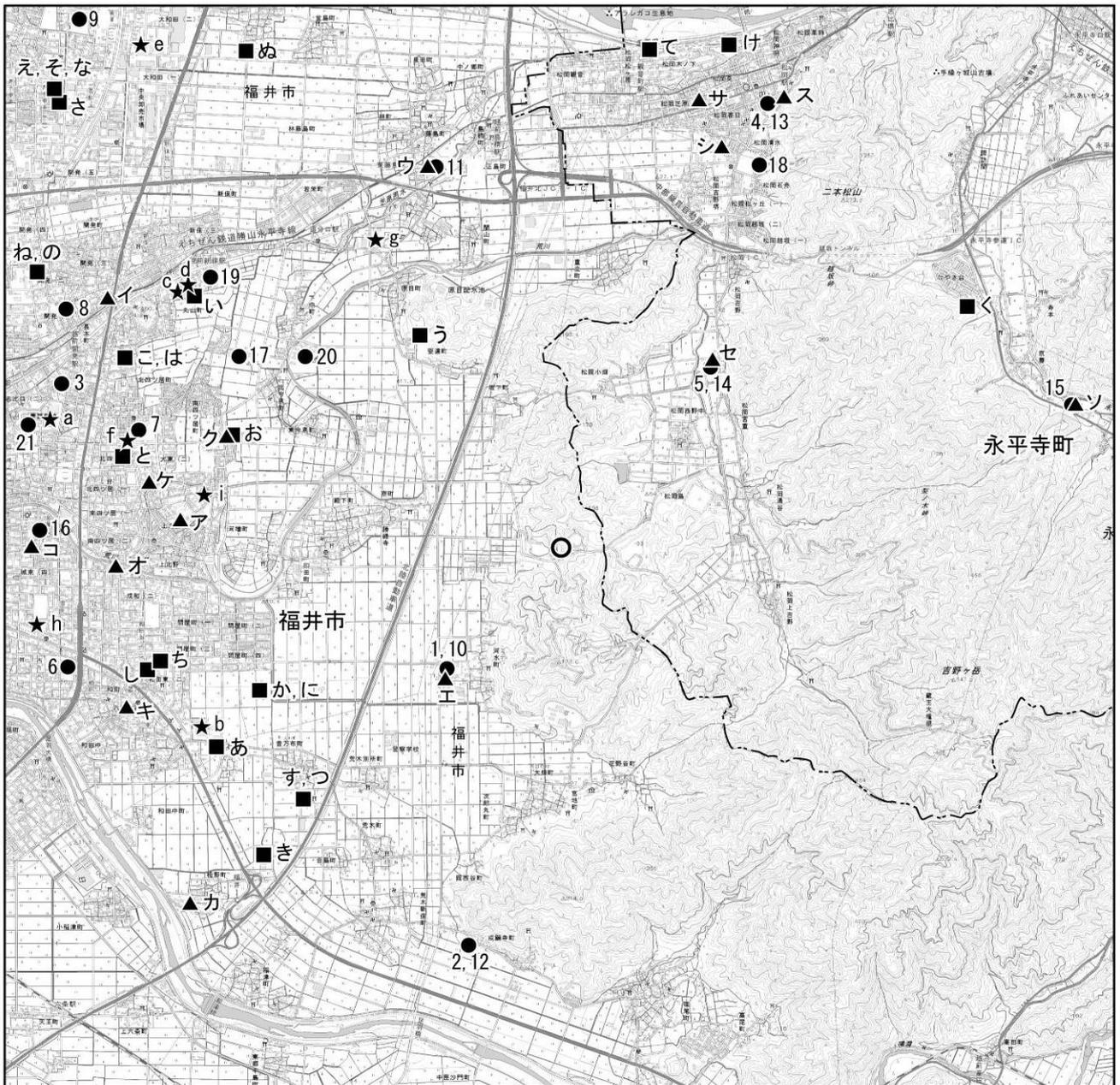
種 別	記号※1	施設名	区 分	所在地
介護老人 保健施設	あ	ケアホームさいせい	社会福祉法人	福井市和田中町徳万28番地
介護老人 福祉施設	い	愛全園	社会福祉法人	福井市丸山町40-7
	う	山翠苑	社会福祉法人	福井市堅達町24-1
	え	特別養護老人ホーム 藤島園	社会福祉法人	福井市高木中央3-1701
	お	第二ひかり苑泉の郷	社会福祉法人	福井市今泉町25字15-1
	か	モアヤング こもれびホーム	社会福祉法人	福井市和田中町東沖田30-1
	き	足羽利生苑	社会福祉法人	福井市梅野町20-7
	く	永平寺ハウス	社会福祉法人	永平寺町けやき台813-1
	け	アニス松岡	社会福祉法人	永平寺町松岡櫛第31号7-1
小規模多機能 型居宅介護	こ	よりそいの家・よかったね	会社法人	福井市丸山2丁目514
	さ	レインボー21	特定非営利 活動法人	福井市高木中央3丁目1601
	し	森のイスキア	会社法人	福井市和田東2丁目704
	す	県民せいきょう 岡保きらめきハウス	福井県民生活 共同組合	福井市曾万布町7字18番1
認知症対応型 共同生活介護	せ	愛全園グループホーム	社会福祉法人	福井市丸山町40-7
	そ	グループホームふじしま	社会福祉法人	福井市高木中央3-1701
	た	グループホーム レインボー21	特定非営利 活動法人	福井市高木中央3-1601
	ち	すのうどろっぷ	会社法人	福井市和田東1丁目2218
	つ	県民せいきょう 岡保きらめきグループホーム	福井県民生活 共同組合	福井市曾万布町7字18番1
	て	グループホーム りんごの木	会社法人	永平寺町松岡松ヶ原1-308
有料 老人ホーム	と	有料老人ホーム あんしん村	会社法人	福井市北四ツ居2丁目7-17
軽費 老人ホーム	な	ケアハウス藤島園	社会福祉法人	福井市高木中央3-1701
	に	モアヤング	社会福祉法人	福井市和田中町東沖田30-1
	ぬ	グリーンライフ大和田	社会福祉法人	福井市大和田町23-1
サービス付き 高齢者用住宅	ね	ケアフル開発	会社法人	福井市開発2丁目226-2
	の	ケアフル開発Ⅱ	会社法人	福井市開発2丁目228
	は	レリエフ丸山	会社法人	福井市丸山2丁目514

※1：表中の記号は、図 4.2-6のひらがなと対応する。

※2：介護老人保健施設等の施設は、宿泊設備を持つもののみ記載。

出典1：「地域医療情報システム」（日本医師会ホームページ）

出典2：「市内のサービス業者」（福井市ホームページ）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 市町界
- 教育施設
- ▲ 社会福祉施設（保育所）
- 社会福祉施設（介護老人保健施設等）
- ★ 医療施設

出典1：「中学校一覧」「小学校一覧」「幼稚園一覧」（福井市ホームページ）
 出典2：「永平寺町オープンデータ（学校・保育）」（永平寺町ホームページ）
 出典3：「平成29年度 県立学校一覧」（福井県ホームページ）
 出典4：「福井県内私立幼稚園一覧」（福井県ホームページ）
 出典5：「地域医療情報システム」（日本医師会ホームページ）
 出典6：「平成30年度 福井市特定教育・保育施設一覧」（福井市ホームページ）
 出典7：「市内のサービス業者」（福井市ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集したものである。

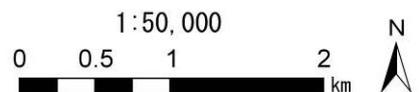


図 4.2-6 環境上配慮すべき施設位置図

4.2.7 文化財の状況

(1) 指定文化財の状況

事業実施想定区域及びその周囲における指定文化財（建造物、史跡、名勝、天然記念物）の指定の状況は表 4.2-13及び図 4.2-7に示すとおりである。

福井市内には、国指定の天然記念物であるアラレガコ生息地や県指定の天然記念物である真杉家のタラヨウなどが存在する。

永平寺町には、国指定の建造物であるえちぜん鉄道松岡駅本屋、えちぜん鉄道永平寺口駅本屋、旧京都電燈古市変電所、黒龍酒造店舗兼主屋、黒龍酒造離れ、黒龍酒造東門、国指定の史跡である松岡古墳群、県指定の史跡である春日山古墳 附 泰遠寺山古墳出土石棺、天然記念物であるアラレガコ生息地などが存在する。

事業実施想定区域及びその近辺にはこれらの指定文化財は分布していない。

表 4.2-13 指定文化財一覧

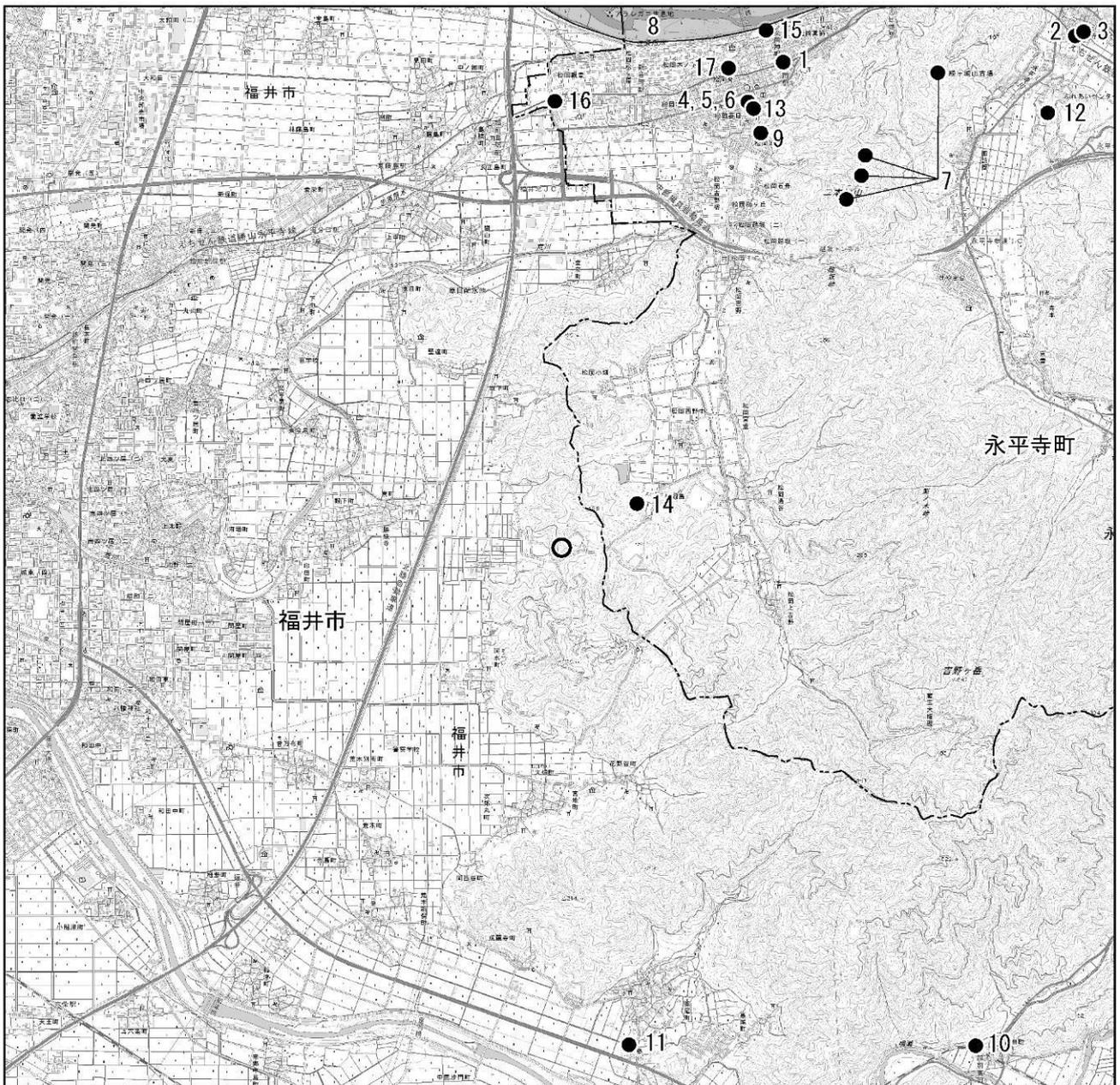
番号※	指定	種別	名称	所在地	指定年月日	管理者
1	国	建造物	えちぜん鉄道松岡駅本屋	永平寺町松岡神明	H23. 7. 25	えちぜん鉄道株式会社
2	国	建造物	えちぜん鉄道永平寺口駅本屋	永平寺町東古市	H23. 7. 25	えちぜん鉄道株式会社
3	国	建造物	旧京都電燈古市変電所	永平寺町東古市	H23. 7. 25	えちぜん鉄道株式会社
4	国	建造物	黒龍酒造店舗兼主屋	永平寺町松岡春日	H23. 7. 25	個人
5	国	建造物	黒龍酒造離れ	永平寺町松岡春日	H23. 7. 25	個人
6	国	建造物	黒龍酒造東門	永平寺町松岡春日	H23. 7. 25	個人
7	国	史跡	松岡古墳群	永平寺町	S52. 12. 5	永平寺町
8	国	天然記念物	アラレガコ生息地	福井市、大野市、勝山市、坂井市、永平寺町	S10. 6. 7	福井県
9	県	史跡	春日山古墳 附 泰遠寺山古墳出土石棺	永平寺町松岡室	S31. 3. 12	永平寺町
10	県	天然記念物	真杉家のタラヨウ	福井市高田町	S49. 4. 16	個人
11	市	史跡	篠尾廃寺塔跡附出土瓦	福井市篠尾町	—	—
12	町	史跡	東諏訪問一号墳	永平寺町諏訪問	—	—
13	町	史跡	芭蕉塚	永平寺町松岡春日	—	—
14	町	史跡	島の宝篋印塔	永平寺町松岡島	—	—
15	町	史跡	火薬局跡碑	永平寺町松岡窪	—	—
16	町	史跡	大廻り史跡	永平寺町松岡室	—	—
17	町	天然記念物	お館(たち)の椿	永平寺町松岡葵	—	—

※：表中の番号は、図 4.2-7に対応する。

出典1：「福井の文化財」（福井県ホームページ）

出典2：「市指定文化財一覧」（福井市ホームページ）

出典3：「指定文化財一覧（永平寺町景観計画資料編）」（永平寺町ホームページ）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 市町界
- 指定文化財

この地図は国土地理院発行の1:25,000
 地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永
 平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集
 したものである。

- 出典1:「福井の文化財」(福井県ホームページ)
- 出典2:「市指定文化財一覧」(福井市ホームページ)
- 出典3:「指定文化財一覧(永平寺町景観計画資料編)」(永平寺町ホームページ)

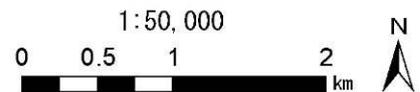


図 4.2-7 指定文化財分布図

(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

事業実施想定区域及びその近傍における周知の埋蔵文化財の分布状況は、表 4.2-14及び図 4.2-8に示すとおりである。

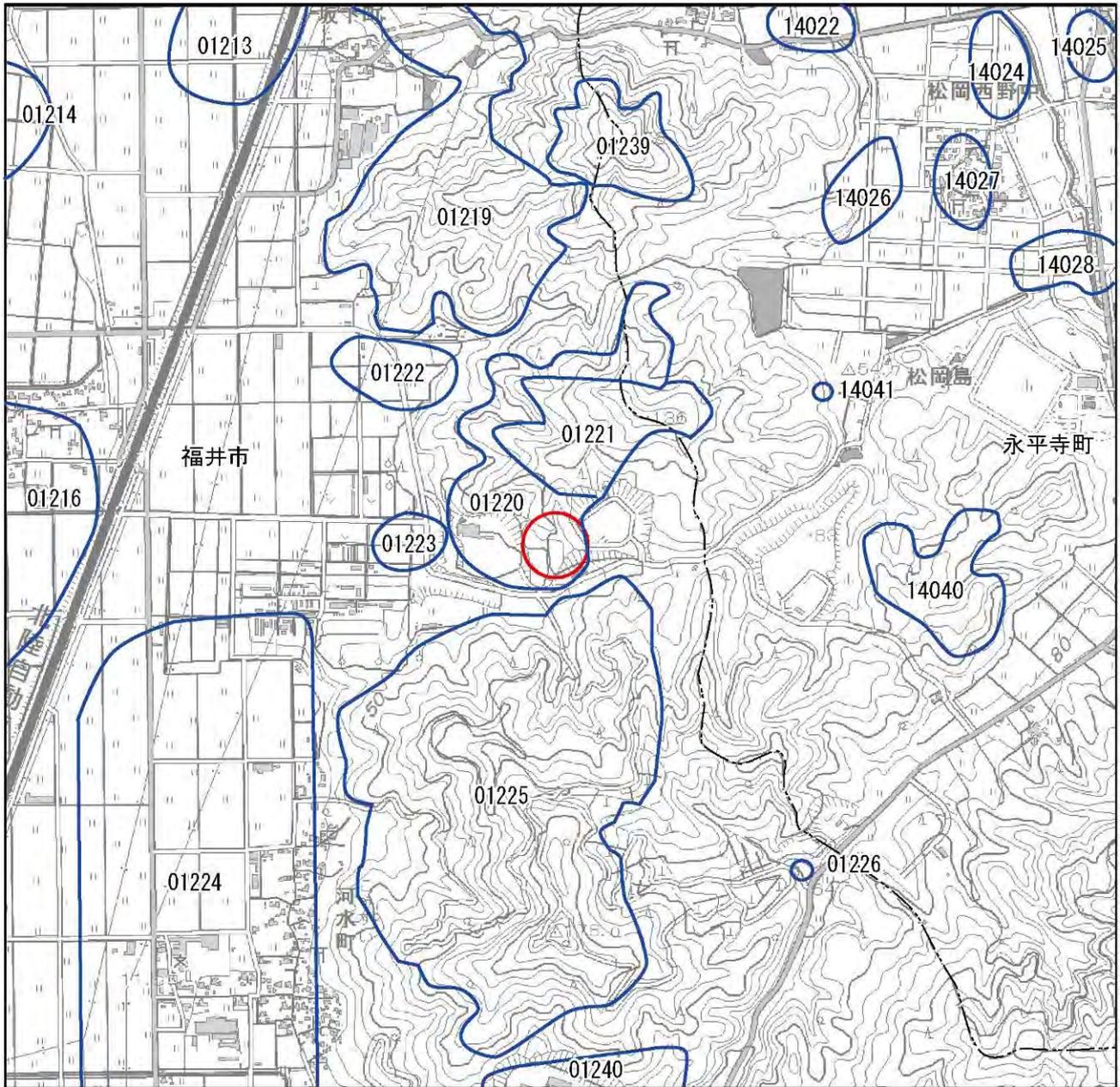
事業実施想定区域は、寮古墳群 (No. 01220) の分布域に位置している。

表 4.2-14 周知の埋蔵文化財一覧

遺跡番号*	遺跡名	所在地	種別	時代	現況	遺跡概況
01213	坂下遺跡	福井市坂下町	散布地	弥生・奈良～中世	水田	
01214	東今泉遺跡	福井市東今泉町	散布地	中世	水田	
01216	殿下・印田遺跡	福井市殿下町・印田町	散布地	弥生～平安	水田	
01219	坂下古墳群	福井市坂下町	古墳	古墳	山林	16基 (うち前方後円墳1基)
01220	寮古墳群	福井市寮町	古墳	古墳	山林	19基
01221	寮城跡	福井市寮町	城跡	中世	山林	
01222	寮横枕遺跡	福井市寮町	集落跡	弥生～奈良	水田	竪穴住居1棟、土坑5基
01223	寮長町遺跡	福井市寮町	散布地	古墳～平安	水田	
01224	河水遺跡	福井市河水町	散布地	古墳～平安	水田	
01225	東山古墳群	福井市河水町	古墳	古墳	山林	47基
01226	河水古窯跡	福井市河水町	窯跡	古墳	墓地	
01239	戸倉城跡	福井市坂下町、永平寺町小畑	城跡	中世	山林	
01240	大畑古墳群	福井市大畑町	古墳	古墳	山林	4基
14022	小畑遺跡	永平寺町松岡小畑	散布地	奈良・平安	水田	
14024	杉ノ木遺跡	永平寺町松岡西野中	散布地	古墳・中世	水田	
14025	宮重遺跡	永平寺町松岡宮重	散布地	奈良・平安	水田	
14026	西野中谷口遺跡	永平寺町松岡西野中	散布地	奈良～中世	水田	
14027	西野中遺跡	永平寺町松岡西野中	散布地	奈良・平安	畑地・宅地	
14028	猪谷田畑遺跡	永平寺町松岡西野中	散布地	縄文・奈良～近世	水田	
14040	上吉野東長田古墳群	永平寺町松岡上吉野	古墳	古墳		
14041	島中世墓	永平寺町松岡島	墓地	中世	山林	

*：遺跡番号は、図 4.2-8に対応する。

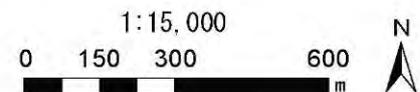
出典：「福井の文化財」(福井県ホームページ)



凡 例

- 事業実施想定区域
- 市町界
- 埋蔵文化財包蔵地

この地図は国土地理院発行の1:25,000
地形図「永平寺」を使用し、1:15,000の
縮尺に編集したものである。



出典：「福井の文化財」（福井県ホームページ）

図 4.2-8 周知の埋蔵文化財分布図

4.2.8 関係法令等による指定、規制の状況

(1) 環境基準の類型指定状況等の状況

1) 大気汚染

大気汚染物質に係る環境基準は、環境基本法（平成5年 法律第91号）に基づき全国一律に定められている。その内容は表 4.2-15に示すとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質は表 4.2-16に、大気中の微小粒子状物質は表 4.2-17に示す基準がそれぞれ定められている。

表 4.2-15 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8 時間平均値が20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素については、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。	

二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント：「昭和48年 環境庁告示第25号」
二酸化窒素：「昭和53年 環境庁告示第38号」

表 4.2-16 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン：「平成9年 環境庁告示第4号」
ジクロロメタン：「平成13年 環境省告示第30号」

表 4.2-17 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μm の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

「平成21年 環境省告示第33号」

また、環境基準以外の指針値等には表 4.2-18に示すものが定められている、

表 4.2-18 その他の指針値等

物質	指針値・目標値等	根拠
二酸化窒素	二酸化窒素の1時間値が0.1～0.2ppm以下 二酸化窒素の年平均値が0.02～0.03ppm以下	①
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。	②
塩化水素	目標環境濃度0.02ppm以下	③
いおう酸化物	人の健康に関するいおう酸化物に係る環境上の基準は、年間を通じて、1時間値の年平均値が0.015ppmを超えないこととする。	④
弗素及び弗素化合物	人の健康の保護及び生活環境の保全に関する弗化物に係る環境上の指導基準は、ガス状弗化物及び粒子状水溶性弗化物について、次の1及び2の条件が常に維持されるものとする。 1 連続する24時間値は、弗素として大気1立方メートルにつき、1.0マイクログラム以下であること。 2 連続する1週間値は、弗素として大気1立方メートルにつき、0.5マイクログラム以下であること。 (注) 1及び2の条件は、弗化物の除去方法及び測定技術の進歩、人体等に対する影響についての知見の進展等に伴い、今後も定期的に科学的検討が加えられ、必要に応じて改訂されるべきものとする。	⑤
水銀	年平均値0.04 $\mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下	⑥

- 〔根拠〕 ①：「二酸化窒素の人の健康に係る判定条件等について」（昭和53年 中央公害対策審議会答申）
 ②：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」（昭和51年 中央公害対策審議会答申）
 ③：「環境庁大気保全局長通達」（昭和52年 環大規第136号）
 ④：「いおう酸化物に係る環境上の基準について」（昭和48年 福井県決定）
 ⑤：「弗素及び弗素化合物に係る環境上の指導基準」（昭和47年 福井県告示第1141号）
 ⑥：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成15年 中央環境審議会）

2) 騒音

環境基本法に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、騒音に係る環境基準が定められている。

福井県では、表 4.2-19に示すように、地域の類型指定ごとに一般環境騒音に係る環境基準が定められている。事業実施想定区域及びその周囲の騒音に係る環境基準の類型指定の状況は図 4.2-9に示すとおりであり、事業実施想定区域及びその近辺には、類型は指定されていない。

表 4.2-19 騒音に係る環境基準

【一般環境騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域)】

地域の類型	時間の区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
	AA		50 デシベル以下
A 及びB		55 デシベル以下	45 デシベル以下
C		60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考：類型AA：指定地域のうち静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等が集合している地域。

ただし、福井県では、AA類型は地域指定されていない。

類型A：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域

類型B：第1・2種住居地域、準住居地域

類型C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

【道路交通騒音に係る環境基準(道路に面する地域)】

地域の区分	時間の区分	基準値	
		昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として次表の基準による。

※地域の区分 一般環境騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）の地域の類型と同様。

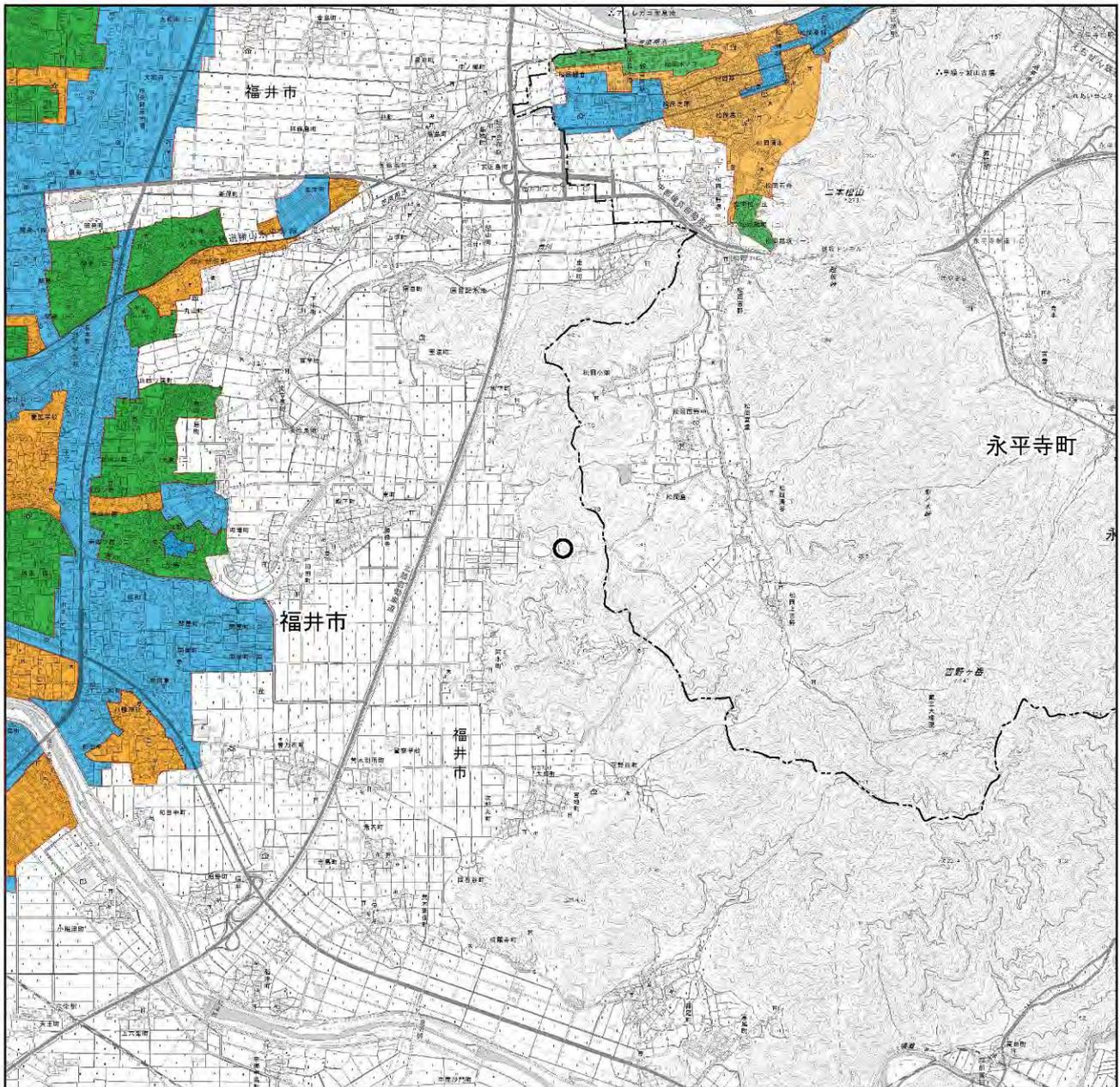
【道路交通騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)】

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

備考：幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道(4車線以上)、自動車専用道路

「平成10年 環境庁告示第64号」

「平成17年 環境庁告示第45号」



凡例

- 事業実施想定区域
- 市町界
- A 類型 (a 区域)
- B 類型 (b 区域)
- C 類型 (c 区域)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集したものである。

出典：「福井都市計画総括図」（平成29年3月 福井市）、
「永平寺都市計画総括図」（平成19年3月 福井県永平寺町）をもとに作成

注：凡例の（ ）は、自動車騒音の要請限度の規制区域の区分を示す。

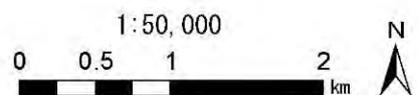


図 4.2-9 騒音に係る環境基準の類型指定の状況

3) 水質汚濁

環境基本法に基づき、水質汚濁に係る環境基準、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。

水質汚濁に係る環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、全国の公共用水域に対して一律に定められており、その内容は表 4.2-20に示すとおりである。

また、「生活環境の保全に関する環境基準」は、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。このうち河川の内容は表 4.2-21に示すとおりである。

事業実施想定区域を流域に含む荒川については、図 4.2-10に示すように上流側にA類型、下流側にB類型が設定されている。また、荒川の流入先の足羽川下流域にはB類型が設定されている。なお、これらの流域には水生生物に係る類型は設定されていない。

表 4.2-20 人の健康の保護に関する環境基準（河川）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	シマジン	0.003 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。			
3. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合に、その結果が定量限界を下回ることをいう。			
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規定の方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

「昭和46年 環境庁告示第59号」

表 4.2-21 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全 及びA以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/ 100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴 及びB以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100mL 以下
B	水道3級、水産2級、水浴 及びC以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/ 100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及 びD以下の欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水2級、農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/L 以上	-

備考
 1. 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0 以上7.5 以下、溶存酸素量5mg/L 以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)
 注)1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2：水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3：水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3 級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4：工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5：環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキルベンゼ ンスルホン酸及びそ の塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域 を好む水生生物及びこれらの餌生 物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄 に掲げる水生生物の産卵場（繁殖 場）又は幼稚仔の生育場として特 に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む 水生生物及びこれらの餌生物が生 息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、 生物Bの欄に掲げる水生生物の産 卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下

備考
 1. 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

「昭和46年 環境庁告示第59号」

また、地下水の水質汚濁に係る環境基準の内容は、表 4.2-22に示すとおりである。

表 4.2-22 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

「平成9年 環境庁告示第10号」

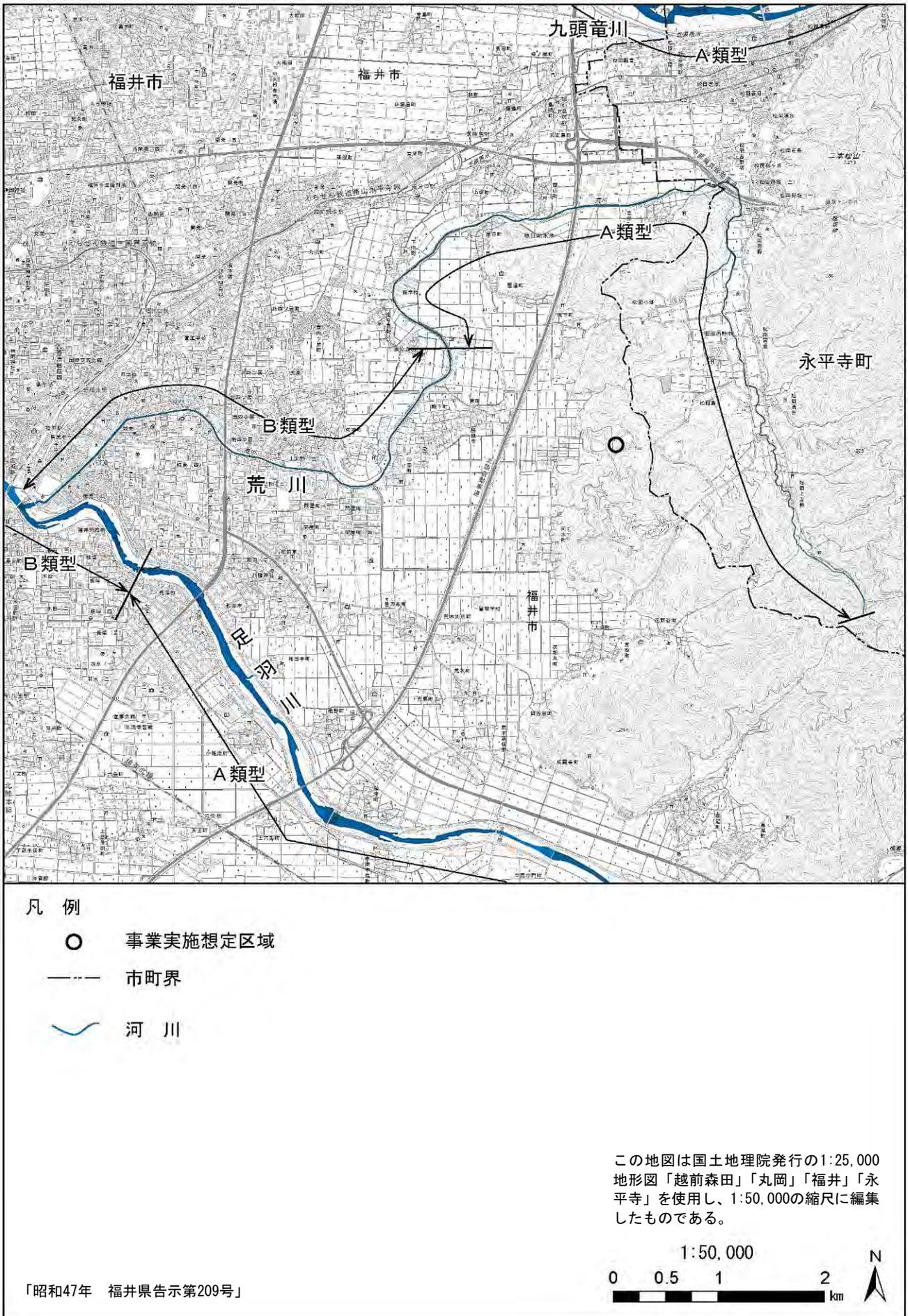


図 4.2-10 水質汚濁の環境基準に係る類型指定の状況

4) 土壌汚染

環境基本法に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が全国一律に定められている。その内容は表 4.2-23に示すとおりである。

表 4.2-23 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ農用地においては米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合に、その結果が定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p>

「平成3年 環境庁告示第46号」

5) ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年 法律第105号）に基づき、大気、水質、水底の底質及び土壌に係る環境基準が定められている。その内容は表 4.2-24に示すとおりである。

表 4.2-24 ダイオキシン類に係る環境基準

項目	環境基準
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下であること
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下であること
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下であること
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下であること
備考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。	

「平成11年 環境省告示第68号」

(2) 公害防止に係る地域の指定状況・規制基準の状況

1) 大気汚染

(a) 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法（昭和43年 法律第97号）に基づき、ばい煙発生施設において発生するばい煙（硫黄酸化物・ばいじん・有害物質・窒素酸化物）の排出基準が定められている。なお、廃棄物焼却炉については、火格子面積が2m²以上、または焼却能力が200kg/時以上の施設が特定施設に該当し、規制基準が適用される。

硫黄酸化物については、排出基準は排出ガス量・排出速度・排出ガス温度等により補正された排出口高さとのK値により算出されるが、K値は地域の区分毎に設定されており、福井市における硫黄酸化物のK値は7.0が適用されている。また、総量規制については福井県内での適用はない。

窒素酸化物については、廃棄物焼却炉の場合、表 4.2-25に示す排出基準が定められている。

表 4.2-25 窒素酸化物の排出基準（廃棄物焼却炉）

分類	浮遊回転燃焼方式連続炉		連続炉 (左列以外)		連続炉以外
	4万以上	4万未満	4万以上	4万未満	
排出ガス量 (m ³ /時)	4万以上	4万未満	4万以上	4万未満	4万以上
排出基準 (ppm)	450	450	250	250	250

「昭和46年 厚生省・通産省省令第1号」

ばいじんについては、廃棄物焼却炉の場合、表 4.2-26に示す排出基準が定められている。

表 4.2-26 ばいじんの排出基準（廃棄物焼却炉）

規模 (焼却能力)	排出基準 (g/m ³)	標準酸素濃度 O ₂ (%)
4t/時以上	0.04	12
2t/時以上4t/時未満	0.08	
2t/時未満	0.15	

「昭和46年 厚生省・通産省省令第1号」

塩化水素については、廃棄物焼却炉の場合、700mg/m³の排出基準が定められている。

また、平成30年4月1日から新たに水銀等（水銀及びその化合物）に係る排出規制が施行されており、廃棄物焼却炉の場合、新設で30μg/m³の排出基準が定められている。

(b) ダイオキシン類対策特別措置法による規制

ダイオキシン類対策特別措置法では、廃棄物焼却炉からの排ガスに対し排出規制を行っており、排出基準は表 4.2-27に示すとおりである。

表 4.2-27 ダイオキシン類の排出基準（廃棄物焼却炉）

廃棄物焼却炉	施設規模 (焼却能力)	排出基準* (ng-TEQ/m ³ _N)
火床面積が 0.5m ² 以上、又は焼却能力が 50kg/時 以上	4t/時以上	0.1
	2t/時以上4t/時未満	1
	2t/時未満	5

※：排出基準は新設の場合の数値を示す。

「平成11年 総理府令第67号」

(c) 福井県公害防止条例による規制

福井県公害防止条例（平成8年 福井県条例第4号）では、硫黄酸化物について、通常の燃料使用量が600kg/時間以上（重油換算）の工場・事業場を特定工場と定め、総量規制基準を定めている。ただし、廃棄物焼却炉については適用されない。

また、廃棄物焼却炉や酸による反応施設など有害物質を使用または排出する施設をばい煙に係る特定施設として規定し、廃棄物焼却炉については、表 4.2-28に示すとおり規制基準が定められている。

表 4.2-28 ばい煙に係る特定施設の規制基準

廃棄物焼却炉	項目	規制基準
火格子面積が 2m ² 以上、又は焼却能力が 200 kg/時 以上	カドミウムおよびその化合物	1.0 mg/m ³ _N
	塩素	30 mg/m ³ _N
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10 mg/m ³ _N
	鉛およびその化合物	10 mg/m ³ _N

「平成8年 福井県条例第4号」

(d) 福井市公害防止条例による規制

福井市公害防止条例（平成11年 福井市条例第25号）では、ばいじんについて、小規模な廃棄物焼却炉（火格子面積が1m²以上2m²未満、または焼却能力が100kg/時以上200kg/時未満）を対象に排出基準(0.5g/m³_N)を定めている。

2) 騒音

(a) 特定工場に係る規制基準

工場等に係る騒音は、騒音規制法、福井県公害防止条例及び福井市公害防止条例で規制対象及び基準値が定められており、規制基準は表 4.2-29に示すとおりである。事業実施想定区域及びその周囲における規制区域の指定状況は図 4.2-11に示すとおりである。廃棄物焼却炉については、事業実施想定区域は福井市公害防止条例に基づくその他の区域の規制基準が適用される。

表 4.2-29 特定工場において発生する騒音の規制基準

(単位：デシベル)

区域	時間	朝 (6:00～8:00)	昼 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜 (22:00～6:00)
第1種区域		45	50	40	40
第2種区域		50	60	50	45
第3種区域		60	65	60	55
第4種区域		65	70	65	60
第5種区域		70	75	70	65
その他の区域※		55	60	55	55
		60	65	60	55

※：上段は福井県公害防止条例施行規則の規制基準、下段は福井市公害防止条例施行規則の規制基準を示す。

備考

- 1 上記の区域は下表に掲げる区域とする。

附表1

区 域	区域に対応する都市計画法に定める用途地域
第1種区域※ ¹	第1種・第2種低層住居専用地域及び田園住居地域の区域
第2種区域※ ¹	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域の区域
第3種区域※ ¹	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
第4種区域※ ¹	工業地域の区域
第5種区域※ ²	工業専用地域の区域
その他の区域※ ²	福井市全域から上記の区域を除いた区域

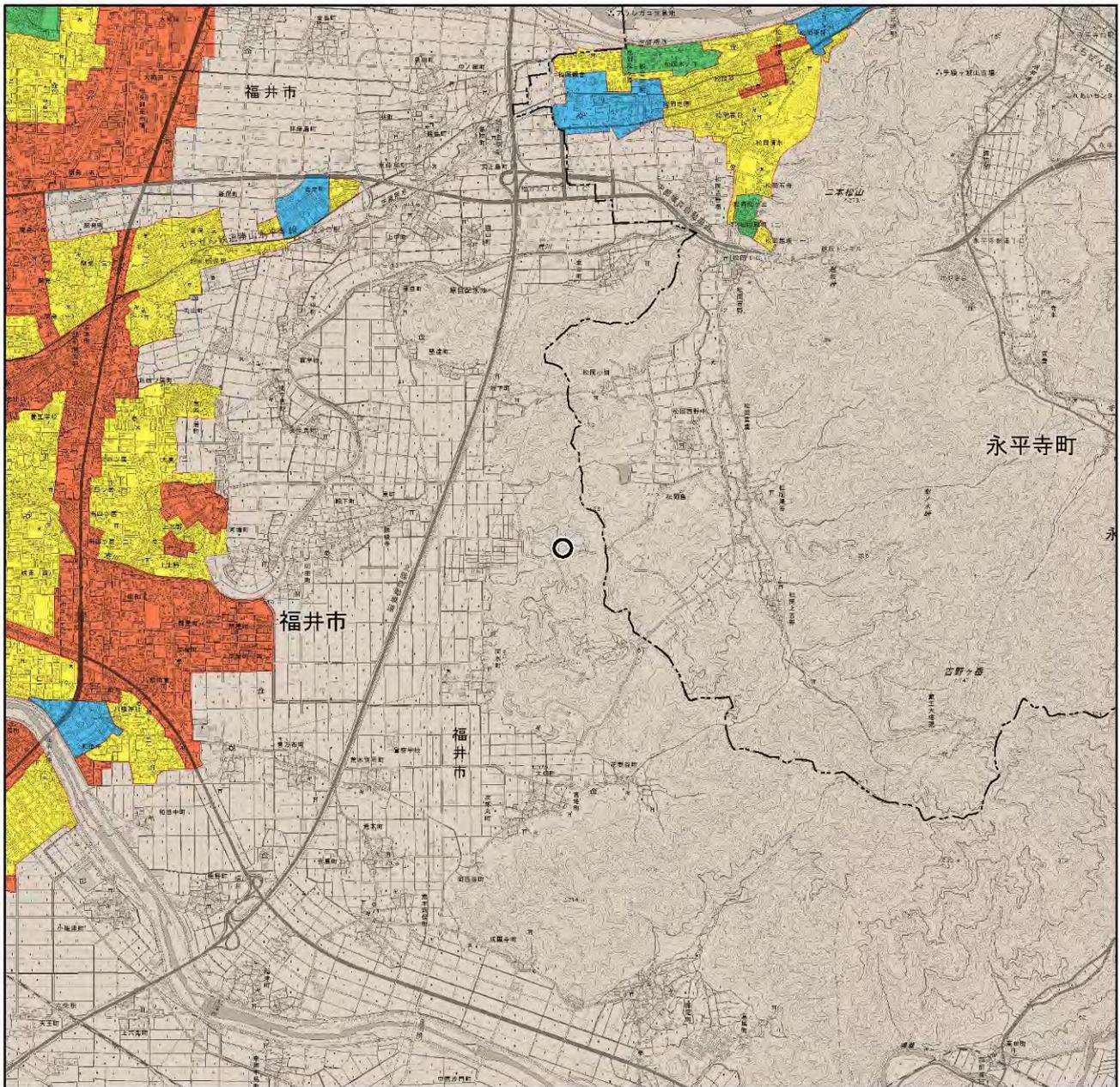
- 2 第2種区域、第3種区域、第4種区域又はその他の区域の区域内に所在する学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院等、図書館、特別養護老人ホーム（以下「学校・病院等」という。）の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

※1：騒音規制法による指定区域は第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域

※2：第5種区域、その他の区域は福井県公害防止条例及び福井市公害防止条例による指定区域

「平成11年 福井市規則第59号」

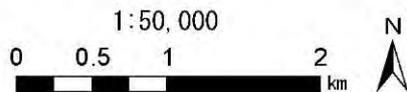
「平成30年 福井市告示第47号」



凡 例

- 事業実施想定区域
- 市町界
- 第1種区域
- 第2種区域
- 第3種区域
- 第4種区域
- 第5種区域
- その他の区域

この地図は国土地理院発行の1:25,000
 地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永
 平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集
 したものである。



出典：「福井都市計画総括図」（平成29年3月 福井市）、
 「永平寺都市計画総括図」（平成19年3月 福井県永平寺町）をもとに作成
 注：第5種区域は図の範囲に指定されていない。

図 4.2-11 騒音規制法及び振動規制法に係る規制区域

(b) 特定建設作業騒音に係る規制基準

特定建設作業騒音は、指定地域内（市街化区域のうち工業専用地域を除いた区域）において騒音規制法で、指定地域以外の地域では福井市公害防止条例で規制されており、規制基準は表 4.2-30に示すとおりである。

事業実施想定区域は、第2号基準の規制基準が適用される。

表 4.2-30 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

特定建設作業種類	種類に対する規制基準					備考		
	騒音の大きさ	夜間または深夜作業の禁止	1日の作業時間の制限	作業期間の制限	日曜日、その他の休日の作業禁止			
① くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル以下	第1号区域 午後7時から翌日の午前7時まで	第1号区域 1日につき10時間以内	同一場所において連続6日間	日曜日、その他の休日	もんけん、圧入式くい打くい抜機またはくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。		
② びょう打機を使用する作業						作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。		
③ さく岩機を使用する作業							電動機以外の原動機を用いるものであって、その定格出力が15kw以上のものに限る。（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	
④ 空気圧縮機を使用する作業								混練機の混練量がコンクリートプラントは、0.45m ³ 以上、アスファルトプラントは、200kg以上のものに限る。（モルタル製造のためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
⑤ コンクリートプラントまたはアスファルトプラントを設けて行う作業							原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。	
⑥ バックホウを使用する作業								
⑦ トラクターショベルを使用する作業							原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。	
⑧ ブルドーザーを使用する作業								

備考（区域の区分）第1号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全区域ならびに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)幼保連携型認定こども園、(エ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(オ)図書館、(カ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。

第2号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

- (その他) 1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。
 2 ⑥から⑧の作業にあっては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

「昭和43年 厚生省・建設省告示第1号」
 「平成11年 福井市規則第59号」
 「平成25年 福井市告示第131号」

(c) 道路交通騒音の要請限度

自動車騒音については、騒音規制法により要請限度が定められており、その内容は表 4.2-31に示すとおりである。

表 4.2-31 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	限 度	
		昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

備考 (区域の区分) (指定地域は、図4.2-9に示す類型A、B、Cに対応する)

a 区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域

b 区域：第1種・第2種住居地域、準住居地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

ただし、上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(二車線以上の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。)に係る限度は次表に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する区域の自動車騒音の限度	
昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
75 デシベル	70 デシベル

「平成12年 総理府令第15号」

「平成12年 福井県告示第285号」

「平成26年 福井市告示第58号」

3) 振動

(a) 特定工場に係る規制基準

特定工場に係る振動は、振動規制法及び福井市公害防止条例で定められており、規制基準は表 4.2-32に示すとおりである。事業実施想定区域及びその周囲における規制区域の指定状況は図 4.2-11に示すとおりである。廃棄物焼却炉については、事業実施想定区域は福井市公害防止条例に基づくその他の区域の規制基準が適用される。

表 4.2-32(1) 特定工場において発生する振動の規制基準（振動規制法）

区域 \ 時間	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 1 第1種区域：表 4.2-29の附表1に掲げる区域の区分の第1種区域及び第2種区域、
第2種区域：表 4.2-29の附表1に掲げる区域の区分の第3種区域及び第4種区域
- 2 学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

「昭和51年 環境庁告示90号」
「平成30年 福井市告示第48号」

表 4.2-32(2) 特定工場において発生する振動の規制基準（福井市公害防止条例）

区域 \ 時間	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第1種区域 第2種区域	60 デシベル	55 デシベル
第3種区域 第4種区域 第5種区域 その他の区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 1 この表に掲げる区域は表 4.2-29の附表1に掲げる区域とする。
- 2 学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

「平成11年 福井市規則第59号」

(b) 特定建設作業振動に係る規制基準

特定建設作業振動については、振動規制法により表 4.2-33に示す規制基準、規制区域等が定められている。

事業実施想定区域及びその周囲は、規制基準は適用されない。

表 4.2-33 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

特定建設作業種類	種類に対する規制基準					備考
	振動の大きさ	夜間または深夜作業の禁止	1日の作業時間の制限	作業期間の制限	日曜日、その他の休日の作業禁止	
① くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業	75デシベル以下	第1号区域 午後7時から翌日の午前7時まで	第1号区域 1日につき10時間以内	同一場所において連続6日間	日曜日、その他の休日	もんけん、圧入式くい打くい抜機またはくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
② 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業						
③ 舗装版破碎機を使用する作業		手持式のものを除き、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業使用する作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。				
④ ブレーカーを使用する作業						

備考 (区域の区分) 第1号区域：表 4.2-29の附表1に掲げる区域の区分の第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全区ならびに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)幼保連携型認定こども園、(エ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(オ)図書館、(カ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。

第2号区域：表 4.2-29の附表1に掲げる区域の区分の第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

(その他) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

「昭和51年 総理府令58号」
「昭和53年 福井県告示第185号」
「平成26年 福井市告示第59号」

(c) 道路交通振動の要請限度

道路交通振動については、表 4.2-34に示す規制基準（要請限度）、規制区域が定められている。

表 4.2-34 道路交通振動の要請限度

区域 \ 時間	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考 (区域の区分) 第1種区域：表 4.2-29の附表1に掲げる区域の区分の第1種区域及び第2種区域、第2種区域：表 4.2-29の附表1に掲げる区域の区分の第3種区域及び第4種区域
(その他) 学校・病院等、特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は当該値から5デシベル減じた値とする。

「昭和51年 総理府令58号」
「昭和53年 福井県告示第184号」
「平成26年 福井市告示第62号」

4) 水質汚濁

(a) 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法（昭和45年 法律第138号）に基づき、工場と事業所からの排水に全国一律の排水基準（有害物質28物質、生活環境項目15項目）が定められている。その内容は表 4.2-35に示すとおりである。

表 4.2-35(1) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（健康項目）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L
	海域 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L
	海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L*
1,4-ジオキサソ	0.5 mg/L
※：アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。 備考 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合に、その結果が定量限界を下回ることをいう。	

「昭和46年 総理府令第35号」

表 4.2-35(2) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準(生活環境項目)

項目	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)(pH)	海域以外5.8以上8.6以下
	海域5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/L(日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160 mg/L(日間平均120mg/L)
浮遊物質(SS)	200 mg/L(日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L(日間平均60mg/L)
燐含有量	16 mg/L(日間平均 8mg/L)
備考	
<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚水状態</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量(BOD)についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量(COD)についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>	

「昭和46年 総理府令第35号」

(b) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例による規制

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和47年 福井県条例第32号)及び福井県公害防止条例では、表 4.2-36に示すとおり、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)について、水域毎に上乘せ基準を定めており、事業実施想定区域及びその周囲では表 4.2-36の九頭竜川水域に係る排水基準が適用されている。

表 4.2-36 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例に基づく排水基準(抜粋)

項目	業種	水質汚濁防止法に基づく一律基準 (mg/L)	許容限度 (mg/L)					
			九頭竜川水域					
			新設		既設			
			排水量 3,000m ³ /日 (下水道にあつては 50,000m ³ /日)					
区分		未満	以上	未満	以上			
BOD COD	1	食料品製造業	160(120)	80(60)	70(50)	120(100)	100(85)	
	2	繊維工業(染色整理業を含む。)	〃	60(50)	50(40)	100(80)	85(70)	
	3	紙・パルプ・紙加工 品製造業	中芯用セミケミカルパルプ 製造業	〃	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)
			その他	〃	70(55)	60(45)	120(100)	100(85)
	4	化学工業	医薬品製造業	〃	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)
			その他	〃	50(40)	45(35)	80(60)	70(50)
	5	浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設	〃	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	
	6	旅館業	〃	80(60)		-		
	7	非金属鉱業及び鉱物・土石粉碎等処理業	〃	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	
	8	し尿処理施設	〃	-(30)		-(30)		
9	下水道終末処理施設	〃	-(20)		-(60)	-(40)		
10	その他	〃	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)		
SS	1	食料品製造業	200(150)	120(100)		150(120)		
	2	繊維工業(染色整理業を含む。)	〃	90(70)		120(100)		
	3	紙・パルプ・紙加工 品製造業	中芯用セミケミカルパルプ 製造業	〃	120(100)		160(120)	
			その他	〃	120(100)		150(120)	
	4	化学工業	〃	90(70)		120(100)		
	5	浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設	〃	90(70)		120(100)		
	6	旅館業	〃	120(100)		-		
	7	非金属鉱業及び鉱物・土石粉碎等処理業	〃	150(120)		-		
	8	し尿処理施設	〃	-(70)		-(70)		
	9	下水道終末処理施設	〃	-(70)		-(120)		
10	その他	〃	90(70)		120(100)			

(注) 1. 新設とは S53.8.1 以降に設置されたものをいう。のり抜き施設、浄水施設、旅館業、中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設に係る特定事業場(以下「追加特定事業場」という)以外で S48.1.1~S53.7.31 に設置されたものは、排水量の多少にかかわらず排水量 3,000m³/日未満新設の欄の基準値が適用される。
 2. 追加特定事業場の既設のものについては、S59.6.25 から適用する。
 3. 追加特定事業場以外の新設のものとは、九頭竜川地先海域 S51.6.24、越前・加賀海岸地先海域 S52.1.1 以降に設置されたものをいう。
 4. 基準値の()内は日間平均。BOD は河川、COD は海域および湖沼に排出される排出水に限って適用される。

「昭和47年 福井県条例第32号」

5) 悪臭

(a) 悪臭防止法等による規制

a) 臭気指数による規制

福井市では、悪臭防止法による規制について、平成22年4月1日より特定悪臭物質の濃度による規制から臭気指数による規制に変更しており、その内容は表 4.2-37 に示すとおりである。

表 4.2-37 福井市における悪臭防止法に係る臭気指数による規制基準

規制地域	都市計画法の規定による用途地域の区分	規制基準		
		敷地境界線 (臭気指数)	気体排出口	排水 (臭気指数)
第1種区域	第1, 2種低層住居専用地域	12	排出された気体において地表に着地したときに、敷地境界線上の規制基準に適合するように、大気拡散式等を用いて事業所毎に算定される。(悪臭防止法施行規則第6条の2で定められた方法)	28
第2種区域	第1, 2種中高層住居専用地域 第1, 2種住居地域 準住居地域			
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	15		31
第4種区域	工業地域	18		34

備考：規制対象となるのはすべての工場または事業場

「平成30年 福井市告示第49号」

また、福井県公害防止条例及び福井市公害防止条例では、悪臭防止法による規制地域以外の区域に臭気指数による規制基準を設定しており、その内容は表 4.2-38 に示すとおりである。事業実施想定区域及びその近辺は、図 4.2-12に示すようにその他の区域に該当し、許容限度（臭気指数）15が適用される。

なお、福井県公害防止条例では、廃棄物焼却炉は規制の対象となっていないが、福井市公害防止条例において、「焼却炉の火格子面積が1㎡以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり100kg以上のもの」を設置する工場又は事業場が特定工場として規制対象となっている。

表 4.2-38 福井市における福井市公害防止条例等に係る臭気指数による規制基準

規制地域	都市計画法の規定による用途地域の区分	福井県公害防止条例	福井市公害防止条例
		敷地境界線	敷地境界線
第5種区域	工業専用地域	18	18
その他の区域	第1～5種区域以外の地域		15

備考

- 1 規制対象となるのは福井県公害防止条例または福井市公害防止条例の規定の適用を受ける工場または事業場。なお、福井県公害防止条例の規定の適用を受ける工場または事業場については、福井市公害防止条例の規制基準は適用されない。

「昭和47年 福井県規則第5号」

「平成11年 福井市規則第59号」

b) 特定悪臭物質濃度による規制

永平寺町では、悪臭防止法により、敷地境界線の地表における大気中の濃度、事業場の煙突その他の気体排出口における気体中の濃度、事業場から排出される排出水中の特定悪臭物質の濃度について、区域の区分毎に規制基準が設定されている。

敷地境界線の地表における大気中の規制区域毎の規制基準は表 4.2-39に、規制区域の指定状況は図 4.2-12に示すとおりである。

表 4.2-39 敷地境界における特定悪臭物質の規制基準（大気中の濃度の許容限度）

特定悪臭物質の種類	規制基準 (ppm)	
	A 区域	B 区域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

備考 A区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

B区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね準工業地域及び工業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

「昭和47年 総理府令第39号」
「昭和53年 福井県告示第188号」

事業場の煙突その他の気体排出口における気体中の規制区域毎の規制基準（流量の許容限度）は、アンモニア等の13物質を対象に表 4.2-40に掲げる大気中の濃度の許容限度を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した流量となる。

表 4.2-40 気体排出口における規制基準算出のための大気中の濃度の許容限度

対象とする 特定悪臭物質	規制基準 (ppm)	
	A区域	B区域
アンモニア	1	2
硫化水素	0.02	0.06
トリメチルアミン	0.005	0.02
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
キシレン	1	2

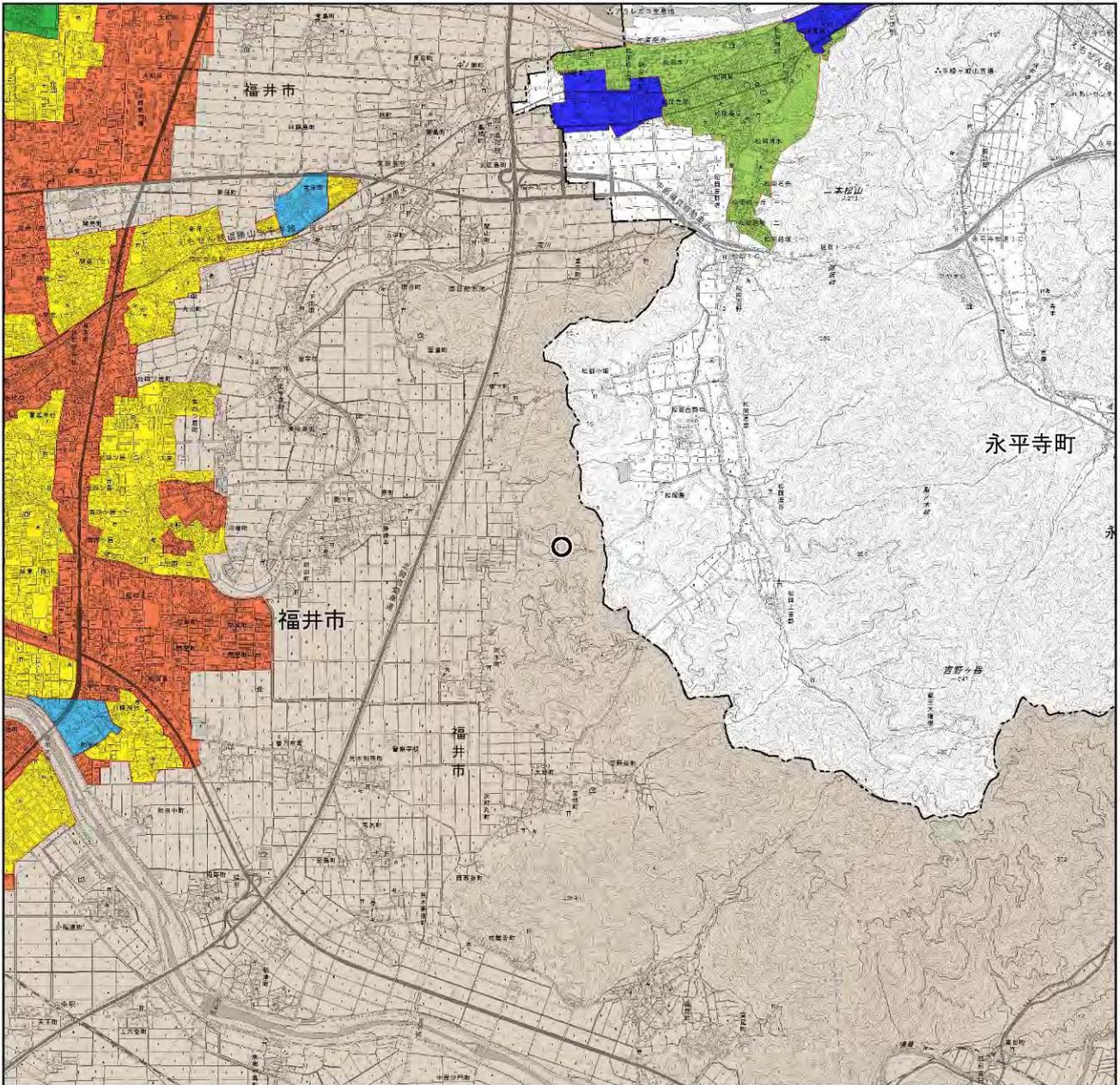
「昭和47年 総理府令第39号」
「昭和53年 福井県告示第188号」

事業場から排出される排出水中の特定悪臭物質の規制区域毎の規制基準(排出水中の濃度の許容限度)は、メチルメルカプタン等の4物質を対象に表 4.2-41に掲げる大気中の濃度の許容限度を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した濃度となる。

表 4.2-41 排出水中における規制基準算出のための大気中の濃度の許容限度

対象とする 特定悪臭物質	規制基準 (ppm)	
	A区域	B区域
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03

「昭和47年 総理府令第39号」
「昭和53年 福井県告示第188号」



凡 例

○ 事業実施想定区域

----- 市町界

福井市

- 第1種区域
- 第2種区域
- 第3種区域
- 第4種区域
- 第5種区域
- その他の区域

永平寺町

- A区域
- B区域

この地図は国土地理院発行の1:25,000
地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永
平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集
したものである。

出典：「福井都市計画総括図」（平成29年3月 福井市）、
「永平寺都市計画総括図」（平成19年3月 福井県永平寺町）をもとに作成

注：第5種区域は図の範囲に指定されていない。

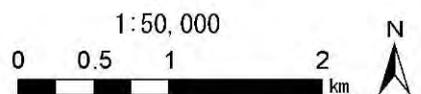


図 4.2-12 悪臭防止法等に基づく規制地域

6) 土壌汚染

(a) 土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準及び要措置区域等の指定状況

土壌汚染対策法（平成14年 法律第53号）は土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としている。同法に基づく区域の指定に係る基準(汚染状態に関する基準)は表 4.2-42に示すとおりである。

表 4.2-42(1) 土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る土壌溶出量基準(汚染状態に関する基準)

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつき カドミウム 0.01mg 以下
六価クロム化合物	検液1Lにつき 六価クロム 0.05 mg 以下
クロロエチレン	検液1Lにつき 0.002 mg 以下であること。
シマジン	検液1Lにつき 0.003 mg 以下
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと
チオベンカルブ	検液1Lにつき 0.02 mg 以下
四塩化炭素	検液1Lにつき 0.002 mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき 0.004 mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.1 mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.04 mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき 0.002 mg/L 以下
ジクロロメタン	検液1Lにつき 0.02 mg 以下
水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物	検液1Lにつき セレン 0.01 mg 以下
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき 0.01 mg 以下
チウラム	検液1Lにつき 0.006 mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき 1 mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき 0.006 mg 以下
トリクロロエチレン	検液1Lにつき 0.03 mg 以下
鉛及びその化合物	検液1Lにつき 鉛 0.01 mg 以下
砒素及びその化合物	検液1Lにつき 砒素 0.01 mg 以下
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつき ふっ素 0.8 mg 以下
ベンゼン	検液1Lにつき 0.01 mg 以下
ほう素及びその化合物	検液1Lにつき ほう素 1 mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと
有機りん化合物	検液中に検出されないこと

表 4.2-42(2) 土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る土壌含有量基準(汚染状態に関する基準)

特定有害物質の種類	土壌含有量基準
カドミウム及びその化合物	土壌1kgにつき カドミウム 150 mg 以下
六価クロム化合物	土壌1kgにつき 六価クロム 250 mg 以下
シアン化合物	土壌1kgにつき 遊離シアン 50 mg 以下
水銀及びその化合物	土壌1kgにつき 水銀 15 mg 以下
セレン及びその化合物	土壌1kgにつき セレン 150 mg 以下
鉛及びその化合物	土壌1kgにつき 鉛 150 mg 以下
砒素及びその化合物	土壌1kgにつき 砒素 150 mg以下
ふっ素及びその化合物	土壌1kgにつき ふっ素 4000 mg以下
ほう素及びその化合物	土壌1kgにつき ほう素 4000 mg以下

「平成14年 環境省令第29号」

7) 地盤沈下

(a) 福井県地盤沈下対策要綱による地下水の採取量の報告

福井県では、地盤沈下の対策として「福井県地盤沈下対策要綱」(昭和50年)を作成し、対象地域を設定してその地域における地下水採取者に対し、毎月の地下水採取量を報告するよう義務づけている。また、多量(工場、事業場ごとに日量1,000m³を超える)に採取する者に対しては毎年、地下水利用計画書を提出するようになっている。

事業実施想定区域は、「福井県地盤沈下対策要綱」の対象地域には含まれていない。

(b) 地下水適正利用者指導要領による地下水の採取量の報告

福井市では、「地下水適正利用者指導要領」により、「福井県地盤沈下対策要綱」に定める対象地域を除く地域において、地下水多量採取者(工場、事業場ごとに日量1,000m³を超える)に対し、前年度の地下水採取量および当該年度の地下水使用予定量を報告するよう義務づけている。

(3) 自然環境保全に係る地域の指定状況

1) 自然公園法に基づく国立公園、国定公園の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「自然公園法」（昭和32年 法律第161号）に基づく国立公園、国定公園は分布していない。また、「福井県立自然公園条例」（昭和33年 福井県条例第53号）に基づく県立自然公園も分布していない。

2) 自然環境保全法に基づく自然環境保全地域等の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和47年 法律第85号）に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域は分布していない。また、「福井県自然環境保全条例」（昭和48年 福井県条例第1号）に基づく自然環境保全地域も分布していない。

3) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の分布状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年 条約第7号）の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域は分布していない。

4) 都市緑地法に基づく緑地保全地区の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和48年 法律第72号）に基づく緑地保全地区は分布していない。

5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年 法律第88号）に基づく鳥獣保護区の指定状況は、表 4.2-43及び図 4.2-13に示すとおりである。

鳥獣保護区は事業実施想定区域及びその近辺には指定されていない。

表 4.2-43 鳥獣保護区の指定状況

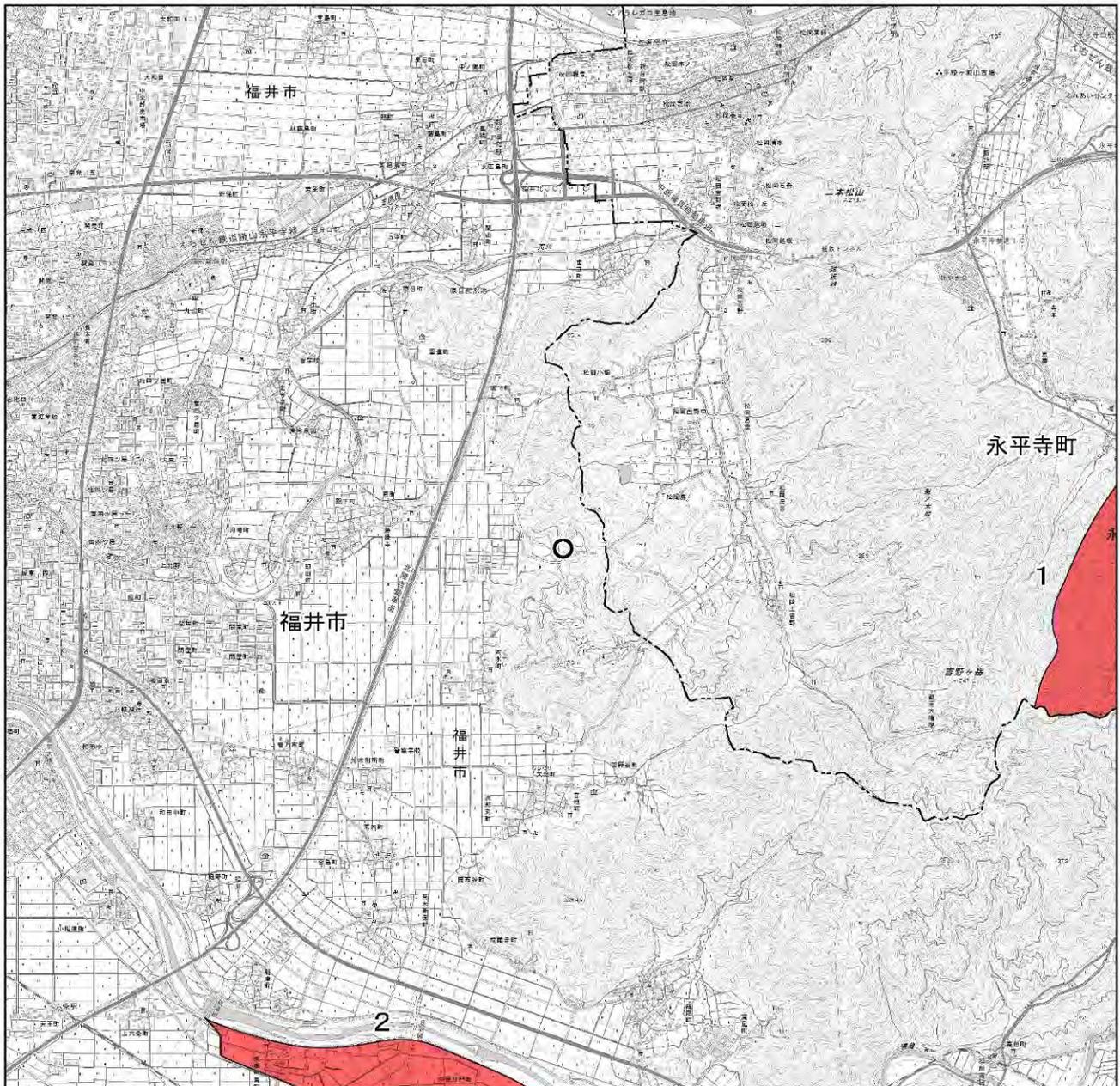
番号*	名称	面積	期限
1	永平寺鳥獣保護区	1,230 ha	H32.10.31
2	東郷鳥獣保護区	1,300 ha	H48.10.31

※：番号は、図 4.2-13の番号と対応する。

出典：「平成29年度福井県鳥獣保護区等位置図」（平成29年9月 福井県）

6) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の分布状況

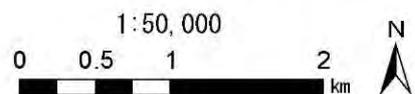
事業実施想定区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年 条約第28号）により指定された湿地の区域は分布していない。



凡例

- 事業実施想定区域
- 市町界
- 鳥獣保護区 (普通地域)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集したものである。



出典：「平成29年度福井県鳥獣保護区等位置図」（平成29年9月 福井県）

図 4.2-13 鳥獣保護区の指定状況

(4) 資源等の保護・保存に係る地域の指定状況

1) 福井県公害防止条例に基づく地下水の取水の規制

福井県公害防止条例では、地下水の節水を目的として福井県全域を対象に一定規模（動力を用いて地下水を採取するための施設で揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その合計）が19.6㎡以上のもの）以上の揚水機を用いて地下水を採取する場合は届け出が必要とされている。

2) 福井市景観条例に基づく特定景観計画区域の指定状況

福井市景観条例（平成20年 福井市条例第21号）では、重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域を、特定景観計画区域として景観計画に定めているが、事業実施想定区域及びその周囲には指定されている区域は分布していない。

なお、永平寺町景観条例（平成23年 永平寺町条例第10号）では、景観計画において重点的に良好な景観の形成を図る特定景観計画区域は指定されていない。

3) 都市計画法に基づく風致地区の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲には、都市計画法（昭和43年 法律第100号）に基づく風致地区は指定されていない。

4.2.9 その他下水道整備、し尿処理、ごみ処理の状況

(1) 下水道整備、し尿処理、ごみ処理の状況

1) 下水道の整備状況

福井市、永平寺町及び福井県の平成28年度における下水道の整備の状況は、表 4.2-44 に示すとおりであり、普及率は福井市では85.8%、永平寺町では75.8%、県全体では78.7%となっている。

表 4.2-44 下水道の整備状況（平成28年度）

市町県	整備済面積 (ha)	行政人口* (人)	処理人口* (人)	下水道処理人口 普及率 (%)
福井市	4,913.2	264,906	227,190	85.8
永平寺町	468.3	18,881	14,307	75.8
福井県	18,864.3	791,541	622,978	78.7

※：人口は平成29年3月31日現在

出典：「平成29年度 福井県環境白書 資料編」（福井県ホームページ）

2) し尿処理の状況

福井市、永平寺町及び福井県の平成28年度におけるし尿処理の状況は、表 4.2-45に示すとおりであり、し尿処理量は福井市では36,677k1、永平寺町では1,036k1、県全体では143,433k1となっている。

表 4.2-45 し尿処理の状況（平成28年度）

市町県	し尿 (k1)	浄化槽汚泥 (k1)	自家処理量 (k1)	合計 (k1)
福井市	2,497	34,172	8	36,677
永平寺町	184	852	0	1,036
福井県	22,766	120,031	636	143,433

出典：「廃棄物処理技術情報」（環境省ホームページ）

3) ごみ処理の状況

福井市、永平寺町及び福井県の平成28年度における一般廃棄物の処理の状況は、表 4.2-46に示すとおりであり、ごみ処理量は福井市では87,990 t、永平寺町では5,031 t、県全体では257,114 tとなっている。

表 4.2-46 一般廃棄物の処理の状況（平成28年度）

市町県	ごみ総排出量* ¹ (t)	ごみ処理量* ² (t)	中間処理後再生利 用量* ³ (t)	リサイクル率* ⁴ (%)	最終処分量* ⁵ (t)
福井市	94,942	87,990	5,269	13.9	8,523
永平寺町	5,557	5,031	349	15.6	804
福井県	278,184	257,114	19,168	16.6	28,797

※1：ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

※2：ごみ処理量＝直接焼却量＋直接最終処分量＋焼却以外の中間処理量＋直接資源化量

※3：中間処理後再生利用量＝焼却施設＋粗大ごみ処理施設＋ごみ堆肥化施設＋ごみ飼料化施設＋メタン化施設
＋ごみ燃料化施設＋その他の資源化等を行う施設＋その他の施設

※4：リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）／（ごみ処理量＋集団回収量）×100

※5：最終処分量＝直接最終処分量＋焼却残渣量＋処理残渣量

出典：「廃棄物処理技術情報」（環境省ホームページ）

4.2.10 各種関連計画の状況

(1) 都市計画

1) 福井県都市計画区域マスタープラン

福井県では、平成16年に、都市計画法の改正により都市計画区域単位での策定が義務付けられた「都市計画区域マスタープラン」を策定している。「都市計画区域マスタープラン」は、県内各都市の趨勢や今後の人口・産業の見通しなどを踏まえて、おおむね20年後の都市の将来像を描き、その実現に向けた都市計画の方向性を明らかにするものである。計画の策定から時間が経過し、都市計画に関する新たな法制度の整備・改正等が行われたほか、県内でも市町村合併の進展や高速交通ネットワークの整備進捗などの新たな状況の変化もみられることから、これらの新たな視点を踏まえた計画となるように平成26年2月28日に見直しが行われている。

福井市及び永平寺町は「福井都市計画区域」に含まれる。

福井都市計画区域の都市づくりの基本理念は下記のとおりである。

- 豊かな自然や歴史を育む都市と県都づくり
- 持続可能な都市づくり
- 都市間の交流・連携を促進する都市づくり
- 安全・安心に住み続けられる都市づくり

2) 福井市都市計画マスタープラン

福井市では、平成12年に「福井市都市計画マスタープラン」を策定し、その後の社会情勢の変化に対応するため、平成22年に都市計画マスタープランの改定を行っている。改定した都市計画マスタープランの目標年次は平成42年としている。

都市づくりの理念は、『暮らしの豊かさを実感できる「歩きたくなる」まち』としており、暮らしの豊かさを支える下記の4つの視点を提示している。

- ・活力：魅力や活力を高める多様な拠点づくり
- ・生活：安全に、安心して快適に過ごせる身近な生活空間づくり
- ・交流：誰もが自由に行動できる移動の骨格づくり
- ・潤い：誇りと愛着を育む水と緑の空間づくり

また、目指すべき都市の将来像として、下記の2点を提示している。

- ・自然環境との共生・調和を基本とした水と緑あふれる都市
- ・中心市街地と地域拠点が公共交通ネットワークにより有機的に結ばれた都市

さらに、都市計画区域マスタープランでは、全体構想の都市づくりの方針を受けて、地域の特性を活かした個性豊かな地域づくりを進めるため、福井市を13の地域に区分し、地域別のまちづくり方針を定めている。事業実施想定区域は「市街地東部」に含まれ、まちづくりの基本的な考え方として、「東山やその裾野に広がる田園風景などを大切にしながら人とまちと自然が調和したゆとりある生活環境の実現と、福井の東の玄関口として美しいまちづくりを進めます。また、市街地では複数の総合病院を有し、中心部に近い立地条件、北陸自動車道や国道8号、国道158号などの広域交通の利便性を活かし、快適な暮らしや都市活動が持続するまちづくりを進めていきます。」としている。

3) 永平寺町都市計画マスタープラン

永平寺町では、平成22年に「永平寺町都市計画マスタープラン」を策定している。都市計画マスタープランの目標年次は平成42年としている。都市づくりの目標として、都市の将来像を『水と歴史に学び誇りを紡ぐ「住み続けたい」緑のまち』とし、下記に示す目標を提示している。

- 目標 1 交流や連携の軸の形成
- 目標 2 地域資源を活かした多様な拠点の形成
- 目標 3 快適で質の高い生活空間の創出
- 目標 4 背景となる豊かな景観の保全・継承
- 目標 5 参加型まちづくりの仕組みの構築

(2) 環境基本計画

1) 福井県環境基本計画

福井県では、「福井県環境基本条例」(平成7年 福井県条例第5号)における「豊かで美しい環境の恵沢の享受と継承」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境保全の推進」の3つの基本理念の実現を目指すため、同条例に基づき、平成30年3月に「福井県環境基本計画」を改定している。

本計画の基本目標は、県民一人一人が福井の美しい環境を守りながら活力あるふるさとを未来に繋いでいくことを目指し、「ふるさとの美しい環境を守り育て 福井の活力につなげる」としている。計画期間は平成30年度から平成34年度までとしている。

本計画の重点プロジェクトは5項目を掲げており、その内容は表 4.2-47に示すとおりである。

表 4.2-47(1) 福井県環境基本計画における重点プロジェクト

番号	重点プロジェクト	具体的な施策
1	タイムスケイプ研究・活用プロジェクト	タイムスケイプ研究の推進 嶺南地域の自然や歴史を、年縞を活用してひも解くことにより、自然の仕組みや自然と人の暮らしとの関わりを明らかにする研究を里山里海湖研究所において推進する。
		タイムスケイプ学びの旅の推進 年縞博物館を拠点として、年縞により研究が進んだ世界の考古学、古気候学等の最新の知見の紹介や、学芸員等の案内により年縞研究で明らかになった知見を嶺南各地で学ぶ「タイムスケイプを体感する旅」を推進する。
		年縞国際ネットワークの構築 オックスフォード大学等と連携して年縞から花粉を抽出する国際ネットワーク（体制）を構築するとともに、得られた情報をデータベース化し、国際共同研究の推進に貢献する。

表 4.2-47 (2) 福井県環境基本計画における重点プロジェクト

番号	重点プロジェクト	具体的な施策
2	自然活用推進プロジェクト	<p>生き物・星空の宝庫六呂師高原の学びと体験の拠点化 環境学習の適地である六呂師高原において、昆虫などの生物や星空観察・自然体験のための施設の改修、ガイド育成を行い、六呂師高原の自然を学び、楽しめる拠点到整備する。</p> <p>「学びの海湖」における自然体験活動の推進 学びの森に加え、新たに三方五湖や若狭湾などを「学びの海湖」に指定し、福井の豊かな海や湖をカヤック等の子どもの体験の場として活用し、森、海、湖など多様な自然体験を推進する。</p> <p>里海湖トレイルの活用 風光明媚な海岸や里山を結ぶ自然歩道を活用して越前海岸から若狭湾までの「里海湖トレイル」を設定し、変化に富んだ海岸の風景や集落における自然と共生した暮らしと文化の体験を促進する。</p>
3	未来を守るストップ温暖化プロジェクト	<p>県民運動「LOVE・アース・ふくい」の推進 温暖化対策の重要性への理解を深め、県民や事業者の自主的な取組みを促すため、市町・環境ふくい推進協議会と連携し、テーマを決めて、県下一斉の省エネ行動を実践するなど、さらなる普及啓発を推進する。</p> <p>元気な地域づくりにつながる再生可能エネルギー導入の推進 小水力発電など地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を支援するとともに、売電収入の一部を伝統行事の承継や農作業支援などの地域振興策に活用することで、地域の課題解決にも貢献する。</p> <p>嶺南地域の優れた「環境・エネルギー資源」を活かした温暖化対策の推進 温暖化防止に大きく貢献してきた嶺南地域において、再エネや省エネ設備等の導入により、地域産業の発展や住民サービスの充実、施設のエネルギー源への利用などを進める。 ※温室栽培への熱供給、病院・福祉施設の電気・空調・給湯、観光周遊EVバス等</p>
4	企業等による地域貢献プロジェクト	<p>新環境CSR活動の促進事業 企業の環境CSR(社会貢献)を促進し、資金や人材の提供を受け、「ふくいのおいしい水」や「ふくいふるさとの音風景」など地域固有の自然や伝統行事を承継・保全し、地域の賑わいを創出する。</p> <p>三方五湖・北潟湖の自然再生を多様な主体と共働して実施 三方五湖におけるウナギやシジミなどの生き物の生息環境の改善、ヒシの管理、北潟湖におけるフナやシジミなどの生息環境の改善等、自然再生活動を研究者や環境団体など多様な主体と共働して実施する。</p> <p>地域に貢献する廃棄物処理事業への支援 廃棄物処理施設の重要性に対する地域住民の理解促進を図るため、施設見学会の開催や施設から発生する熱の利活用など、処理業者が行う地域貢献の取組みを支援する。 ※廃棄物処理施設周辺の道路融雪、地域内の街路灯などに活用</p>
5	美しいふるさと景観づくりプロジェクト	<p>里地里山の原風景の保全 里山里海湖研究所が、森の維持管理等に必要な資機材の貸出しや専門家の派遣等を行うことにより、地域住民、企業、地域おこし協力隊等を支援し、ふるさとのシンボルとなる里地里山の美しい原風景を保全する。</p> <p>「しあわせ」を呼ぶ環境美化県民運動の実施 福井に多い神社・仏閣等の周辺におけるごみ拾い大会など、環境美化活動を県民の「しあわせ」につながるイベントとして実施し、「しあわせ」を呼ぶ県民運動として展開する。</p> <p>魅力あるふるさと資産を観光資源として活用促 越前海岸水仙畑の重要文化的景観の選定に向けた調査や、嶺南地域における鉄道と港の近代化遺産や鯖街道等の旧街道を復元するなど魅力あるふるさと資産の活用を促進する。</p>

2) 福井市環境基本計画

福井市では、良好な環境の保全と創造のための施策を総合的かつ計画的に進めていくため、「福井市環境基本条例」（平成11年 福井市条例第3号）に基づき平成12年度に「福井市環境基本計画」を作成しており、現在は平成28年度から平成32年度までの5年間の「第3次計画」が策定されている。この中で福井市の目指す環境像として、「未来へつなごう環境にやさしい持続可能なまち・ふくい」を掲げている。

本計画では目指す環境像を実現するため、表 4.2-48に示す基本方針を定めている。

表 4.2-48 福井市環境基本計画における基本方針

番号	基本方針	内容
1	豊かな自然や生き物を守り育て、将来に伝える	里地・里山に代表されるような豊かな自然やそこに生息する多様な生き物を守り育て、将来に伝えていくためには、人と自然との関わりを維持していくことが大切である。 地域住民や市民組織等による環境保全・再生活動等を促進する取組を進める。
2	快適な暮らしを守り、水と緑が豊かな都市環境を創出する	現在、本市においては、身近にある大気や水など、生活環境は良好な状態で保たれている。これからも快適な生活が守られなければならない。 また、自然を活かした水と緑が豊かな都市環境を創出し、潤いのある空間づくりに取り組む。
3	温室効果ガスの排出を減らし、気候変動の影響に適応した社会づくりを進める	温室効果ガスの排出を減らすには、一人ひとりが、まちづくりや日常生活、事業所の活動など、様々な場面でエネルギーの利用を見直すとともに、省資源の取組が必要である。 低炭素型社会への転換に向け、市民や事業所等の省エネや省資源への取組の支援や環境負荷の少ない交通環境の構築を進める。 また、気候変動の影響に対する適応策についても検討する。
4	ごみを減らし、資源を大切にす循環型社会づくりを進める	廃棄物の3R（ごみの発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】、再生利用【リサイクル】）に取り組む、資源を大切にす循環させる取組を進める。
5	一人ひとりが環境問題について関心と理解を深め、環境を大切にす人づくりを進める	豊かな自然環境を維持しつつ、持続可能な発展ができる社会を構築するためには、広く市民全体で環境の保全に取り組むことが必要である。 学校や家庭、地域など、あらゆる機会に環境問題について理解と関心を深め、環境を大切に考える人づくりを進めるため、充実した環境学習の機会の提供や、学校や地域で行われる環境活動への支援を行う。

3) 第2次永平寺町環境基本計画

永平寺町では、「永平寺町環境基本条例」（平成19年 永平寺町条例第20号）に基づき平成20年に「永平寺町環境基本計画」を作成しており、平成30年3月に「第2次永平寺町環境基本計画」に改定している。本計画は、永平寺町の目指す環境未来像として、「禅の心が息づく 持続可能なまち えいへいじ」を掲げており、計画期間は平成30年度から平成39年度までとしている。

本計画では目指す環境未来像を実現するため、表 4.2-49に示す基本施策を定めている。

表 4.2-49 第2次永平寺町環境基本計画における基本施策

番号	基本施策	内容
1	自然共生社会の推進	地域の豊かな自然や多様な生き物を守り育て将来に伝えるために、自然や生き物を保護・再生する活動や、里地里山の豊かな自然の保全等を推進する。
2	循環型社会の推進	天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図る循環型社会の形成には、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）という3Rの取り組みが不可欠だが、さらに環境への負荷を低減していくために、不要なものを断る（リフューズ）、修理して使う（リペア）といった取り組みも含めた5Rを推進していく。
3	低炭素社会の推進	低炭素社会への転換のために、再生可能エネルギーの推進を図る。徒歩や自転車、公共交通機関による移動を促進し、次世代自動車等ガソリン自動車よりも環境負荷の少ない移動手段への転換を図る。また、住宅等における省エネ等の取り組みを推進する。
4	歴史・文化と景観の保全	永平寺町の歴史・文化的遺産や地域の風習や伝統行事を大切に守り、また、景観の保全・創出を図る。
5	生活環境の保全	私たち人が快適に生活でき、様々な生物が生存していくためには、空気や水などの身近な環境をきれいに保つ必要があります。公害や不法投棄の防止等に向けた事業所への指導や町民への啓発に取り組みます。

(3) 景観計画

1) 福井市景観基本計画

福井市では、平成19年5月に「福井市景観基本計画」を策定し、平成20年3月に具体的な行為の制限や景観形成の基準などを定めた「福井市景観計画」を策定している。なお、景観計画は平成28年3月に変更されている。

景観基本計画における景観形成の目標は『四季彩織りなす風景都市～住みたくなる心地よい景観をめざして～』としており、5つの景観形成の基本方針を提示している。

- 1 福井を象徴する『シンボル景観』の形成
- 2 福井の「地」となる『自然景観』との共生
- 3 地域固有の『歴史・文化的景観』との共生
- 4 魅力あふれる『都市景観』の形成
- 5 福井らしい景観を育む『人づくり』

また、景観基本計画では福井市内を特性の異なる7つのゾーンに分け、それぞれのゾーンと軸の景観特性を活かした取組を進めている。事業実施想定区域は「田園景観形成ゾーン（市街地東部エリア）」に含まれ、以下に示すテーマと基本方針が提示されている。

《景観形成のテーマ》

文化が薫るコシヒカリの里景観の形成

《景観形成の基本方針》

- ・コシヒカリ発祥の地である広大な田園景観の保全
- ・文殊山の麓に広がる糞置荘の文化的景観の保全
- ・白山連峰や文殊山、足羽三山、国見岳などへのパノラマ景観の保全
- ・島状に点在する集落景観の保全

さらに、特に重点的な景観整備や保全・景観的演出を行うことが重要となる場所を景観形成重点地区としている。現在は「福井都心地区」、「一乗谷地区」、「越前水仙群生地区」の3地区が指定されている。なお、事業実施想定区域及びその周囲にはこれらの地区は分布していない。

2) 永平寺町景観計画

永平寺町では、平成20年5月に「永平寺町景観計画」が策定されている。景観形成の目標は、下記の3つの目標を提示している。

- 1 地域の特性を活かした個性的な（永平寺らしい）景観づくり
- 2 「守り」、「育て」、「直す（改善）」等の多様な知恵をしぼる景観づくり
- 3 住民・事業者・行政が協働してすすめる景観づくり

また、同景観計画では永平寺町を6つのエリアに区分してそれぞれの景観形成の方針を定めている。事業実施想定区域に近いエリアは「松岡南エリア」であり、景観形成方針は「田園景観を守り清流を活かした景観づくり」とされている。

(4) その他

1) 福井県重要里地里山の選定

福井県では、近年の里地里山の急激な変化を受け、平成15年度に県内の里地里山の生物調査を実施し、今も多様な生物がすむ代表的な地域を「福井県重要里地里山」として30箇所を選定している。

選定基準は下記のとおりである。

- ・ その地域を含む周辺の里地里山で、県レッドデータブック掲載種（県RDB種）が多種確認されている
- ・ 県RDB種の県内の代表的な生息地である
- ・ 県RDB種の繁殖地、越冬地、または旅鳥の重要な中継地点になっている
- ・ 県RDB種の県内唯一の生息地である

なお、事業実施想定区域及びその周囲には、福井県重要里地里山は選定されていない。